

平成 2 5 年

第 2 回 柳 川 市 議 会 定 例 会 会 議 録

開 会 : 平 成 2 5 年 2 月 2 6 日

閉 会 : 平 成 2 5 年 3 月 1 8 日

柳 川 市 議 会

第 2 回 柳 川 市 議 会 (定 例 会) 日 程 表

月 日	曜	会 議	会 議 の 次 第
2 月 26 日	火	本 会 議	開会・提案理由説明
2 月 27 日	水	考 案 日	
2 月 28 日	木	本 会 議	議案質疑
3 月 1 日	金	考 案 日	
3 月 2 日	土	休 会	
3 月 3 日	日	休 会	
3 月 4 日	月	本 会 議	一 般 質 問
3 月 5 日	火	本 会 議	一 般 質 問
3 月 6 日	水	休 会	
3 月 7 日	木	委 員 会	
3 月 8 日	金	委 員 会	
3 月 9 日	土	休 会	
3 月 10 日	日	休 会	
3 月 11 日	月	委 員 会	予算審査特別委員会
3 月 12 日	火	委 員 会	予算審査特別委員会
3 月 13 日	水	休 会	
3 月 14 日	木	事務整理日	
3 月 15 日	金	事務整理日	
3 月 16 日	土	休 会	
3 月 17 日	日	休 会	
3 月 18 日	月	本 会 議	採決・閉会

第 2 回柳川市議会（定例会）付議案件並びに結果

議 案

議 案	案 件	議 決 日	結 果
議 案 第 3 号	柳川市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について	25. 2 .28	原案可決
議 案 第 4 号	平成24年度柳川市一般会計補正予算（第 9 号）について	25. 3 .18	原案可決
議 案 第 5 号	平成24年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について	25. 3 .18	原案可決
議 案 第 6 号	平成24年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について	25. 3 .18	原案可決
議 案 第 7 号	平成24年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について	25. 3 .18	原案可決
議 案 第 8 号	平成25年度柳川市一般会計予算について	25. 3 .18	原案可決
議 案 第 9 号	平成25年度柳川市国民健康保険特別会計予算について	25. 3 .18	原案可決
議 案 第 10 号	平成25年度柳川市後期高齢者医療特別会計予算について	25. 3 .18	原案可決
議 案 第 11 号	平成25年度柳川市住宅新築資金等特別会計予算について	25. 3 .18	原案可決
議 案 第 12 号	平成25年度柳川市公共用地先行取得等特別会計予算について	25. 3 .18	原案可決
議 案 第 13 号	平成25年度柳川市下水道事業特別会計予算について	25. 3 .18	原案可決
議 案 第 14 号	平成25年度柳川市水道事業会計予算について	25. 3 .18	原案可決
議 案 第 15 号	柳川市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について	25. 3 .18	原案可決

議案 第16号	柳川市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格に関する条例の制定について	25.3.18	原案可決
議案 第17号	柳川市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について	25.3.18	原案可決
議案 第18号	柳川市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について	25.3.18	原案可決
議案 第19号	地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	25.2.28	原案可決
議案 第20号	柳川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	25.3.18	原案可決
議案 第21号	柳川市立公民館条例及び柳川市コミュニティ施設条例の一部を改正する条例の制定について	25.3.18	原案可決
議案 第22号	柳川市用排水路管理条例の一部を改正する条例の制定について	25.2.28	原案可決
議案 第23号	柳川市観光駐車場条例の一部を改正する条例の制定について	25.3.18	原案可決
議案 第24号	柳川市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	25.3.18	原案可決
議案 第25号	柳川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について	25.2.28	原案可決
議案 第26号	市道路線の認定、変更認定及び廃止について	25.3.18	原案可決
議案 第27号	福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について	25.2.28	原案可決
議案 第28号	人権擁護委員候補者の推薦について	25.2.28	同意
議案 第29号	人権擁護委員候補者の推薦について	25.2.28	同意

議案 第30号	TPP（環太平洋経済連携協定）への対応に関する意見書について	25.3.18	原案可決
------------	--------------------------------	---------	------

請願

	案 件	議 決 日	結 果
請願 第10号	TPP（環太平洋経済連携協定）への対応に関する請願	25.3.18	採 択
請願 第11号	市民会館の建て替えに関する請願	25.3.18	継続審査

柳川市議会第2回定例会会議録

平成25年2月26日柳川市議会議場に第2回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	三小田 一 美	2番	荒 卷 英 樹
3番	熊 井 三千代	4番	白 谷 義 隆
5番	梅 崎 昭 彦	6番	近 藤 末 治
7番		8番	河 村 好 浩
9番	荒 木 憲	10番	高 田 千壽輝
11番	諸 藤 哲 男	12番	太 田 武 文
13番	吉 田 勝 也	14番	山 田 奉 文
15番	矢ヶ部 広 巳	16番	緒 方 寿 光
17番	浦 博 宣	18番	藤 丸 正 勝
19番	田 中 雅 美	20番	島 添 勝
21番	樽 見 哲 也	22番	伊 藤 法 博
23番	梅 崎 和 弘	24番	古 賀 澄 雄

2.欠席議員

な し

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金子健次	
副市	長	石橋義浩	
教	育	長	北川満
総務部	長	大坪正明	
会計管理	者	横山英真	
市民部	長	田島稔大	
保健福祉部	長	高田淳治	
建設部	長	野田彰	
産業経済部長兼大和庁舎	長	古賀廣介	
教育部長兼三橋庁舎	長	高田厚	
消	防	長	古賀輝昭
人事秘書課	長	島添守男	
総務課	長	白谷通孝	
企画課	長	橋本祐二郎	
財政課	長	石橋真剛	
税務課	長	樽見孝則	
健康づくり課	長	高巢雄三	
福祉課	長	稲又義輝	
学校教育課	長	高崎祐二	
生涯学習課	長	石橋正次	
建設課	長	中村敬二郎	
農政課	長	成清博茂	
水路課	長	安藤和彦	

4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	江崎尚美						
議	会	事	務	局	次	長	兼	議	事	係	長	亀崎公德
議	会	事	務	局	庶	務	係	長	池末勇人			

5. 議事日程

諸般の報告について

- (1) 例月出納検査の結果について(平成24年10月分、11月分、12月分)
- (2) 市長の行政報告について

- 日程（１） 議会運営委員長報告について
- 日程（２） 会議録署名議員の指名について
- 日程（３） 議案第３号 柳川市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する
条例の制定について
- 日程（４） 議案第４号 平成24年度柳川市一般会計補正予算（第９号）について
議案第５号 平成24年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）
について
議案第６号 平成24年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）
について
議案第７号 平成24年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第１号）に
ついて
- 日程（５） 議案第８号 平成25年度柳川市一般会計予算について
議案第９号 平成25年度柳川市国民健康保険特別会計予算について
議案第10号 平成25年度柳川市後期高齢者医療特別会計予算について
議案第11号 平成25年度柳川市住宅新築資金等特別会計予算について
議案第12号 平成25年度柳川市公共用地先行取得等特別会計予算について
議案第13号 平成25年度柳川市下水道事業特別会計予算について
議案第14号 平成25年度柳川市水道事業会計予算について
- 日程（６） 議案第15号 柳川市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
議案第16号 柳川市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格に関する条例
の制定について
議案第17号 柳川市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を
定める条例の制定について
議案第18号 柳川市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関
する基準を定める条例の制定について
- 日程（７） 議案第19号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施
策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う
関係条例の整理に関する条例の制定について
議案第20号 柳川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
について
議案第21号 柳川市立公民館条例及び柳川市コミュニティ施設条例の一部
を改正する条例の制定について
議案第22号 柳川市用排水路管理条例の一部を改正する条例の制定につい
て

議案第23号 柳川市観光駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

議案第24号 柳川市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第25号 柳川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

日程(8) 議案第26号 市道路線の認定、変更認定及び廃止について

議案第27号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について

日程(9) 議案第28号 人権擁護委員候補者の推薦について

議案第29号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程(10) 請願について

1 請願第10号 TPP(環太平洋経済連携協定)への対応に関する請願

2 請願第11号 市民会館の建て替えに関する請願

午前10時 開会

議長(古賀澄雄君)

皆さんおはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから平成25年第2回柳川市議会定例会を開会いたします。

諸般の報告について。

開議に先立ち、諸般の報告を行います。

例月出納検査の結果について、監査委員よりお手元に配付のとおり提出されていますので、御報告をいたします。

次に、市長の行政報告をお願いいたします。

市長(金子健次君)(登壇)

皆さんおはようございます。本日は平成25年第2回柳川市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御多用中のところ御参集いただきまして、まことにありがとうございます。

議事に先立ちまして、議長のお許しを得ましたので、12月定例会以降の重立った事柄について御報告させていただきます。

まず初めに、観光関連について御報告いたします。

去る2月11日に私も参加いたしました「おひな様始祭」を皮切りに、水郷柳川の春を彩る「柳川雛祭りさげもんめぐり」がスタートいたしました。

さげもんめぐりに合わせて2月1日に水郷柳川ゆるり旅キックオフ会を開催し、新たな体

駿や、まち歩きなどの地域密着型商品を盛り込んだ19のプランをスタートいたしました。

また、今月から県内2番目となるスマートフォンを活用した観光案内アプリケーション「柳川旅物語」の提供も始めました。

さらに、今月の11日からは、柳川ブランド推進事業の一環であります「うまかもんづくりぐっちょ3」で地元の特産物を使って開発した、12店舗、23商品の販売を開始し、あわせて「食べめせ柳川」スタンプラリーを実施しています。

柳川の新たな魅力を発信して、一人でも多くの観光客においでいただき、少しでも満足いただければと思っています。

続きまして、九州北部豪雨災害対応関連について御報告いたします。

まず初めに、1月21日に大和町区長会意見交換会に出席いたしました。意見交換会では、国土交通省筑後川河川事務所より矢部川の出水対応と本市より防災行政無線整備事業等の説明を行いました。その折、区長さんより地元住民にも説明をしてほしいとの要望がありましたので、3月3日に地元説明会を開催することにいたしました。説明会は矢部川と沖端川の堤防決壊を踏まえて、それぞれの流域に分けて大和公民館と三橋公民館での開催を計画しております。

また、2月6日、八女総合庁舎での第4回矢部川水系流域協議会に委員として出席いたしました。本協議会は、福岡県が管理する矢部川水系の河川整備計画を策定するもので、このたびの九州北部豪雨による甚大な被害を考慮して、沖端川堤防の本復旧と河川改良やしゅんせつなどのハード面はもちろんのこと、ダムの水位や放流量などを知らせるホームページの開設など、ソフト面の整備も盛り込まれようとしています。

さらに、2月15日には、小都市の九州歴史資料館で福岡県市長会南ブロック会議が開催され、「昨年の九州北部豪雨災害から」と題して、県南の市長の皆さんと現状や課題、今後の取り組み等について意見交換を行いました。

ことしの梅雨の出水期までには国、県の協力により矢部川、沖端川の決壊箇所の本復旧はもとより、災害発生直後より機会あるごとに要望いたしておりました監視カメラの設置やダムのリアルタイム情報の提供などを実施していただくとともに、本市独自に防災行政無線事業として、MCA無線システムと屋外スピーカーの設置や「緊急災害メール」の整備等を行います。

また、このたびの被害と災害対応など当時の状況を後世に残していくために、浸水水位表示看板を市内10カ所に設けるとともに、「平成24年九州北部豪雨による7.14災害の記録」の冊子を作成しているところであります。

続きまして、その他の市内の近況について御報告いたします。

初めに、1月26日には「暴力団のいない安全で安心して暮らせるまち」を実現するために「柳川市・みやま市暴力団追放総決起大会」を開催いたしました。

次に、2月17日には小川福岡県知事や県議会議員の皆様とともに、有明海のノリの漁場視察を行いました。

昨年11月28日の初入札会以降、生産枚数、生産金額とも順調に推移してはいましたが、水温が低くなるなどにより成長がややおくれたため、ことしになり生産枚数は平年より少な目になっております。これからの海況の安定により、品質の良いおいしい「福岡のり」が質、量ともに生産されることを切に願っております。

また、市内の小学生にノリに親しんでもらおうと、2月6日の「海苔の日」に合わせ、翌日の2月7日に東宮永小学校で、小学校給食への新ノリ提供を行うとともに、児童たちと一緒に給食の試食会に参加いたしました。

さらに、2月16日には、地元の主要地方道大牟田川副線バイパス沖端川大橋（仮称）建設促進協議会の悲願でありました沖端川渡河橋工事の着工式が行われました。全長610メートル、橋長360メートルの渡河橋が完成いたしますと、大和干拓と両開干拓、昭代干拓を一直線で結び、地域間の移動時間が大幅に短縮され、市南部の地域発展に大いに寄与するものと期待いたしております。

最後に、私が会長を務めております福岡県市町村福祉協会役員会・理事会や筑後川下流土地改良区連合理事会を初め、第8回よかもんまつり実行委員会や柳川市健康づくり推進協議会、柳川市農業再生協議会臨時総会を開催いたしております。ほかにも5つの協議会、期成会等の会議に出席いたしました。

なお、2月6日に開催されました柳川市人・農地プラン策定会議において会長に就任したことを申し添えます。

また、本日は定例会終了後に上京いたしまして、有明海沿岸道路建設促進福岡県期成会による、国土交通省並びに地元選出国會議員に対し、十分な予算措置と「徳益インターチェンジから大川インターチェンジ間の自動車専用道路化を図ること」などの要望を行ってまいります。

以上、簡単でございますが、これで行政報告を終わらせていただきます。

議長（古賀澄雄君）

以上をもって諸般の報告についてを終了し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 議会運営委員長報告について

議長（古賀澄雄君）

日程1．議会運営委員長報告について。

会期並びに日程につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長（荒木 憲君）（登壇）

皆さんおはようございます。平成25年第2回柳川市議会定例会の会期日程等について、2月22日に議会運営委員会を開催し、協議いたしました。その報告を申し上げます。

まず、会期であります、本日、2月26日から3月18日までの21日間といたしております。
その内容について申し上げますと、

本日、開会、提案理由の説明、27日は考案日、28日を議案質疑、3月1日は考案日、2日、3日は休日で休会、4日、5日、6日を一般質問、7日、8日を委員会、9日、10日は休日で休会、11日、12日、13日は予算審査特別委員会、14日、15日は事務整理日、16日、17日は休日で休会、18日を採決、閉会といたしております。

次に、本日の日程について申し上げます。

日程2が会議録署名議員の指名についてであります。

次に、日程3が議案第3号の上程であります。

次に、日程4・議案第4号から日程5・議案第14号までの11議案の一括上程であります。

次に、日程6・議案第15号から日程9・議案第29号までの15議案の一括上程であります。

日程10が請願についてであります。本定例会に、請願2件が提出されております。請願第10号は、産業経済委員会に審査を付託、請願第11号は教育民生委員会に審査を付託といたしております。

次に、2日目の日程について申し上げます。

日程1が議案質疑についてであります。

初めに、議案第3号を議題とし、質疑終了後、即決といたしております。

次に、議案第4号から議案第7号までの4議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第4号は総務委員会に審査を付託、議案第5号及び議案第6号は教育民生委員会に審査を付託、議案第7号は建設委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第8号から議案第14号までの7議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第8号は予算審査特別委員会を設置の上、これに審査を付託、議案第9号から議案第11号までの3議案は教育民生委員会に審査を付託、議案第12号は総務委員会に審査を付託、議案第13号及び議案第14号は建設委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第15号から議案第18号までの4議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第15号及び議案第16号は教育民生委員会に審査を付託、議案第17号及び議案第18号は建設委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第19号から議案第25号までの7議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第19号は即決、議案第20号は総務委員会に審査を付託、議案第21号は教育民生委員会に審査を付託、議案第22号は即決、議案第23号は産業経済委員会に審査を付託、議案第24号は建設委員会に審査を付託、議案第25号は即決といたしております。

次に、議案第26号及び議案第27号を一括議題とし、質疑終了後、議案第26号は建設委員会に審査を付託、議案第27号は即決といたしております。

次に、議案第28号及び議案第29号を一括議題とし、質疑終了後、2議案とも即決といたし

ております。

以上のとおり、議会運営委員会におきまして決定を見ておりますので、御報告申し上げ、終わります。

議長（古賀澄雄君）

会期並びに日程につきましては、ただいまの議会運営委員長の報告どおり決定したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、会期並びに日程につきましては、ただいまの議会運営委員長報告どおり決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名について

議長（古賀澄雄君）

日程2．会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員として、3番熊井三千代議員及び21番樽見哲也議員を指名いたします。

日程第3 議案第3号

議長（古賀澄雄君）

日程3．議案第3号を上程いたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

9番（荒木 憲君）（登壇）

議案第3号 柳川市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

平成24年8月29日の地方自治法の改正に伴い、政務調査費から政務活動費への名称変更と、所要の改正を行うものとするものであります。

議員各位におかれましては、御賛同の上、速やかに御決定していただきますようお願いいたします。

以上で提案理由の説明を終わります。

日程第4～第5 議案第4号～議案第14号

議長（古賀澄雄君）

日程4．議案第4号から日程5．議案第14号までの11議案を一括上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

議案第4号から議案第7号までの補正予算4議案及び議案第8号から議案第14号までの平成25年度予算関係7議案につきまして御説明申し上げます。

まず、議案第4号 平成24年度柳川市一般会計補正予算（第9号）について御説明申し上げ

げます。

例年3月議会に御提案申し上げます補正予算につきましては、決算見込みや事業費の確定などに伴う不用額の減額が主なものでありますが、今回の補正予算では、これに加えて、国の平成24年度補正予算第1号を活用した事業費を追加しておりますことから、大幅な増額予算となっております。

なお、今回の国の補正予算を活用するに当たりましては、平成25年度で計画していた国庫補助事業等の予算の一部を前倒しして計上することを基本としているものでありまして、その予算の総額は、柳川駅周辺地区事業費や垂見小学校校舎改築事業費など12事業で1,453,991千円となっております。

このようにして編成しました今回の補正予算は、補正前の予算額に1,052,988千円を追加し、歳入歳出予算をそれぞれ32,981,443千円としようとするものであります。

それでは、予算の内容を歳出から御説明申し上げます。

まず、2款・総務費では、66,287千円を増額補正しております。

ここでは、職員の勧奨退職に伴う職員退職手当組合への負担金や、将来の公債費負担に備えた減債基金への積立金などを増額する一方、大和地区他光通信事業補助金、市税過年度還付金などを減額しております。

3款・民生費では、122,752千円を減額補正しております。

ここでは、介護給付費の増額に伴う福岡県介護保険広域連合負担金や、前年度事業費の精算に伴う重度障害者医療費支給事業費県支出金の返還金などを増額する一方、重度障害者医療助成費、後期高齢者医療特別会計保険基盤安定繰出金などを減額しております。

4款・衛生費では、106,615千円を減額補正しておりますが、これは小型合併処理浄化槽設置補助金や災害廃棄物処理費などの減額であります。

6款・農林水産業費では、110,793千円を増額補正しております。

ここでは、国の補正予算を活用し、県営農村振興総合整備事業負担金、クリーク防災機能保全対策事業負担金、皿垣開・久間田漁港機能保全計画作成業務委託料、漁港浚渫工事費、中島漁港漁業団地整備費などを増額する一方、経営体育成支援事業補助金や農村環境整備事業費などを減額しております。

なお、皿垣開・久間田漁港機能保全計画作成業務委託料につきましては、老朽化している漁港施設の長寿命化を図るための計画を作成するものであります。

また、漁港浚渫工事費につきましては、両開及び皿垣開漁港の航路及び泊地のしゅんせつ工事を実施するものであります。

8款・土木費では、672,687千円を増額補正しております。

ここでは、国の補正予算を活用し、橋りょう点検業務委託料、柳川駅東部土地地区画整理事業費、柳川駅周辺地区事業費、密集住宅市街地整備事業費を増額する一方、沖端川有明高潮

対策事業負担金、旧中山団地解体工事費などを減額しております。

なお、柳川駅東部土地区画整理事業費につきましては、駅前広場や側溝の施設整備工事費及び移転補償費を計上しております。

また、柳川駅周辺地区事業費につきましては、西鉄柳川駅の東西の地域を結ぶ自由通路の上部工架設等を西日本鉄道株式会社へ委託するための工事委託料であります。

9款・消防費では、4,191千円を減額補正しておりますが、これは筑後地域消防通信指令業務共同運用に係る筑後地域指令センター庁舎建設事業負担金などの減額であります。

10款・教育費では、589,930千円を増額補正しております。

ここでは、理科教育等の備品購入費及び垂見小学校校舎改築事業費を増額する一方、柳河小学校・昭代第一小学校給食配膳室整備工事費、私立幼稚園就園奨励事業費などを減額しております。

なお、理科教育等の備品購入費につきましては、国の補正予算を活用した予算として市内の全小・中学校25校に整備する予算12,500千円、及び緒方記念科学振興財団からの寄附金を活用して市内の全中学校6校に整備する予算600千円を計上しております。

また、垂見小学校校舎改築事業費につきましては、国の補正予算を活用し、昭和42年に建設され45年が経過し、老朽化している南校舎の全面改築を行うものでございます。

11款・災害復旧費では、事業費の確定によりまして、農業用施設等災害復旧費、漁港施設等災害復旧費などを減額しております。

以上が歳出の主な内容であります。

次に、歳入について御説明申し上げます。

まず、1款・市税は、90,000千円を減額しております。

ここでは、決算見込みにより、法人市民税、軽自動車税、市たばこ税を増額する一方、個人市民税及び固定資産税を減額しております。

6款・地方消費税交付金及び7款・自動車取得税交付金につきましても、決算見込みによる増減額を計上しております。

13款・国庫支出金では、356,529千円を増額しております。

ここでは、国の補正予算を活用した柳川駅周辺地区事業費や垂見小学校改築事業費などを増額する一方、小型合併処理浄化槽設置事業費や災害等廃棄物処理事業費補助金などを減額しております。

14款・県支出金では、93,407千円を減額しております。

ここでは、国の補正予算を活用した漁港浚渫事業費などを増額する一方、災害救助費や災害復旧費県負担金などを減額しております。

16款・寄付金では、まちづくり支援自動販売機寄付金、教育費寄付金及びふるさと寄付金として、3,203千円を増額しております。

17款．繰入金では、垂見小学校校舎改築事業に活用するため、三橋地域振興基金繰入金 2 億円を増額しております。

19款．諸収入では、98,063千円を増額しております。

ここでは、宝くじ交付金96,697千円及び廃船処理負担金2,050千円を増額する一方、柳川市・みやま市一般廃棄物処理施設整備調査費みやま市負担金を減額しております。

20款．市債では、573,600千円を増額しております。

ここでは、柳川駅周辺地区事業や垂見小学校改築事業費など国の補正予算を活用した事業に係る市債を増額する一方、地方債対象事業費の確定に伴い、農村環境整備事業などの減額を行っております。

このほか、第 2 表 繰越明許費補正では、中山集会所改築事業費など21件について、追加、または変更を行っております。

第 3 表 債務負担行為補正では、柳川市市民協働のまちづくり事業補助金など 7 件について限度額の変更を行うとともに、本補正予算に柳川駅周辺地区事業に係る西日本鉄道株式会社への工事委託料予算を計上しておりますことから、同委託料に係る債務負担行為の廃止を行っております。

第 4 表 地方債補正では、中島漁港漁業団地整備事業など15事業について、事業の追加、または借入限度額の変更を行っております。

次に、議案第 5 号 平成24年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、療養給付費の減少に伴う必要額の補正、財政安定化支援事業費等が確定したことによる必要額の補正を行うものであります。

まず、歳出において、療養給付費が当初見込みより減少したことから、125,297千円を減額し、これに伴って歳入では国庫支出金の療養給付費負担金24,014千円と普通調整交付金12,248千円、県支出金の財政調整交付金5,523千円をそれぞれ減額しています。

また、そのほかに歳入においては、平成24年 3 月以前出生分の出産育児一時金分国庫支出金140千円の増額、保険税軽減に係る基盤安定負担金等の確定による繰入金1,782千円の増額、財政安定化支援金の確定による繰入金20,070千円の減額、基準超過費用に対する繰入金16,500千円を増額するとともに、財政調整基金繰入金を180,000千円減額して調整を図っております。

これにより、歳入歳出それぞれ223,433千円を減額し、補正後の予算総額を9,757,337千円とするものであります。

次に、議案第 6 号 平成24年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、保険基盤安定負担金の減額に伴い、必要な額を補正するものです。

歳入においては、一般会計から後期高齢者医療特別会計に繰り入れる保険基盤安定繰入金
を6,926千円減額し、歳出においては、保険基盤安定負担金を広域連合に支払うための保険
料等負担金6,926千円を減額しています。

このため、歳入歳出それぞれ6,926千円を減額し、補正後の予算額を914,066千円とするも
のであります。

次に、議案第7号 平成24年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について御
説明申し上げます。

今回の補正は、補助事業費の減額及び国庫補助金、市債の減額、繰越金の増額が主なもの
であります。

補正前の予算総額1,077,726千円から歳入歳出それぞれ15,013千円を減額し、補正後の予
算総額を1,062,713千円とするものであります。

次に、議案第8号 平成25年度柳川市一般会計予算について御説明申し上げます。

平成25年度の予算編成に当たりましては、本年4月が市長の改選期に当たりますことから、
いわゆる骨格予算として編成させていただき、新規性、政策性の高い施策等につきましては、
次期市長の政策的判断に委ねることが望ましいと考え、予算計上をできるだけ手控えること
を基本に臨んだところであります。

このようにして編成しました結果、予算規模としましては、歳入歳出ともに28,127,000千
円となり、平成24年度と比較しまして、率にして0.3%、額にして85,000千円の増額予算と
なっております。

なお、骨格予算として編成しました平成25年度予算額が平成24年度予算額を上回った主な
理由は、継続事業としての柳川駅周辺地区事業費及び大和中学校校舎改築等事業費の大幅な
増額によるものであります。

それでは、予算の内容につきまして、平成24年度との比較により、歳入の特徴的なところ
から御説明いたします。

まず、市税は、平成24年度の収納見込み、税法の改正及び現下の景気状況などを勘案し、
平成24年度と比較して0.4%減の6,064,460千円を計上しております。

次に、地方交付税は、国の地方財政計画、平成24年度交付額などを勘案し、平成24年度と
比較して、1.4%減の90億円を計上しております。内訳は、普通交付税7,950,000千円、特別
交付税1,050,000千円を計上しております。

なお、普通交付税につきましては、骨格予算としての編成のため、平成24年度と比較して
230,000千円の大幅な減額となっております。

次に、繰越金は、平成24年度と比較して、90%減の10,000千円を計上しておりますが、骨
格予算としての編成のため大幅な減額となっております。

次に、市債は、平成24年度と比較して、率にして6.9%、金額にして229,700千円増の

3,567,200千円を計上しております。

これにより、平成25年度末の市債残高は約35,194,290千円となる見込みであり、今回の市債借入額に対する普通交付税への算入額は、借入額の79.8%に相当する2,845,620千円と試算しております。

また、合併特例事業債は、道路整備事業など13事業に2,360,100千円を計上しており、その結果、平成25年度末の借入見込み総額は、普通建設事業分で14,407,700千円となります。

次に、歳出の特徴的なものについて御説明いたします。

初めに、議会費は、258,684千円を計上しております。

これは、平成24年度と比較して、率にして3.5%、金額にして9,304千円の減額となっております。この要因は主に、議員共済給付負担金の減額によるものであります。

次に、総務費は、2,503,235千円を計上しております。

これは、平成24年度と比較して、率にして13%、金額にして374,908千円の減額となっております。

予算の主なものとしましては、庁舎管理などの財産管理費、電算推進費、定住促進事業を初めとした企画費、市長選挙を初めとした各選挙費、徴税費、指定統計費などがあります。

平成24年度に、合併特例債の元利償還金に係る後年度の財政負担軽減対策としての減債基金への積立金315,000千円を計上していたことから大幅な減額となっております。

次に、民生費は、10,702,523千円を計上しております。

これは、平成24年度と比較して、率にして4.1%、金額にして417,902千円の増額となっております。

まず、高齢者福祉関係では、在宅介護支援センター委託料や老人クラブ育成事業費などを計上しております。

障害者福祉関係では、自立支援給付費や地域生活支援事業費などを計上しておりますが、利用者の増などによりまして大幅な増額となっております。

子育て支援関係では、ファミリーサポート事業費や保育所運営等事業費などを計上しております。

次に、衛生費は、1,814,477千円を計上しております。

これは、平成24年度と比較して、率にして2.1%、金額にして38,930千円の減額となっております。

予算の主なものとしましては、予防接種事業費、がん検診事業費を初めとした健康増進事業費、環境対策費、塵芥処理費などがあります。

次に、労働費は、49,322千円を計上しております。

これは、平成24年度と比較して、率にして43.5%、金額にして38,039千円の大幅な減額となっております。

これは、県の雇用対策基金事業が平成24年度で終了したことなどによるものであります。
次に、農林水産業費は、1,750,076千円を計上しております。

これは、平成24年度と比較して、率にして1.1%、金額にして19,578千円の減額となっております。

予算の主なものとしましては、農業の振興費、筑後川下流域農業開発促進費、国土調査事業費、漁業団地整備費などであります。

なお、クリーク管理費及び農村環境整備事業費につきましては、骨格予算編成のため、工事費について、4月から7月までの期間の必要最小限の経費のみを計上しているため、大幅な減額となっております。

次に、商工費は、670,024千円を計上しております。

これは、平成24年度と比較して、率にして4.8%、金額にして30,592千円の増額となっております。

予算の主なものとしましては、商工振興費、商店街活性化対策費、観光費などであります。

次に、土木費は、2,981,843千円を計上しております。

これは、平成24年度と比較して、率にして10.3%、金額にして344,119千円の減額となっております。

予算の主なものとしましては、生活基盤道路の整備費、西鉄柳川駅東部土地区画整理事業費、柳川駅周辺地区事業費、塩塚川高潮対策番所橋架替事業費、中島地区の密集住宅市街地整備事業費などであります。

なお、骨格予算としての編成のため、道路、橋りょうの維持補修費及び新設改良費については、4月から7月までの期間の必要最小限の経費のみを計上しております。

次に、消防費は、890,728千円を計上しております。

これは、平成24年度と比較して、率にして16.5%、金額にして125,941千円の増額となっておりますが、これは、平成28年度からの筑後地域の消防通信指令業務の共同運用に向けた負担金について、庁舎建設及びシステム整備負担金が大幅に増額しているためであります。

次に、教育費は、3,117,598千円を計上しております。

これは、平成24年度と比較して、率にして3.1%、金額にして93,998千円の増額となっております。

予算の主なものとしましては、小・中学校の学校管理費及び教育振興費、公民館費、図書館運営費、保健体育関係のスポーツ振興費、学校給食運営費などであります。

なお、学校教育関係では、小・中学校の営繕工事費につきましては、骨格予算としての編成のため、必要最小限の経費を計上しております。

また、生涯学習関係では、大和・三橋地域コミュニティセンター建設事業費及び柳川地域校区公民館7館改修事業費につきましては、骨格予算としての編成を行ったことなどにより、

予算の計上を見送っております。

次に、公債費は、3,338,337千円を計上しております。

これは、平成24年度と比較して、率にして7.8%、金額にして241,383千円の増額となっております。

この増額の主な要因は、平成22年度に借り入れました国営筑後川下流土地改良事業繰上償還負担金の元金償還が始まることなどによるものであります。

以上が歳入歳出予算の主な内容であります。

また、第2表では、柳川市市民協働のまちづくり事業補助金など9事業の債務負担行為を、第3表では大和地区他光通信事業補助金など15事業に係る地方債をあわせて御提案申し上げます。

次に、議案第9号 平成25年度柳川市国民健康保険特別会計予算について御説明申し上げます。

柳川市国民健康保険の1人当たりの保険給付費は、県内でも高く推移しております。しかしながら、景気の低迷が続いていることから、医療費の増加に対して収入の伸びが見込めず、引き続き厳しい事業運営となっております。

平成25年度においては、最近の被保険者の減少及び療養給付費の動向を勘案し、療養給付費については、平成24年度決算見込みの1人当たり平均給付費に25年度の見込み被保険者数を乗じることで前年度比4.4%減とし、総額では昨年度当初予算に対し3.0%減の予算としております。

予算規模としましては、予算総額を歳入歳出ともに9,564,000千円といたしております。

次に、議案第10号 平成25年度柳川市後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

本会計の歳出としましては、保険料の徴収に伴う事務経費、負担金が主なものとなっております。

歳入につきましては、主に一般会計からの繰入金と、被保険者からの保険料となっております。

予算規模としましては、予算総額を歳入歳出ともに946,000千円といたしております。

次に、議案第11号 平成25年度柳川市住宅新築資金等特別会計予算について御説明申し上げます。

予算規模としましては、予算総額を歳入歳出ともに675千円といたしております。

歳入の主なものとしましては、県補助金88千円、繰越金270千円、貸付金元利収入315千円を計上しております。

歳出の主なものとしましては、公債費610千円を計上しております。

なお、新築資金等の貸付事業は、平成8年度をもって終了しており、借受人からの元利収

入及び公債費の償還事業が主な内容となっております。

次に、議案第12号 平成25年度柳川市公共用地先行取得等特別会計予算について御説明申し上げます。

この特別会計は、事業の執行に当たって、用地を先行取得することにより、公共事業の円滑かつ効率的な執行を図ることを目的として設置しているものであります。

予算規模としましては、現時点において、この会計を活用して用地を先行取得する計画がありませんので、平成24年度と同様に、科目開設のため、予算総額を歳入歳出ともに5千円といたしております。

次に、議案第13号 平成25年度柳川市下水道事業特別会計予算について御説明申し上げます。

予算規模としましては、予算総額を歳入歳出ともに1,008,051千円といたしております。

歳入予算につきましては、国庫支出金75,000千円、市債226,400千円、繰入金523,054千円、受益者負担金23,380千円、下水道使用料130,500千円、手数料、繰越金、財産収入や諸収入など29,717千円を計上しております。

歳出予算につきましては、事業費及び維持管理費を含む下水道費481,736千円、公債費489,748千円、積立金12,338千円、総務費及び予備費など24,229千円を計上して、公共下水道の整備及び普及を図っていく予定であります。

次に、議案第14号 平成25年度柳川市水道事業会計予算について御説明申し上げます。

予算の概要を申し上げますと、まず、収益的収入及び支出では、事業収益を1,255,758千円、事業費を1,232,010千円とそれぞれ計上いたしております。

次に、資本的収入及び支出であります。収入は252,904千円、支出は485,223千円を計上いたし、資本的収入額が資本的支出額に不足する額232,319千円は、損益勘定留保資金等で補填する予定にいたしております。

なお、議案第8号から議案第14号までの平成25年度予算関連の7議案の内容、詳細につきましては、既に配付しております予算書及び予算関係提案理由説明資料にまとめておりますので、ごらんいただきますようお願いいたします。

以上、御説明申し上げましたが、どうぞよろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

日程第6～第9 議案第15号～議案第29号

議長（古賀澄雄君）

日程6．議案第15号から日程9．議案第29号までの15議案を一括上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

議案第15号から議案第29号までの15議案につきまして御説明申し上げます。

まず、議案第15号 柳川市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、平成24年5月に公布されました新型インフルエンザ等対策特別措置法により、各市町村に設置することとされた新型インフルエンザ等対策本部について、当該法律の施行にあわせ、その組織など必要な事項を定めるものであります。

次に、議案第16号 柳川市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格に関する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、地方分権改革推進の一環として、平成23年8月に公布されました地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第2次一括法において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部が改正され、市が設置する一般廃棄物処理施設における技術管理者の資格については条例で定めることとなったため、国の基準を参酌し、新たに制定するものであります。

次に、議案第17号 柳川市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、平成23年5月に公布されました地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第1次一括法により、河川法の一部が改正され、これまで国で定めていた河川管理施設等の構造の技術的基準のうち、準用河川に係る施設等については条例で定めることとなったため、政令で定める基準等を参酌し、新たに制定するものであります。

次に、議案第18号 柳川市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、議案第16号と同様、いわゆる第2次一括法により、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の公園等のバリアフリー化に関する構造基準等が改正され、その一部が条例に委任されたことを受け、省令で定める基準を参酌し、新たに条例を制定するものであります。

次に、議案第19号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、平成24年6月に公布されました地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律が平成25年4月1日及び平成26年4月1日から施行されることに伴い、関係条例の一部を改正するものであります。

改正の内容について申し上げますと、この法律では、基本理念の追加や障害者の範囲の見直し、地域生活支援事業の追加、障害福祉計画の見直し等の改正で、平成25年4月1日から「障害者自立支援法」の題名が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための

法律」と改められ、また、平成26年4月1日から「障害程度区分」にかわり、「障害支援区分」が創設されることなどから、柳川市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例など、障害者自立支援法を引用する5件の条例について、法律の名称を初め、文言の整備をまとめて行うものであります。

次に、議案第20号 柳川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、職員へ支給している住居手当のうち、持ち家に係る手当を廃止しようとするものであります。

なお、廃止に当たっては、経過措置として、現行の手当月額2,500円を1,500円に減額し、平成25年度の1年間に限り支給するものであります。

次に、議案第21号 柳川市立公民館条例及び柳川市コミュニティ施設条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、平成25年3月に開館予定であります垂見コミュニティセンターの完成に伴い、柳川市立公民館条例及び柳川市コミュニティ施設条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の内容について申し上げますと、まず、柳川市立公民館条例においては、柳川市立垂見校区公民館への職員配置に当たり、条文の整備を行うとともに、これまで垂見小学校に設置しておりました柳川市立垂見校区公民館の位置を、新設の垂見コミュニティセンターへ変更するものであります。

また、柳川市コミュニティ施設条例については、条例第2条に、柳川市垂見コミュニティセンターの追加と、それに伴う諸室の使用料について規定するものであります。

次に、議案第22号 柳川市用排水路管理条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、平成23年8月に公布されました、いわゆる第2次一括法により、下水道法の一部が改正され、都市下水路の構造及び維持管理に関して必要な技術上の基準等について条例で定めることとなったことから、関係規定の整備を行うものであります。

改正の内容について申し上げますと、柳川市用排水路管理条例において、都市下水路を水路の定義に入れるとともに、国の基準を参酌した都市下水路の部分に係る構造及び維持管理に関する技術的基準を追加するものであります。

次に、議案第23号 柳川市観光駐車場条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、市営観光駐車場として運営しております白秋、筑紫町、稻荷町観光駐車場の3カ所の使用料の一部を改正しようとするものであります。

現在、駐車場の利用1回につき300円、自動料金精算機により駐車場使用料を徴収してお

りますが、今回の改正では、平成25年4月1日から平成27年3月31日までの2年間、駐車場への入庫時刻から1時間未満の駐車の場合は、使用料を無料にするものであります。

なお、今回の改正に当たっては、以前に地元の沖端商店会から市営観光駐車場の有効活用に係る要望書が提出されており、商店会の役員の方々とともに協議を進めてきた中で、地元の買い物客も市営駐車場を利用しやすい環境にして、沖端かいわいの路上駐車をなくし、さらに観光客の方々の歩きやすい環境をつくるという狙いもございます。

次に、議案第24号 柳川市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、平成24年12月に公布されました道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令が平成25年4月1日から施行されることに伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の内容を申し上げますと、道路法施行令の改正で、道路占用の許可に係る工作物、物件などに太陽光発電設備などが追加されることになり、政令の基準に準じて占用料を徴収する物件に加えるなど、政令の改正にあわせて条例の別表を整備するものであります。

次に、議案第25号 柳川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、平成23年5月に公布されました、いわゆる第1次一括法により、公営住宅法の一部が改正され、市営住宅の整備基準並びに入居者資格のうち、入居収入基準に係る金額及び特に居住の安定を図る必要のある者、裁量階層の範囲については条例で定めることとされたこと等に伴い、国の基準を参酌して所要の規定の整備を行うものであります。

次に、議案第26号 市道路線の認定、変更認定及び廃止について御説明申し上げます。

本案は、筑後川下流土地改良事業や国道385号、国道443号バイパス事業、県道大牟田川副線事業、柳川都市計画事業柳川駅東部土地区画整理事業、中島地区密集住宅市街地整備事業、私有道路の寄附採納など道路新設改良に伴い、60路線を新たに認定しようとするものであります。

また、県道鐘ヶ江線酒見間線改良工事を初め、開発計画の進行、または中止による路線の延長や短縮、既存市道の延長など17路線を変更認定しようとするとともに、市道として通行上機能を果たしていない路線など5路線を廃止するため、道路法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第27号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組規約の変更について御説明申し上げます。

本案は、福岡県市町村災害共済基金組合の解散などで、平成25年3月31日限り、2団体が福岡県市町村職員退職手当組合を脱退すること、また、平成25年4月1日から下田川清掃施設組合が福岡県市町村職員退職手当組合に加入することに伴い、福岡県市町村職員退職手当

組合を組織する地方公共団体の数を増減し、福岡県市町村職員退職手当組規約を変更する必要が生じたため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第28号 人権擁護委員の候補者の推薦について御説明申し上げます。

本案は、現在、人権擁護委員であります新谷雅子氏の委員の任期が平成25年6月30日をもって満了となるため、後任の委員候補者に再度同氏を推薦しようとするもので、人権擁護委員法第6条の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

次に、議案第29号 人権擁護委員候補者の推薦について御説明申し上げます。

本案は、現在、人権擁護委員であります龍邦弘氏の委員の任期が平成25年6月30日をもって満了となるため、後任の委員候補者に浦昭廣氏を推薦しようとするもので、人権擁護委員法第6条の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

以上、御説明申し上げましたが、どうぞよろしく御審議の上、御決定、御同意くださいますようお願いを申し上げます。

日程第10 請願について

議長（古賀澄雄君）

日程10. 請願について。

本定例会に受理しました請願は、お手元に配付いたしておりますとおり2件であります。

お諮りいたします。請願第10号 TPP（環太平洋経済連携協定）への対応に関する請願については、産業経済委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、本請願については産業経済委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。請願第11号 市民会館の建て替えに関する請願については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、本請願については教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

以上をもって、本日の日程全てを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時2分 散会

柳川市議会第2回定例会会議録

平成25年2月28日柳川市議会議場に第2回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	三小田 一 美	2番	荒 卷 英 樹
3番	熊 井 三千代	4番	白 谷 義 隆
5番	梅 崎 昭 彦	6番	近 藤 末 治
7番		8番	河 村 好 浩
9番	荒 木 憲	10番	高 田 千壽輝
11番	諸 藤 哲 男	12番	太 田 武 文
13番	吉 田 勝 也	14番	山 田 奉 文
15番	矢ヶ部 広 巳	16番	緒 方 寿 光
17番	浦 博 宣	18番	藤 丸 正 勝
19番	田 中 雅 美	20番	島 添 勝
21番	樽 見 哲 也	22番	伊 藤 法 博
23番	梅 崎 和 弘	24番	古 賀 澄 雄

2.欠席議員

な し

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金子健次
副市長	石橋義浩	
教育長	北川満	
総務部長	大坪正明	
会計管理者	横山英真	
市民部長	田島稔大	
保健福祉部長	高田淳治	
建設部長	野田彰	
産業経済部長兼大和庁舎長	古賀廣介	
教育部長兼三橋庁舎長	高田厚	
消防長	古賀輝昭	
人事秘書課長	島添守男	
総務課長	白谷通孝	
企画課長	橋本祐二郎	
財政課長	石橋真剛	
税務課長	樽見孝則	
健康づくり課長	高巢雄三	
福祉課長	稲又義輝	
学校教育課長	高崎祐二	
生涯学習課長	石橋正次	
建設課長	中村敬二郎	
農政課長	成清博茂	
水路課長	安藤和彦	

4. 本議会に出席した事務局職員

議会事務局長	江崎尚美
議会事務局次長兼議事係長	亀崎公德
議会事務局庶務係長	池末勇人

5. 議事日程

日程(1) 議案質疑について

- 議案第3号 柳川市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 2 議案第 4 号 平成24年度柳川市一般会計補正予算（第 9 号）について
- 3 議案第 5 号 平成24年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 4 議案第 6 号 平成24年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について
- 5 議案第 7 号 平成24年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 6 議案第 8 号 平成25年度柳川市一般会計予算について
- 7 議案第 9 号 平成25年度柳川市国民健康保険特別会計予算について
- 8 議案第10号 平成25年度柳川市後期高齢者医療特別会計予算について
- 9 議案第11号 平成25年度柳川市住宅新築資金等特別会計予算について
- 10 議案第12号 平成25年度柳川市公共用地先行取得等特別会計予算について
- 11 議案第13号 平成25年度柳川市下水道事業特別会計予算について
- 12 議案第14号 平成25年度柳川市水道事業会計予算について
- 13 議案第15号 柳川市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 14 議案第16号 柳川市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格に関する条例の制定について
- 15 議案第17号 柳川市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 16 議案第18号 柳川市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について
- 17 議案第19号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 18 議案第20号 柳川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 19 議案第21号 柳川市立公民館条例及び柳川市コミュニティ施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 20 議案第22号 柳川市用排水路管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 21 議案第23号 柳川市観光駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

- 22 議案第24号 柳川市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 23 議案第25号 柳川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 24 議案第26号 市道路線の認定、変更認定及び廃止について
- 25 議案第27号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 26 議案第28号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 27 議案第29号 人権擁護委員候補者の推薦について

午前10時 開議

議長（古賀澄雄君）

皆さんおはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 議案質疑について

議長（古賀澄雄君）

日程1．議案質疑について。

開会日に上程されました議案の質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、市議会会議規則第54条の規定のとおり、議題以外の質問、または自分の意見を述べることをしないようお願いをしておきます。

議案第3号 柳川市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第3号 柳川市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を

求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第4号 平成24年度柳川市一般会計補正予算（第9号）について

議案第5号 平成24年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第6号 平成24年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

及び議案第7号 平成24年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

の以上4議案を一括議題といたします。

4議案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第4号 平成24年度柳川市一般会計補正予算（第9号）については、総務委員会に審査を付託したいと思ひます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第5号 平成24年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、教育民生委員会に審査を付託したいと思ひます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第6号 平成24年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、教育民生委員会に審査を付託したいと思ひます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第7号 平成24年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、建設委員会に審査を付託したいと思ひます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、本案は建設委員会に審査を付託することに決定いたしました。

次に、議案第8号 平成25年度柳川市一般会計予算について

議案第9号 平成25年度柳川市国民健康保険特別会計予算について

議案第10号 平成25年度柳川市後期高齢者医療特別会計予算について

議案第11号 平成25年度柳川市住宅新築資金等特別会計予算について

議案第12号 平成25年度柳川市公共用地先行取得等特別会計予算について

議案第13号 平成25年度柳川市下水道事業特別会計予算について

及び議案第14号 平成25年度柳川市水道事業会計予算について

の以上7議案を一括議題といたします。

7議案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第8号 平成25年度柳川市一般会計予算については、全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに審査を付託したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認めます。よって、本案は全議員による予算審査特別委員会を設置し、これに審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、全議員23名を指名したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました全議員23名の議員を予算審査特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

なお、本日、本会議終了後に予算審査特別委員会を開催し、正副委員長を選出を行いたいと思っております。

お諮りいたします。議案第9号 平成25年度柳川市国民健康保険特別会計予算については、教育民生委員会に審査を付託したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第10号 平成25年度柳川市後期高齢者医療特別会計予算については、教育民生委員会に審査を付託したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第11号 平成25年度柳川市住宅新築資金等特別会計予算については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第12号 平成25年度柳川市公共用地先行取得等特別会計予算については、総務委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第13号 平成25年度柳川市下水道事業特別会計予算については、建設委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、本案は建設委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第14号 平成25年度柳川市水道事業会計予算については、建設委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、本案は建設委員会に審査を付託することに決定いたしました。

次に、議案第15号 柳川市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

議案第16号 柳川市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格に関する条例の制定について

議案第17号 柳川市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について

及び議案第18号 柳川市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について

の以上4議案を一括議題といたします。

4議案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第15号 柳川市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第16号 柳川市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格に関する条例の制定については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第17号 柳川市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定については、建設委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、本案は建設委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第18号 柳川市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定については、建設委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、本案は建設委員会に審査を付託することに決定いたしました。

次に、議案第19号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第20号 柳川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第21号 柳川市立公民館条例及び柳川市コミュニティ施設条例の一部を改正する条例の制定について

議案第22号 柳川市用排水路管理条例の一部を改正する条例の制定について

議案第23号 柳川市観光駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

議案第24号 柳川市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

及び議案第25号 柳川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

の以上7議案を一括議題といたします。

7 議案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第19号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第20号 柳川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、総務委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第21号 柳川市立公民館条例及び柳川市コミュニティ施設条例の一部を改正する条例の制定については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第22号 柳川市用排水路管理条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第23号 柳川市観光駐車場条例の一部を改正する条例の制定については、産業経済委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、本案は産業経済委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第24号 柳川市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定については、建設委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、本案は建設委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第25号 柳川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、議案第26号 市道路線の認定、変更認定及び廃止について
及び議案第27号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について
を一括議題といたします。

2 議案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第26号 市道路線の認定、変更認定及び廃止については、建設委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、本案は建設委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第27号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、議案第28号 人権擁護委員候補者の推薦について

議案第29号 人権擁護委員候補者の推薦について

を一括議題といたします。

2議案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。2議案は人事案件でありますので、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。

初めに、議案第28号 人権擁護委員候補者の推薦について採決いたします。本案は原案どおり新谷雅子氏の人権擁護委員候補者の推薦に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり新谷雅子氏の人権擁護委員候補者の推薦に同意することに決定いたしました。

次に、議案第29号 人権擁護委員候補者の推薦について採決いたします。本案は原案どおり浦昭廣氏の人権擁護委員候補者の推薦に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり浦昭廣氏の人権擁護委員候補者の推薦に同意することに決定いたしました。

以上をもって、本日の日程全てを終了いたしました。
本日はこれにて散会いたします。

午前10時18分 散会

柳川市議会第2回定例会会議録

平成25年3月4日柳川市議会議場に第2回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	三小田 一 美	2番	荒 卷 英 樹
3番	熊 井 三千代	4番	白 谷 義 隆
5番	梅 崎 昭 彦	6番	近 藤 末 治
7番		8番	河 村 好 浩
9番	荒 木 憲	10番	高 田 千壽輝
11番	諸 藤 哲 男	12番	太 田 武 文
13番	吉 田 勝 也	14番	山 田 奉 文
15番	矢ヶ部 広 巳	16番	緒 方 寿 光
17番	浦 博 宣	18番	藤 丸 正 勝
19番	田 中 雅 美	20番	島 添 勝
21番	樽 見 哲 也	22番	伊 藤 法 博
23番	梅 崎 和 弘	24番	古 賀 澄 雄

2.欠席議員

な し

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市長	石	橋	義	浩
教	育	北	川		満
総	務	大	坪	正	明
会	計	横	山	英	眞
市	民	田	島	稔	大
保	健	高	田	淳	治
建	設	野	田		彰
産	業	古	賀	廣	介
教	育	高	田		厚
消	防	古	賀	輝	昭
人	事	島	添	守	男
総	務	白	谷	通	孝
企	画	橋	本	祐	二
財	政	石	橋	眞	剛
税	務	樽	見	孝	則
健	康	高	巢	雄	三
福	祉	稻	又	義	輝
学	校	高	崎	祐	二
生	涯	石	橋	正	次
建	設	中	村	敬	二
水	路	安	藤	和	彦
収	税	小	柳	敦	生
安	全	野	田	洋	司
商	工	田	中	利	光
水	産	松	尾	昭	義
柳	川	椀	島	謙	治
	ブランド推進室長				

4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	江	崎	尚	美
議	会	事	務	局	次	長	兼	議	事
議	会	事	務	局	庶	務	係	長	池
						末	勇	人	

5 . 議事日程

日程 (1) 一般質問について

順位	質問者	質問事項	答弁者
1	4 番 白谷 義隆	1 . 合併に伴う事務事業の一元化 学校図書館について 2 . 廃船処理費用について	市長・教育長 市長
2	23 番 梅崎 和弘	1 . 国民健康保険運営の状況 2 . 生活保護基準引き下げによる市民生活への影響 について 3 . ゆめタウン、ディスカウント店等の進出により 柳川商店街への影響について (何店舗あるか)	市長 " "
3	15 番 矢ヶ部 広巳	1 . 豪雨災害復興は 河川の整備箇所は 出の橋、大門橋の架け替えは 2 . 学校週 5 日制 ゆとり教育の成果は 理念は生かされたか 週 6 日制に対する保護者の調査は 2 学期制の導入は	市長 教育長
4	16 番 緒方 寿光	1 . 豪雨災害 (7.14) 後の危機管理体制はいかに 2 . 市長の「マルシヨク跡地活用計画」を問う 3 . 特産品等の通信販売 (F B 等) の取り組みはい かに 4 . 市長の「行財政改革」の実績は	市長 " " "
5	8 番 河村 好浩	1 . 市民プールについて	市長

午前10時 開議

議長 (古賀澄雄君)

皆さんおはようございます。本日の出席議員21名、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

一般質問に入る前に報告いたします。

2月28日の本会議において設置されました予算審査特別委員会の正副委員長が決定しておりますので、報告いたします。

委員長は藤丸正勝議員、副委員長に伊藤法博議員が決定しております。

以上で報告を終わります。

日程第1 一般質問について

議長（古賀澄雄君）

日程1 一般質問について。

一般質問は市の一般事務についてであり、この範囲を逸脱しないようお願いしておきます。
なお、市議会会議規則第54条の規定のとおり、発言は全て簡潔明瞭にされるようお願いをしておきます。また、執行部の答弁も簡潔明瞭な答弁をお願いしておきます。

第1順位、4番白谷義隆議員の発言を許します。

4番（白谷義隆君）（登壇）

皆さんおはようございます。議長のお許しがありましたので、通告に従い、ただいまより一般質問をさせていただきます。

金子市政、今期の最後の一般質問となります。どうぞよろしく願いをいたします。

まず、合併に伴う学校図書館の事務事業の一元化について、お尋ねをいたします。

そもそも事務事業の一元化とは、合併前、各市町ばらばらであった事務等について統一を図ろうとするものと理解していますが、そうした中、学校図書館について一元化への取り組みが行われていないのではないかと関係者より不満の声が聞かれます。

そこで、まずお尋ねしますが、事務事業の一元化に対する考え方は、先ほど申し上げたとおりでいいのでしょうか。もし、そうだとすれば、学校図書館の事務事業の一元化に当たって検討すべき課題には、どのようなものがあるのでしょうか。

なお、再質問及び他の項目については自席よりお尋ねしますので、議長におかれましては、よろしくお取り計らいくださるようお願いをいたします。

学校教育課長（高崎祐二君）

学校教育課のほうからお答えしたいと思います。

合併時の事務事業の一元化調整につきましては、旧市町の個別の事務事業の実施状況や課題を確認し、合併協議会として調整内容を決めたものであると考えております。

合併協議会の調整内容といたしまして、学校図書館という項目があり、1、各学校の図書館を現状のまま新市に引き継ぐ。2、図書司書については、現状のまま新市に引き継ぎ、新市で検討するというふうになっております。

検討すべき事項につきましては、学校図書館の事務事業の一元化に当たって、学校図書館に勤務する職員の雇用形態や給料、手当等について差異がありましたので、その部分が検討事項であると理解しております。

以上です。

4番（白谷義隆君）

一元化について、ちょっと少しわかりにくかったんですが、要は事務の統一化という観点から考えた場合、それは違っているんですかね。事務の一元化は、事務の統一、それとは違うということでしょうか。再度お尋ねします。

学校教育課長（高崎祐二君）

もちろん、事務の一元化と申し上げますのは、統一を目指して考えるものだというふうには考えております。しかしながら、その項目について存続、もしくは一元化、もしくは廃止という調整があったというふうに思っております。

以上でございます。

4番（白谷義隆君）

今の課長の答弁によれば、一元化はその調整の中の何というか、手段の一つというか、結果の一つということで理解してよろしいんですか。

学校教育課長（高崎祐二君）

そのように思います。

4番（白谷義隆君）

同じというか、結果としてどうなっていくかということのようですが、それでは、先ほどの答弁の中で一元化に当たっての検討すべき課題として、学校図書館に勤務する職員の雇用形態や給料や手当等を上げられましたが、そのことについて、どのような検討がなされたのか、教えてください。

学校教育課長（高崎祐二君）

学校図書館に勤務する職員の雇用形態について、合併時には学校図書館委員会職員、それから学校図書館委員会雇用の臨時職員、それから市直接雇用の嘱託職員という3つの雇用形態の違いがありました。

検討内容につきましては、学校図書館委員会職員が退職をした場合は、市直接雇用の嘱託職員に変更していくこと。あわせて、学校図書館委員会雇用の臨時職員については、人事秘書課とも検討を行い、市直接雇用の嘱託職員に変更していくこととなっています。

その結果、学校図書館委員会雇用の臨時職員については、平成21年度に該当者との面談を行い、平成22年度から市直接雇用の嘱託職員に変更をしたところであります。

また、その中の学校図書館委員会職員についても、旧市町ごとで給料、手当等に大きな差異があり、これを統一することで検討しましたが、高いほうに合わせる上位調整には財政負担の増額となり、また労働契約上、合意なく不利益変更はできないことや、採用の経緯等から調整は困難と判断し、引き継いだ条件のままとすることといたしたところであります。

以上です。

4番（白谷義隆君）

今の答弁の中で、学校図書館の職員について旧市町ごとで給料、手当等に大きな差異があ

ると、そうした中で、学校図書館の職員の給料、手当について統一をすることで検討したが、財政の問題、あるいは不利益変更の問題、そして採用の経緯等を上げられましたが、まず、給料や手当についての差異について、もう少しどういう差があったのか、もう少し教えていただきたいと思います。

学校教育課長（高崎祐二君）

まず、給料についてであります。旧柳川市におきましては市職員の70%の額。旧大和町におきましては、行政職一表を使用しておりましたが、2級まで。旧三橋町では、同じく行政職一表をもとに1級から3級までの使用がなされておったところであります。

続きまして、手当につきまして、扶養手当につきましては、旧三橋町のみ支給がなされております。

通勤手当につきましては、旧柳川市、旧三橋町のみ支給がなされております。

時間外手当につきましては、旧大和町のみ支給がなされているような状況でございます。

あと、期末勤勉手当もその算出方法につきまして、旧市町ごとで差異があったところ。あわせまして、退職慰労金の算出方法についても旧市町で差異があったところ。あります。

以上です。

4番（白谷義隆君）

給料の設定というか、それについては、現実にどれくらいの差があるのか、その給料表の70%とか、あるいは2級とか、あるいは1級から3級を使ってあるということで、どうしてもこの場でどれくらいの違いがあるかというのはよくわかりませんが、ただ、手当について、先ほど聞いておれば通勤手当があるところや時間外手当があるところ、あるいは扶養手当、退職慰労金についてもちょっと触れられましたが、その退職慰労金も全部にあるのかどうか、はっきりわかりませんでした。そうした通勤手当や時間外手当、扶養手当などのばらつきが今言われましたが、先ほどその統一しようということであったが、できなかったというお話がありました。賃金とか退職慰労金についてはちょっとよくわかりませんが、通勤手当、時間外手当、扶養手当等について統一を図られたができなかったということですが、予算の問題とか、いろいろ言われましたけど、そのことについて、できなかった理由について、特に今回手当に限って構いませんが、そのことについて、もう少し詳しくお話をいただけますか。

学校教育課長（高崎祐二君）

手当の統一について検討をしましたところ。先ほど申し上げましたように、通勤手当は旧大和町職員のみ支給がなされておられません。一方で、時間外勤務手当につきましては、旧大和町職員のみしかありません。また、扶養手当は旧三橋町職員のみしかありません。さらに、期末勤勉手当の算出方法にも違いがあると。また、退職慰労金の算出方法につきましても、全ての職員に退職慰労金は出ますが、その支給率の換算について大きな差

があったという状況でございます。

手当だけの部分的な改正について、いろいろ考えたところでありますが、給与体系にも影響を与えるということで、現状のままと考えたところであります。

以上です。

4番（白谷義隆君）

今、手当等について考えたが、その手当等について変更をすれば給料体系についても影響を及ぼすと言われましたが、よくわかりませんが、例えば通勤手当が出ていないところと出ているところとある、あるいは時間外手当等ついているところと、ついていないところがある。

そうしたことを統一することで、なぜ給与体系に影響を及ぼすのか、よく理解できませんが、もう少し教えていただいてもいいですか。

学校教育課長（高崎祐二君）

当然、手当関係をいじるような形になってきますと、それに伴う財政負担も出てくるころであります。ただ、一方で手当をそろえていくという形になった際に、給料だけがその別のもままでいいかという議論も当然出てくるかというふうに思っております。

以上です。

4番（白谷義隆君）

いろんな手当があって、退職慰労金についてもいろんな計算の仕方があるということで、そのことについては、一定わかるような気がしますが、ただ、ちょっと先ほども言われましたけど、通勤手当が例えば柳川と三橋にあって、そのかわり時間外手当は大和町出身の方にあるということなんですけど、それだけでも考えてみれば、課長が言ってあるのは少しおかしいと思うんですが、本来、通勤手当と時間外手当は、性質が違うはずなのに、なぜ時間外手当が出てはいないですね。そのかわり通勤手当が出ているというような発言でしたけど、なぜ通勤手当と時間外手当が並列で語られて、なぜ二者択一のような感覚を持たれるのか。そのことがどうして給与体系に影響するのか。

今、課長が言ってあるのは、例えば旧柳川の人には、残業をしても通勤手当がありますから、残業代は払いませんよということでしょう。逆に、あなたたちには時間外手当を払っているから通勤手当を払いませんということですよ。

なぜそれが二者択一なのか。どうしても理解ができませんよ。残業をすれば、当然残業代は払うべきやつですよ。通勤手当も同じようなもんですよ。時間外は払っているから通勤手当は払いませんよって。果たして、そんなことが許されるかということなんです。私はどうしてもそこは理解できませんが、再度お尋ねいたします。

学校教育課長（高崎祐二君）

先ほど来申し上げておりますように、この学校図書館委員会と申し上げますのは、合併前

からあった組織になっております。

それぞれの旧市町でどういう考えでその手当をつける、つけないという考えがあったかは私自身も存じ上げませんが、そういう流れで新市に合併をしたという状況になっておるものと思っております。

ですから、その通勤手当にいたしましても、やはり市の臨時職員にしる、嘱託職員にしる通勤手当が出ていないというような現状もございます。

やはり、合併する前の旧市町の考えでもって、そういう手当があったり、なかったものというふうに理解はしております。

以上です。

4番（白谷義隆君）

合併前の旧市町で、なぜその時間外手当がついたり、あるいはつかなかったり、通勤手当については、それもつかなかったり、わからないと。ただ、通勤手当は市の臨時職員とか嘱託職員については、通勤手当は出ていないんだと、だから、極端に言えば市の臨時職員もそうだから、つかなくてもそれは仕方ないんじゃないかというような話のようですけど、ただ、課長は先ほど一番最初にいろんな手当について統一することで検討したと言われたんですよね。

ですから、旧市町でそれぞれ手当が違うから統一しようと考えられたんでしょう。それなのに、なぜ旧市町の分を旧市町でどうだこうだ、臨時職員では通勤手当は出ていないんだとか、それはちょっと違うと思う。統一することで検討したと言われたんですから、ただ検討したけど、予算の問題とか、あるいは採用は言われたかな、そういうことがネックになってできなかったと言われたんですよ。別に旧市町がそうだからそうじゃないでしょう。旧市町でそういう取り扱いに差異があったから統一をしようと考えられたわけでしょうが。それだから、さっきのなぜその二者択一の問題になるのかというのを聞いているんですよ。検討したけど、予算の問題でできなかったと言われたんですからね。あるいはいろんな問題で。

ですから、旧市町でどうであれ、こうであれ、それは全く関係のない話ですから、そういうことを言えば、市の職員の皆さんでも同じ話でしょうが。旧ではこうだった、ああだった、だからしませんという話なら、統一の話は出てこないじゃないですか。

私はそういった一元化について聞いているわけですから、これ以上なかなか課長では難しいところもあると思いますけど、教育長、さっきの私が言ったことはどう考えられますか。

教育長（北川 満君）

先ほどから課長がお答え申し上げますように、いわゆる旧市町ごとにそれぞれ雇用形態が違う、また就業規則等もしっかり違います。ですから、あるところではPTA会長が雇っているところで就業規則ができたり、あるいは学校長に途中変更になった場合もございますけれども、それぞれが独立したような形で、その当時、平成17年3月21日現在、きちんとした

形で取り上げられなかったということで、非常に今、ざんきの念にたえないわけですが、それを今課長が申し上げましたとおり、私どもも検討に検討を加えているところでございます。

そういったことで、給与体系まで、どこまで迫れるかわかりませんが、この問題はある程度検討しなきゃいけないかなということは思いますけれども、現状のままでしか、いたし方ないという考え方に立っておりますので、よろしく御理解を求めたいと思います。

以上でございます。

4番（白谷義隆君）

教育長は、部下というか、同じ検討をしてある課長の答えですから、それを全くこの場で否定をするということは、なかなかできないでしょうけど、では市長にお聞きします。

さっき言ったように、同じ仕事をして、同じような責任のもとで仕事をしている職員について、やはり市長はそういうふうに二者択一とか、そういったばらつきが、私に言わせれば余り根拠のないような答弁でしたけど、市長はそれについてどう考えられますか。

市長（金子健次君）

先ほど高崎学校教育課長、また教育長のほうから答弁されましたけれども、今日まで合併をいたしましてから、ちょうど3月で丸8年になります。

その中で、いろんな形で検討をいただいたということは報告がありましたけれども、しかしながら、諸手当等の扶養手当、通勤手当、時間外勤務手当、また退職功労金等についても差異があると、また、もちろん本給、給与についてもかなり差があるというふうに思っております。

私も三橋町で人事担当をしておりまして、この問題については、当初、三橋町の場合にはPTA雇用でございました。そういう中において、県費職員が配当するんじゃないかということの情報等も当時ありまして、それから議会のほうで本職員になったんですね、PTA雇用の職員が。そういう中で、そこが県費職員の配当がないという状況において、また再度雇用の形態を退職後、変えていったという経緯があります。

そういう面で、三橋の図書館の勤める職員というのは、給与形態というのは確かに抜けていると、上位のほうにあるというふうに思っておりますけれども、また大和町においてもいろんな雇用の中で形態が変わっておりましたし、柳川は変わっておったということで、高いほうに合わせれば申し分ないんですけども、そういうことで、どこまでできるかということとは、恐らく委員会としても検討されたというふうに思っています。

ただ、私が思うには、通勤手当が柳川市と三橋の分については出ていて、大和町は出ていないと、そういう分については、果たしてそれでいいのかなという部分がありまして、また、時間外勤務手当については、実際、時間外勤務をされている人が図書館の職員の中にどれくらいいらっしゃるかどうかということもやっぱり調査して、手当は出るようになっているけ

れども、実際の支給はなかったということなのか、時間外勤務を多くしとって出てないということであるとするならば、やっぱり少しは問題があるのではないかというふうに思っていますので、その部分も今後委員会としても検討していただきたいなというふうに思っているところでございます。

私のほうも、まだちょっとあと1カ月余りでございますので、どうする、こうするとは言えませんけれども、そういう考え方を今持っているところです。

以上です。

4番（白谷義隆君）

では市長、簡単に言って時間外手当と通勤手当が二者択一のような形に今なっていますよね。そのことについては、どう思われますか。そのことだけについて。

市長（金子健次君）

二者択一というよりも、今申し上げましたように、時間外勤務をされて出していない、かなりやっている、実際、時間外勤務をされてあるとするならば、そのことが例えば翌日の時間外の勤務の分を減らすとか、そういうことをされているのかどうか。

そういうことで、三橋と柳川に出てないのかどうか、そこら辺もやっぱり調査すべきじゃないかというふうに思うし、通勤手当については、柳川市と今、三橋町の方から、ずっと勤めてあった方については出ていて、大和町は出てないということになれば、通勤手当は出すべきじゃないかという考え方を今持っているということです。

4番（白谷義隆君）

なかなか難しいようなところもあるようですけど、一応、市長のほうでも検討をすべきだというような回答はいただいたようですので、これで一元化については終わりたいと思います。

それでは次に、廃船処理の費用についてお尋ねをしたいと思います。

廃船の問題については、9月議会で質問をしてきましたが、今回、その後の対応についてお聞きをしたいと思います。

さきの議会では廃船の数、そのうち所有者が判明している数、そして処理費用の負担等についてお尋ねをしたところですが、廃船処理について、現在まで全部処理をされたのか。そして、その処理をされた数とその費用を教えてください。

水産振興課長（松尾昭義君）

今の廃船の処理と費用についてお答えを申し上げます。

中島漁港にある廃船は、昨年7月の九州北部豪雨のような災害が再度発生した場合、廃船が漁場へ流出したり、漁船や漁港施設を破損する可能性がありますので、2次災害の防止のためにも今回全て処分させていただいております。

廃船処理の費用については、漁船の改修や運搬など、国や福岡県の協力を得ながら処理で

きましたので、最終的に処理費用は全部で3,381千円であり、そのうち造船所が廃船処理費用として2,050千円を負担したため、柳川市の支出は1,331千円と安い費用で処分できたところでございます。

以上です。

4番（白谷義隆君）

造船所の負担は後で聞こうと思っておりましたが、なかなか私が組み立てていた質問書とちょっと違ってきますが、私は1番の中で、先ほどの中で、処理された船の数をお尋ねしとったわけで、そして、それが廃船の全部に当たるのか、あるいは一部になるのかをちょっとさっきお聞きしておりましたが、廃船された数とそれが全部なのかどうか、教えてください。

水産振興課長（松尾昭義君）

廃船につきましては、やっぱり災害で被害を受けて漁港に流出したり、漁場に流出したりしておりましたので、それを全部寄せ集めて、ちょっと山小積みしました。ですから、数というのがちょっと、もうその段階では数えられない状態になっておりましたが、中島漁港にあります廃船については全て処分させていただきました。（発言する者あり）ですから、一応廃船がございましたのが78隻ですが、それは全て流出した分まで含めて処分しております。

4番（白谷義隆君）

78隻分は処理されたということですから、それと、さっき造船所が2,050千円ですか、負担をされたということですが、実は前回の一般質問でも私、考え方は言ったんですが、前回、所有者が判明している分について、個人の負担はやめて、漁協なり造船所に費用の負担を求めたいという回答でしたよね。私の考えは別としても、置いといても、所有者がわかっている分についての処理費用は造船所や漁協に相談したところ、2,050千円だったというふうに理解してよろしいんですか。

水産振興課長（松尾昭義君）

所有者判明の廃船の処理負担でございますけれども、漁協や造船所など関係者と協議をいたしまして、所有者不明の廃船の中には造船所の船もあるんじゃないかとか、また所有者判明の廃船の中には処理費用を造船所に支払っている船もあるなどの意見がございましたので、造船所が所有者判明の廃船を含めて、全ての廃船を処分するという事で応分の負担をしたものでございます。

ですから、その造船所としては所有者のわかっている船、また、わからない船も含めて、その応分の負担をしたということでございます。

4番（白谷義隆君）

ちょっとわかりづらかったんですけど、今の課長の話では、前回、所有者が判明している分については、漁協と造船所に処理費用をお願いして、その所有者判明分については、市長は市民の皆さんに負担をかけることはしないというように前回言われたわけですが、それに

基づいて今回交渉をして、そして所有者不明の分についても幾らか造船所が上乘せして、市のほうをお願いされたのか、漁協がお願いされたのかわかりませんが、ただ、所有者不明についても、やはり一定造船所なりに責任の一部を認めさせたというのかわかりませんが、それで所有者判明の部分プラス幾らか所有者不明の分についても造船所をお願いをしたというこの理解でよろしいんですかね。

水産振興課長（松尾昭義君）

そうでございます。所有者不明の廃船の中にも、当然あれは造船所の船じゃなかとか、地元のほうからも意見がございましたし、先ほども申したように、所有者判明の中には、もう自分は造船所に処理費用を払っているという方もおられました。

ですから、どの船が払ってあって、どの船がもうということはちょっと決めにくい状況もございましたので、造船所のほうから所有者判明の船、それから不明の分も含めて応分の負担をしたということでございます。

4番（白谷義隆君）

事情はよくわかりました。ただ、課長が最後のほうに言われていましたけれども、どれがどれだとわからなかったからということですけど、そのことについては、私は前回の一般質問の中で、それはおかしいということは何回か申し上げましたけど、それは前回言いましたので、また再度ここで言っても出口のない議論になりますので、ただ、私は今回の廃船処理の対応は、やっぱり疑問が残ると私は思っております。

ただ、そのことについては、やっぱりほかの方法なり、責任の所在を明らかにすべきだったんだろうなというのは今でも思っております。ただ、一方では、さっき課長が言われますように、市の努力もあったろうし、漁協なり造船所の協力で当初予定されていた費用よりかなり安くて少なくて済んでよかったなということは率直に認めたいと思います。

しかし、やっぱり今回の廃船処理に当たって、所有者が判明しなかった 前回言っていたんですね。47隻分については、やはり大部分が市民の皆さんの税金が費やされているわけですね。

ですから、今後はやっぱりこういうことがもう 廃船問題が起きないほうが一番いいんですけど、ただ、そういうこともあるかもしれませんが、ですから、今後こういうことが起きたときは、やっぱり原因者負担の原則にのっとり、責任の所在を明らかにしていく、そういったことで責任者、原因者が全額払うんだという、そうした毅然たる対応で臨んでいただきたいというふうに思います。

ぜひ、今後はそういうふうやっていただきたいということを要望して、一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（古賀澄雄君）

これをもちまして、白谷義隆議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時43分 休憩

午前10時54分 再開

議長（古賀澄雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第2順位、23番梅崎和弘議員の発言を許します。

23番（梅崎和弘君）（登壇）

皆さんおはようございます。23番、貧しき人たちの味方であります日本共産党、梅崎和弘です。

まず、第1点目でございますけれども、国民健康保険運営の状況についてお尋ねいたします。

国民の約3割が加入する国民健康保険の危機が深まっていると言われております。全国民に公的医療を保障する国保が機能不全に陥り、国民の命と健康を脅かしているとも言われております。厚生労働省は1月末に、2011年度の国保財政状況は、国保制度が空洞化している深刻な状態になっていることを発表しております。滞納世帯は、2012年6月時点で約389万世帯となり、加入世帯の約2割以上を占めております。年間所得2,000千円の世帯に300千円を超える保険料のところもあるわけですが、このように、全国各地の高過ぎる保険料が、住民の支払い能力の限界を超えていることは明らかであります。滞納を理由に、正規の保険証を取り上げ、有効期間が短い短期保険証や資格証明書が交付された世帯は、合計153万世帯以上に上っております。

そこで、5点ほどお尋ねいたします。

柳川市におきまして、年間所得2,000千円の世帯の国保料は幾らになっているのか。2点目が、過去5年間の滞納世帯数、短期保険証の発行はどうなっておりますか。3点目、短期保険証の期間といいますか、これはどれくらいになっているのか。また、4点目ですけれども、以前、積立金は国の指導では保険給付費の平均年金額の5%を積み立てるということでしたけれども、今の実態はどうなっておりますか。また、近隣の自治体はどうなっているか、教えてください。5点目は、資格証明書が発行されると、医療機関窓口での支払いは全額自己負担になります。保険料を納付できない低所得者がとても負担できる金額ではないと思います。資格証明書の発行はどうなっていますか。

以上、お尋ねいたします。

2点目が、生活保護基準引き下げによる市民生活への影響についてであります。

安倍政権は、2013年度予算編成の焦点になっておりました生活保護費について、3年連続で大幅に引き下げることを受けております。ことし8月から、3年かけて740億円以上カットするとして、13年度に670億円も削る、過去最大の削減計画であります。

削減の中心は、日常生活になくなくてはならない食費や光熱費などの生活扶助費であります。職業技術習得のための必要な費用などを控除できる仕組みの廃止まで打ち出したことは、受給者の就労を妨げるものであり、就労を強調する政府方針に反するものだと思います。憲法第25条の生存権は、全ての国民に人間らしい尊厳ある生活を保障することを国に求めています。

そこで、1点目ですけれども、この過去5年間における生保の世帯数及び人数の動きはどうなっているか。2点目、受給者の年齢構成はどうなっていますか。3点目が、生活保護者がふえた原因はどのように考えておられるのか、以上3点をお尋ねいたします。

3点目が、ゆめタウンやディスカウント店などの進出により、柳川商店街への影響についてお尋ねいたします。

住民になれ親しまれ、暮らしと地域を支えてきた全国の商店街の多くが停滞、衰退し、各地で空き店舗とシャッター通りが珍しくなくなっていました。柳川の商店街も本当に寂しい通りになっております。

そこで、1点目ですけれども、柳川商店街の空き店舗数はどれくらいあるのか。2点目、ディスカウント店などの進出店舗数と、何らかの取り決めがあるのかどうかをお尋ねします。3点目が、ゆめタウン進出により、市への財政収入及び雇用の状態はどうなのか、以上、第1回目の質問といたします。

健康づくり課長（高巢雄三君）

まず第1点の御質問の、柳川市国民健康保険において、年間所得が2,000千円世帯の場合、国保税が幾らになるかとの質問でございますが、御承知のとおり、国民健康保険における加入される人数や加入者の年齢により、国保税が異なってまいります。

このため一概に幾らとは申し上げられませんが、一つの例を申し上げますと、40歳代の御夫婦と未成年の子供2人の4人家族で、夫に2,000千円の所得があり、固定資産税が50千円かかっている場合の柳川市の国民健康保険税は、医療分が261,200円、支援分が74,700円、介護分が56,700円で、合計392,600円となります。

2点目の滞納世帯数と短期保険証の交付世帯数についてでございますが、各年度、滞納繰越決算期における滞納世帯を申し上げますと、平成20年度1,921世帯、平成21年度1,944世帯、平成22年度1,903世帯、平成23年度1,842世帯でございます。

次に、被保険者証の交付世帯でございますが、各年度当初の交付世帯数を申し上げますと、平成20年度905世帯、平成21年度803世帯、平成22年度925世帯、平成23年度915世帯、平成24年度938世帯となっております。

なお、滞納分を納付された世帯には、全期被保険者証を交付いたしますので、年度末に向け、滞納被保険者証の交付世帯数は減少していくことになります。

次に、3点目の短期被保険者証の有効期限でございますが、滞納された国民健康保険税の

収納状況により、1カ月、または3カ月の有効期限で交付いたしております。また、短期被保険者証及び資格証明書交付世帯の高校生相当年齢以下の被保険者については、6カ月の有効期限の短期被保険者証を交付いたしております。

4点目の基金の状況についてでございます。

基金の積立額については、以前は過去3年間の保険給付費平均年額の5%以上を積み立てるよう、国から示されておりましたが、現在は具体的な数字は示されず、保険者の規模等に応じて、安定的かつ十分な基金を積み立てるようにとされています。本市国民健康保険の平成23年度末基金保有額は531,057,079円で、保険給付費の8.75%となっております。

次に、近隣自治体の基金保有率の状況を申し上げますと、大牟田市8.91%、久留米市2.53%、八女市2.30%、大川市0.34%、みやま市17.16%、筑後市は積立金がないようでございます。

5点目の資格証明書の交付状況についてでございますが、平成24年度当初で70世帯に交付いたしております。資格証明書の交付については、以前にもお答えいたしましたとおり、被保険者の負担の公平性を図るため、また、税の納付相談の機会を確保し、滞納を少しでもなくすることが国保運営の安定化につながるものとして交付いたしております。このため従来より、支払いが困難な世帯などの場合は、随時、税の納付相談を行い、必要に応じて短期保険証の交付を行っておるところでございます。今後も納付相談を行い、それぞれの事情に応じて、短期被保険者証を交付してまいりたいと考えております。

以上でございます。

福祉課長（稲又義輝君）

議員質問2点目の生活保護について申し上げます。

まず最初の御質問、生活保護世帯数及び人数について、それぞれ3月末の数字で申し上げます。

平成20年は613世帯、986人、21年は619世帯、962人、22年は653世帯、990人、23年は680世帯、2,023人、24年は699世帯、1,044人で増加傾向になっております。

次の御質問であります受給者の年齢構成についてお答えいたします。

現在の保護受給者数1,040人の年齢層について、10歳区分ごとに御報告いたします。

10歳未満が46人、4.4%、10代が99人、9.5%、20代が39人、3.7%、30代が59人、5.7%、40代が92人、8.8%、50代が163人、15.6%、60代が288人、27.6%、70代が159人、15.2%、80代が79人、7.6%、90歳以上が20人で1.9%となっております。

御質問の第3番目の生活保護者のふえた原因はとの御質問でございますが、現在までの実態を見ますと、失業などを含めた収入の減少及び傷病、高齢に伴う収入の減少などが7割近くを占めております。こうしたことから考えますと、主な働き手となっておられます方の収入が途絶えたこと、さらには、高齢者並びに高齢者のみの世帯がふえていることなどを勘案

しますと、核家族化に伴う影響といったことも少なからず起因しているのではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

商工振興課長（田中利光君）

梅崎議員の3点目の御質問についてお答えをさせていただきます。

まず、第1点目の柳川商店街の空き店舗数の御質問にお答えをさせていただきます。

柳川商店街の空き店舗数につきましては、先日、柳川商店街振興組合にお尋ねをいたしましたところ、現在、把握されております空き店舗数は35店舗ということでございました。今後、空き店舗を活用したいとお考えのお店が9店舗ということでございました。

2点目の御質問のディスカウント店等の進出している店舗数と、何らかの取り決めがあるかどうかについてお答えをさせていただきます。

まず、ディスカウント店の進出している店舗数でございますが、大規模小売店舗立地法という法律がございます。その法律では、店舗面積が1,000平方メートルを超える場合は、店舗の設置者が都道府県知事に対して大規模小売店舗届け出の必要がございます。この届け出があった場合は、市町村に対して意見を聞くこととなっております。このため福岡県から市に対して大規模店舗として通知がございました件数につきましては、平成17年度以降、5店舗となっております。

次に、このような店舗と市と何らかの取り決めはあるかとの御質問ですが、大規模小売店舗立地法の目的では、大規模小売店舗が地域社会との調和を図っていくためには、交通、環境問題等の周辺の生活環境への影響に適切な対応を図ることを目的としておりますので、届け出の際に、店舗の新設をする日、店舗の面積、施設設置、駐車場の位置、収用台数、開店・閉店時刻など、届け出内容が規定をされておりますので、この届け出に市や住民等が意見がなければ、店舗が開店できることとなっております。このため大規模小売店舗立地法では、設置者と市町村との取り決めについては規定されておられませんので、これまでは取り決めについて行っておりません。

また、3点目の御質問のゆめタウン進出により市への財政収入、雇用はどうなるかとの御質問にお答えさせていただきます。

財政収入につきましては、市の試算では、大川市のゆめタウンを参考として、土地、家屋、償却資産を合わせて固定資産税で36,000千円程度の税収を想定しております。法人市民税も、これも大川市のゆめタウンを参考として、約10,000千円程度の増になると見込んでおります。合わせて46,000千円程度の税収と想定いたしております。また、ゆめタウンに市民の方が新たに雇用された場合は、個人市民税の税収もあろうかと思えます。雇用につきましては、ゆめタウンの計画では、従業員数370名、正規が70名、パートが300名ということで計画が立てられているようにございます。

以上です。

23番（梅崎和弘君）

どうも御答弁ありがとうございました。それでは、各項目ごとに質問をさせていただきます。

まず、国保運営の状況ですけれども、やはり滞納世帯数が年々ふえてきているということでございます。また、短期保険証の期間は、1カ月と3カ月と御答弁がありましたけれども、この1カ月と3カ月の違いといいますか、どこら辺で判断してあるのか、わかったら教えてください。

健康づくり課長（高巢雄三君）

国民健康保険短期証を交付しておるわけでございますけれども、短期証の交付をする場合、どうしても病院に急病でかからなければいけないといったような状況のときは、1カ月証を交付いたしております。それから、納付誓約に基づいて、分割納付という形であれば、3カ月証という形で交付しておるところでございます。

以上でございます。

23番（梅崎和弘君）

わかりました。

じゃ、積立金の件ですけれども、前は国の指導は5%だったけれども、現在のところは特別の指導はないということでございます。近隣の自治体で見ますと、筑後はゼロ%、お隣の大川市が0.34%ですか、それに比べて柳川が8.75%。市としては、どれくらいの積立金があれば安心した運営ができるとお考えでしょうか。

健康づくり課長（高巢雄三君）

どれくらいが適当なのかということでございますけれども、予算編成上で考えてみますと、やっぱり予算というのは、ある程度リスクを考えたところで予算編成をしなければなりませんけれども、そのときに空財源になってはいけないということが1つあります。そういったことで、現在の基金の保有状況であれば、予算編成上、それから、不慮の多額の出費に対する、医療費に対する補填というものができんじやなかろうかというふうに思っております。

以上でございます。

23番（梅崎和弘君）

じゃ、不慮の場合の積立金ですけれども、今まで積立金を取り崩すといいますか、どのように活用されたのか、わかたら教えていただきたい。積立金ですね。足らなときは、取り崩して運営に充てるというふうなことがあったでしょう。

健康づくり課長（高巢雄三君）

現在の活用状況ということでいきますと、平成17年度から今日まで、一度も黒字決算はあっておりません。それで、毎年度150,000千円、合併時は基金と繰越金合計で15億円程度あ

ったわけでございますけれども、税率を、なるべく負担が重くならないようにということで、赤字を補填するまでの税率改正の引き上げは行っておりません。それで、毎年度150,000千円程度の赤字ということで、そういった赤字の補填ということで活用してきておったところでございます。ちなみに、昨年度は30,000千円程度の基金の繰り入れを行っておるところでございます。

以上でございます。

23番（梅崎和弘君）

まず、この国民健康保険法は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とすると、このように定めてあります。この国保税が異常な高さになっているのは、国保財政の構造上の問題として、国保の加入者は過半数が、先ほどありましたように無職者であったり、退職者の高齢者が多く、いわゆる加入世帯の平均所得が低いことであると言われておりますし、先ほどの答弁にも、そういうことが出ていたんじゃないかと思えます。

そこで、国保加入者の実態ですけれども、先ほどは年齢別に御答弁いただきました。あれはわかりますかね、退職者がどれくらいとか、無職者が何割くらいおられるかというふうな区別はわかりますか。

健康づくり課長（高巢雄三君）

議員御指摘のとおり、国民健康保険は医療費が比較的高額となる高齢者や、無職等で比較的所得の低い方も多く加入されていることから、構造的に財政が厳しい状況となっております。本市国民健康保険の被保険者の加入状況でございますけれども、平成25年1月末現在、国民健康保険被保険者数は男性1万587人、女性が1万537人、合計で2万1,124人で、このうち65歳以上75歳未満の被保険者数は、男性が3,086人、女性3,610人、合計6,696人で、全被保険者に占める割合は、男性が29.15%、女性が34.26%、合計で31.70%となっており、高齢者の占める割合は3割を超しているところでございます。

それから、無職者がどうなっておるのかというのは、ちょっと市のほうで調査はいたしておりませんので、軽減世帯等について述べたいと思います。

また、前年中の所得が少ないことによりまして、平成24年度の保険税の軽減を受けている世帯は、7割軽減世帯が3,358世帯、5割軽減世帯が945世帯、2割軽減世帯が1,426世帯で、合計で5,729世帯となっており、全体に占める割合は5割を超しております。先ほど申し上げましたが、7割軽減世帯、これは所得が330千円以下ということでございます。この中には相当部分の無職者の方がおられるのかなというふうに思っております。

以上でございます。

23番（梅崎和弘君）

国保税の所得割は、前年度の所得を基準にして行われるわけでありまして。ところが、失業

者や、廃業したり事業不振などにより前年より所得が大幅に減少した場合、いわゆる前年度の計算でいきますと、国保税を払えない方が今後も多くなることも考えられるわけでございます。私自身も去年までは仕事が順調だったけれども、ことしはもう金のなかというふうな相談を受けたこともありますけれども、こういう方に対して減免制度というものがどうなっているのかということについてお尋ねいたします。

健康づくり課長（高巢雄三君）

まず、失業者に対する減免制度ということでお答えしたいと思いますが、景気の低迷により非自発的に失業された方に対する保険税の軽減を平成22年度より実施しております。軽減措置の内容としましては、65歳未満の非自発的失業者について、失業時からその翌年度末までの間、前年の給与所得を100分の30として、国民健康保険税を算定いたします。この制度による軽減適用者は、平成22年度191世帯で193人、23年度が329世帯で238人、平成24年度が293世帯で299人となっております。

以上でございます。

23番（梅崎和弘君）

それじゃ、失業した場合とか、そういう場合は、このように減免制度を活用されているということで理解してよいわけですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

じゃ、次に、所得に占める保険料率は国民健康保険が11.6%、それと政府管掌の健保が7.1%、組合健保が5.1%でありまして、平均所得が低い国保が最も高い保険料率になっておるといわけであります。地方自治法では住民の安全を守る、健康な生活を守る、福祉を守ると、こういうことが自治体の第一の使命だということでもありますけれども、もっと困っている人たちを助けることができるように、具体的な検討をすべきだと思いますけれども、この辺いかがでしょうか。

健康づくり課長（高巢雄三君）

国民健康保険税減免基準取り扱いということで説明させていただきたいと思いますが、柳川市では国民健康保険税減免基準取り扱い要綱を平成17年4月1日に制定いたしております。今回の災害を踏まえまして、基準を明確にするための改正を行っております。

この要綱に基づき、被保険者等が災害により住宅や家屋、または農作物の被害があった場合に、所得に応じて保険税の軽減、または免除を行っております。また、保険給付に制限のある刑務所等に服役する被保険者についても、保険税を減免しております。

今回の豪雨災害の例を申し上げますと、24年度分の災害が発生した以降の納期分の国保税について、所得が5,000千円以下の世帯の場合で、床上浸水の被害に遭われた世帯の国保税については2分の1を軽減、また、所得が5,000千円を超え7,500千円以下の世帯の場合は4分の1を軽減いたしております。

以上です。

23番（梅崎和弘君）

じゃ、済みません、もう一回、今回の豪雨災害による被災者に対しての減免ですね、もう少し詳しくお願いします。

健康づくり課長（高巢雄三君）

今回の九州北部豪雨災害により、申請に基づきまして減免の決定をいたしました世帯は、平成25年2月25日現在、180世帯で、減免額は13,754,600円でございます。

以上です。

23番（梅崎和弘君）

いわゆる国保の危機を引き起こした最大の要因は、市区町村に対する国保財政への国庫負担を大幅に削減したことによるものであるというふうにも言われておりますけれども、今後、柳川市としまして、国保税の値下げの検討はされていくのか。この国保税の値下げについて、ちょっと具体的に伺いますか、経過がありましたら教えていただきたいと思います。

健康づくり課長（高巢雄三君）

国民健康保険財政は、保険給付等に必要な経費及び保険事業の運営に必要な経費を国、県、市の公費負担と保険税で賄っております。このため、保険税を引き下げるためには、支出の大半を占める医療費を減少させることが必要でございます。現在、被保険者の健康維持と医療費の削減を目的といたしまして、生活習慣病の予防を目的とした特定健診、特定保健指導に重点的に取り組んでおります。

また、生活習慣病が重症化した場合、医療費が高額となることから、生活習慣病重症化予防訪問事業を本年度から新たに実施しております。保健師が対象者を訪問し、医療機関への受診を促すとともに、生活習慣の改善のための保健指導を行っております。ほかにもレセプト点検により、医療費の適正化に努めています。今後も医療費の削減に努めて、国保税の抑制を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

23番（梅崎和弘君）

この国保税の値下げも含めまして、やはり病気になったら、誰もが安心して治療に専念できる、また、健康に暮らせるような対策に今後も取り組んでいただきたいという要望をいたしまして、この項を終わりたいと思います。

2点目が、生活保護基準引き下げによる市民生活への影響についてですけれども、消費税大増税と社会保障の一体改革改悪路線を推進する安倍政権は、生活保護大改悪を突破口にして、憲法が保障する戦後の社会保障制度の解体を狙っているんじゃないかと、このようにも言われております。

そこで、1点目ですけれども、この生活保護基準を大幅に引き下げ、同時に、利用を強く抑制する制度改悪の計画は、ここ数十年では最大規模の動きだと言われております。生活保

護費削減は、受給者の生活を直撃するだけではなくて、国民の暮らしを支えるさまざまな制度に深刻な影響を与えることに批判が広がっております。ということで、どのような影響があるというふうに考えておられるのか、お尋ねいたします。

保健福祉部長（高田淳治君）

お答えいたします。

平成25年度生活保護基準改定による影響についての御質問でございますが、国の方針といたしましては、大筋といたしまして、極力影響を及ぼさないような基本的対応をしていきたいとされているだけでございまして、詳細につきましてはまだ示されていない状況でございます。したがって、各自治体におきましても、今後、国の動向を見ていく必要があるとしております。そういったことで、まだ具体的にはわからないといった状況でございます。

以上です。

23番（梅崎和弘君）

まず、この件については次に言いますけれども、今、生活保護を受ける人が多くなって、市の財政を圧迫しているんじゃないかというふうな報道がありますけれども、この実態はどうなっているのか、お尋ねいたします。

保健福祉部長（高田淳治君）

お答えいたします。

平成23年度の決算の例で申し上げますと、生活保護費の支出済額は1,622,524千円となっております。負担内訳といたしましては、国が4分の3の負担で1,276,589千円、市が4分の1の負担で345,935千円となっております。本市におきましても、生活保護費は年々増加している状況にございまして、これとあわせて市の負担額も増加傾向を示しているところでございます。

以上でございます。

23番（梅崎和弘君）

それでは、この生活保護費については市が4分の1、4分の3が国の負担であるので、市の財政を直接圧迫するものではないというふうに理解していいでしょうか。

保健福祉部長（高田淳治君）

やはりこういった生活保護が、先ほども申し上げましたように、年々増加している状況にあるということを回答させていただきました。これとあわせて、市の負担額も増加している傾向ということで、やはり負担増になっているという実情はございます。

以上でございます。

23番（梅崎和弘君）

いわゆる生活保護の基準は、収入が少ない低所得者の暮らしを支えている国や地方自治体のさまざまな制度の適用対象の目安として、連動する仕組みになっております。影響する制

度は、6点ほど言いますけれども、小・中学生への学用品代や給食費を支給する就学援助、2点目が保育料や医療、介護の保険料の減免制度、3点目が最低賃金の引き下げ、4、住民税の非課税、または介護保険の自己負担限度額の引き上げや障害者、難病患者の医療費の引き上げなど、少なくとも40近くに及ぶと言われております。

先ほどはまた国の方針が出ていないということでございましたけれども、生活保護基準引き下げによる影響全体については、厚生労働省のホームページに2月19日に掲載されております。今後どのようになるかということは、ある程度の方針が出ているわけでありまして、変更になる可能性ですね、今から先、大きな政治問題になると思いますけれども、変更になる可能性もあると思いますけれども、はっきりした時点でも、また再質問をしたいと思っております。この辺について、国から示された時点では、もう遅いんじゃないかなということですね。このようにホームページにも出ておりますし、じゃ、市民に対する影響がどうなるのかということにつきましては、早目早目の対策が必要じゃないかなと思いますけれども、これについてはいかがでしょうか。

保健福祉部長（高田淳治君）

お答えいたします。

生活保護基準の改定による影響ということでは、先ほどお答えいたしましたけれども、議員御指摘のように、厚生労働省のホームページによりますと、今回の生活保護基準の見直しに伴う他の制度への影響について、国はそれぞれの制度の趣旨や目的、実態を十分に考慮しながら、できる限りその影響が及ばないように対応することを基本的考えとするといった対応方針を示しているにとどまり、また、制度によりましては影響の予測も難しいとされる部分もあるようでございます。

したがって、議員御指摘のように、なるべく早目早目といった対応をしてまいりたいというふうに思っておりますが、現在、具体的にはわからないといった状況でございます。

以上です。

23番（梅崎和弘君）

じゃ、この件につきましては、先ほど部長御答弁なさいましたように、早目な対策をとって、やはり市民生活に影響ある問題については、ぜひ早目にとっていただきまして、また、市民への告知もしていただきたいと、このように思います。

最後の商店街の問題ですけれども、いわゆる商店街の衰退は、単に商店だけの問題ではなくて、まち全体が寂れていく原因になっていると思っております。商店街の衰退の原因はさまざまですけれども、もう既に個々の商店街の努力をはるかに超えたものになっていると、このように考えております。

そこで、商店街の振興計画、取り組みについて、今後どのようにされていくのか、よかったら教えてください。

商工振興課長（田中利光君）

梅崎議員のほうから、商店街の振興計画ということでお尋ねでございます。市では、市内の商店街の役員の方々や商工会、商工会議所と合同会議を設置いたしております。この会議の中で、各商店街の個別の課題や共通の課題を洗い出し、その課題に向けて協議を進めておるところでございます。

柳川商店街では、マルショク跡地の活用をどのように商店街の振興に結びつけていくのが課題となっており、今後、柳川商店街振興組合と協議を図りながら、対応してまいりたいというふうに考えております。

また、柳川商店街ではマルショク跡地を活用しまして、柳川雛祭りさげもんめぐりの期間にあわせまして、3月2日から巨大さげまんの展示を行っております。また、辻門市場を3月2日、3日、9日、10日に開催することといたしております。辻門市場では生鮮食品や土産品、飲食店などの出店が行われ、より多くのお客様が商店街においでいただくような取り組みがなされておるところでございます。

今後も各商店街につきましては、いろんな課題がございますので、商店街の皆様と十分検討、協議を進めながら、積極的に商店街の振興を図ってまいりたいというふうに考えております。

23番（梅崎和弘君）

やはり商店街ににぎわいが戻ってくるような、今後の対策、検討、ぜひお願いをいたします。

最後になりますけれども、国保税の減免の問題、これにつきまして市長の見解、よかったら教えていただきたいと思っております。

市長（金子健次君）

質問がないと思ったもので、ペーパーがなくなっちゃいました。法定外の一般会計からの繰り入れのことについて、毎回、国保税の質問のときに出ております。今、課長のほうが答弁いたしましたように、なかなか一般会計の繰り入れにつきましては、市民税の負担をされている方の二重負担になるということで、たびたび答弁をしておるわけでございまして、非常に厳しい面があるかというふうに考えております。

県下の市町村を見ますと、一般会計の中から繰り入れている市町村もございます。柳川市、本市といたしましては、毎年、先ほど、基金からの繰入金30,000千円という話を課長がいたしましたけれども、特々調整交付金というのがありまして、その交付金というのは、医療費の削減に努力している市町村、そして、徴収金、国保税の滞納が多いところでも、それを非常に頑張っている市町村に対しての励みの交付金が毎年1億円来ます。これらについても、現在、前の刈茅副市長が担当している、県のほうの課長ですけれども、そここのところの所管で、国のほうにはそういうことで申請、特にお願いをして、毎年1億円近くの特別の調整交

付金が来ておりますので、基金からの繰り入れも少額で済むというふうになっているところ
であります。

一般会計からの法定外の繰入金は非常に難しいということを今でも思っているところ
でございますので、そこまで理解を得るところにはなっていないというふうに思っております。

以上です。

23番（梅崎和弘君）

どうもありがとうございました。これで終わります。

議長（古賀澄雄君）

これをもちまして、梅崎和弘議員の質問を終了いたします。

ここで午後1時まで休憩いたします。

午前11時41分 休憩

午後1時 再開

議長（古賀澄雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第3順位、15番矢ヶ部広巳議員の発言を許します。

15番（矢ヶ部広巳君）（登壇）

こんにちは。15番、市民クラブ、矢ヶ部広巳でございます。議長のお許しを得ましたので、
一般質問させていただきます。

私は2つの項目について通告をさせていただいております。

最初に、昨年7月に当地方を襲いました豪雨災害の復興について伺います。

次に、学校週5日制についてであります。なかなか少子化に歯どめがかからず、子供は超
過保護で、1人の子供に対して6人の大人が面倒を見ていると言われております。子供の教
育に両親と、父親と母親のそれぞれのじいちゃん、ばあちゃんが口を出してくるときだっ
てあるそうであります。私たちの小・中学生のころは大抵の家が子だくさんで、多いところ
では7人兄弟、10人兄弟もありました。それがわずか五、六十年の間でこんなにも変わって
しまったのかと驚くばかりであります。甘えて育った子供たちを教育される先生たちの苦勞は
生半可ではないと思われま。さらには、先生を指導される立場にある教育長を初めとする
教育委員会の皆さんの日夜を分かたぬ御尽力には感謝の一念であります。

あとは自席にて一問一答で質問をさせていただきます。ありがとうございました。

15番（矢ヶ部広巳君）続

まず、豪雨災害復興はについて伺います。

河川の整備箇所ではありますが、中山と六合の決壊場所以外の整備箇所を具体的に教えてく
ださい。

建設課長（中村敬二郎君）

北部九州豪雨による河川決壊箇所以外の整備箇所を具体的にという御質問にお答えいたします。

沖端川、矢部川、いずれも激甚災害対策特別研究事業が採択され、195億円の全体事業費で平成24年度からおおむね5年間で整備が進められることになりました。

矢部川については、国管理区間のみやま市と八女市の行政界付近の白木川合流点付近から、矢部川の西鉄中島駅南の鉄橋付近までの区間について、全線において、堤防の質的強化工法といたしまして、堤防ののり面の中段にある小段をなくしまして堤防ののり面の一枚化の整備を行い、堤防の排水をスムーズにして堤防の安定を図るものです。

また、国管理区間においては、漏水箇所や護岸等の被災箇所が21カ所確認されておりますが、柳川市におきましては、大和町六合地区の決壊箇所のほかに大和町泰仙寺橋上流漏水箇所、同じく大和町の津留橋下流の漏水箇所、三橋町垂見地区の国道443号線バイパスの柳瀬大橋下流の漏水箇所及び三橋町中山地区の漏水箇所の4カ所において、被害が確認されております。

県管理区間の沖端川につきましては、矢部川との分流部付近の松原堰より大門橋と筑紫橋の中間地点の付近まで約8.8キロ区間を平成24年度から激甚災害対策特別緊急事業で整備が進められることになりました。

沖端川の決壊原因は堤防からの越水が原因であります。このため、沖端川の整備は河川水位をスムーズに流すために、河川の断面が不足する区間を整備するもので、しゅんせつや堤防工事を行うとともに、大門橋や出の橋のかけかえが計画されております。また、固定堰の磯鳥堰につきましても、洪水時には支障となることから可動堰への改良が計画されております。ほかに漏水被害9カ所が確認されておりますが、このうち6カ所が柳川市内でございます。

県で、この6カ所のほか引き続き堤防全線の調査を行いまして、問題が確認された箇所におきましては、漏水対策工事による堤防強化工事を行います。また、磯鳥橋付近右岸では越水被害がありましたが、整備が完了するまでの応急対策といたしまして、コンクリート擁壁の設置が計画されております。具体的な箇所としましては、有明橋付近の左岸、有明橋上流部左岸、筑紫橋上流部左岸、磯鳥堰上流部左岸、島町橋付近右岸及び二ツ川堰下流右岸の6カ所でございます。

現在、これらの対策を進めるために南筑後県土整備事務所では、測量、地質調査、設計が進められております。今後、市民の皆様には説明会や回覧等を通じて、適時適宜説明したい旨を聞いているところです。

以上でございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

はい、ありがとうございました。

今言われた箇所は、つまり工期日が短期のもので、今期の梅雨時期までには一応完了すると理解していいものですか。

建設課長（中村敬二郎君）

決壊箇所はもちろん出水期までには完了いたしますし、漏水箇所の重大な被害が考えられるところには、出水期までに工事が完了する予定になっております。

15番（矢ヶ部広巳君）

決壊の原因は新聞でも報道されましたが、昔は、特に矢部川はですね、今言われたように沖端川については越水が原因であったと。それから矢部川については、新聞で載ってありましたように、昔、曲がりくねったのを真っすぐしたために生じた。したがって、下からじわじわじわじわですね、土手が崩れていったということで新聞には載っておりますが、そのように理解をして、よろしゅうございましょうか。

建設課長（中村敬二郎君）

おっしゃるとおり、中山の決壊原因は越水によるもので、矢部川の六合地区のほうの決壊原因は、今おっしゃられましたとおり、漏水によるのが原因でございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

これは答えは要りませんが、要望でございますから。護岸工事は大体100メートルで1億円経費がかかると言われておりますが、堤防の流域に住んでおられる皆さんが二度とあんな悲劇にならないように、さらなる国、県への要望を市長よろしく願いをいたしておきます。

次に、閣議決定により激甚災害の認定を受けた例の出の橋のかけかえ、それと大門橋のかけかえについて伺いますが、大体、いつごろになると思われましてでしょうか、教えてください。

建設課長（中村敬二郎君）

出の橋、大門橋のかけかえは、新聞報道等で皆さん御存じのことと思います。沖端川の整備で必要とする河川断面を確保するためにかけかえることとなり、現在、測量や地質調査、設計検討が進められているところでございます。

地元の皆さんに対しましては説明会を開催し、関係者の理解を得た後に用地調査や物件調査を行い、用地買収等、関係者の協力を得た後に工事実施となります。

現在、南筑後県土整備事務所では、調査、設計中であることから具体的な時期を示すまでには至っておりませんが、本工事は平成24年度からおおむね5カ年の事業となっております。南筑後県土整備事務所柳川支所に災害事業室を設けて事業が進められているところでございます。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

大体5カ年ということではありますが、その橋の規模ですね、橋の形とか、そういうものは

大体の案というのはありましょかね、どうですか。

建設課長（中村敬二郎君）

橋梁の橋の規模ということでございますけれども、出の橋及び大門橋は河川改修工事において、必要な河川断面を確保する橋にかけかえる必要がございます。南筑後県土整備事務所では、現在、調査、設計が進められており、まだ未定ということですが、今後、設計が進む中で地元の皆様には説明を行っていく予定にしております。

なお、現在の橋梁の規模といたしましては、出の橋が橋長約45メートル、大門橋が橋長48メートルでございます。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

そうになったらですね、おのずからもう近くに住んでおられる人たちは立ち退きとか、そういうことが当然考えられるわけですね。したがって、もうすぐさまね、幾ら説明をしてもらっても、すぐ立ち退きせやんとか、そういうことになったら大変な問題になるわけですね。特にこのお年寄りばかりしかおられん家庭とか、そういうのも当然あの大門橋のところ、あるいは、その出の橋のところには住んでおられますが、そういうことも十分勘案をさせていただくことになるわけですが、そういうことも含めて、説明をするということになりますかね。その辺がもう一番、地元の人ですね、住んである方は一番関心があるわけですよ。どげんなっじゃろうかち。もうね、60歳も70歳もなってひとり住まいになって、そして、どこさんか行かやんということなればですね、非常にやっぱりそれは不安なんです。それは自分の身に降りかかってみて、自分で考えてみて、それはわかってしょうが。その点はどうですかね。

建設課長（中村敬二郎君）

関係者の皆様の立ち退きということでございますけれども、現在、南筑後県土整備事務所におきましては、調査、設計が進められております。まだ未定ということでございますけれども、今後、設計が進む中で、地元の市民の皆様には十分説明を行っていく予定でございます。また市といたしましても、関係する指導もございますので、今後、十分接続協議など行ってまいって、市民の皆様には説明してまいって協力を得たいと考えております。

以上です。

市長（金子健次君）

立ち退きの関係で、ちょっと私のほうからも答弁させていただきたいと思います。

今回の2つの橋のかけかえにつきましては、大きな問題としては、堤防近くに住んでおられる方の立ち退き等問題が出てくるわけでございます。それにつきましては、今、課長がお答えいたしましたように、県のほうからスタッフの増員もしてありますし、柳川市といたしましても、建設課のほうに対策室を設けまして、住民と折衝する面ではやっぱり地元の市長、

市としても、いろんな形の相談も応じたいというふうに考えておりますので、増員をしたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

ひとつよろしく願いいたします。

これは答弁は要りませんが、柳川市では、浦島橋のかけかえも予定をされております。それから出の橋、大門橋もかけかえはある。さらにはですね、大和干拓、両開干拓、昭代干拓を一直線で結ぶために、この間ありました新しい橋がかけかえられるということが現実味を帯びてきました。

確かにそうなりますと、柳川市には大きな4つの橋がかけかえられたり、できるということになるわけでありまして。まさに橋の建設ラッシュになるということでありまして、これも柳川市が大きく発展する礎になろうかと思っておりますから、その点、先ほど市長も答弁をさせていただきましたが、よろしく国、県への要請をお願いする。そのためには、当然、地元の協力が必要になるわけですから、いろいろまた問題も生じるとは思いますけれども、その点よろしく願いしまして、この項は終わります。

次に、2項目めの学校週5日制の質問に入らせていただきます。

ゆとり教育の成果についてであります。ゆとり教育と並行して、2002年に全国公立小・中学校でこの週5日制というのは完全実施をされました。そこで、確かにこの週5日制については実施される前から、いろいろ疑問視、不安視されたことも事実であります。そこで、ゆとり教育の成果を述べていただきたいと思っております。

教育部長（高田 厚君）

お答えいたします。

ゆとり教育の成果ということでございますが、学校の教育活動におかれましては、授業時数が減りまして、学習内容も、ゆとり教育前は低学年で学んでいたことを中学年で学ぶなど、負担の軽減が図られたところでございます。また、総合的な学習の時間の導入などによりまして、みずから課題を見つけて考え解決するような資質、能力、そして、豊かな人間性、健やかな体といった生きる力を育成するという理念が明確になったと考えております。

さらに、土曜日が完全に休みとなったことによりまして、子供たちが家庭や地域で過ごす時間が多くなり、スポーツや文化などさまざまな活動の機会がふえ、家庭や地域による子供の育成が重要視されました。学校と家庭、そして地域との連携がますます重要になってきたというふうに考えております。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

はい、ありがとうございました。

さっきの質問とダブるかもしれませんが、詰め込み教育を改め週5日制を実施した結果、子供に自然や社会体験をさせるという理念は生かされたのでしょうか、具体例があれば教えてください。

教育部長（高田 厚君）

具体例ということでございますが、小学校の低学年の生活科、小学校中・高学年、それに中学校の総合的な学習の時間において、自然体験や社会体験をする機会がふえました。例えば、城内小学校などでは柳川市を縦横に流れます掘割について目的を持って調べ、まとめて第三者に知らせるといった活動を行っております。また、矢留小学校などでは白秋先生の歌や詩などを調べ、まとめて保護者などに知らせるといった、こういった活動を行っております。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

はい、ありがとうございます。こういうことですね、矢ヶ部小学校でもいろんな職場体験ですね、いろいろ勉強をさせていただいておるようであります。

ほかでは週5日制を改め、週6日制にしてほしいということテレビや新聞でよく目にしますが、柳川市では週6日制に対する保護者への調査をされる考えはありましようか、教えてください。

教育部長（高田 厚君）

週6日制に対する保護者への調査についてでございますが、本市では土曜日に授業を行うことを市全体で推進するということはしておりません。

理由といたしましては、授業時数の確保ができているということ、そして、学力についても良好であるということなどございます。しかしながら、学校の特色などを生かしまして土曜日に学習活動を行いたいという場合は、学校の判断によって、届け出により今は実施することは可能といたしておるところでございます。

こういったことから、今のところ、保護者への週6日制に対する調査の実施は考えておりません。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

小学校で2011年度から、中学校では2012年度から実施されている新学習指導要領で、小学校1、2年生は週2時間、3年から6年生まで、それから、中学生までは週1時間授業がふえましたですね。もうゆとり教育ばかりじゃ、レベルが落ちると、そういうことでそういう新しい学習指導要領で変えられました。具体的には小学1年、2年生では、また、それ3年生以上では、1年間に大体何時間ふえたということになりますかね、具体的に教えてください。

教育部長（高田 厚君）

新学習指導要領におきます年間の授業時間数の増加でございますが、小学1年生が68時間、2年生が70時間、3年生から中学3年生までが、それぞれ35時間増加いたしております。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

ありがとうございました。その結果ですね、柳川市では、どのようにそのカリキュラムが変わったことになりませうかね、具体的に教えてください。

教育部長（高田 厚君）

お答えいたします。

本市でのカリキュラムの変化でございますが、各学年で週の授業時数をふやしました。また時数確保のために、会議の数を減らしたり、学校行事の精選をしたりしております。そのほかには、朝の1時間目が始まる前や昼休みの後の5時間目の前などに短い時間を設けまして、それらを通算することで、時数確保を図るなどの工夫をいたしております。

15番（矢ヶ部広巳君）

もう御存じのように、八女市教育委員会では新しい年度から、授業時間の確保の目的で市内の全小学校、中学校で2学期制をとると。柳川市は全部3学期制ですが、2学期制をとると。

今、教育部長さんおっしゃったように、柳川市は、授業時間の確保はもうできておるからということで、当然そういうふうな2学期制に変えるというようなことはないとは思いますが、その辺どうですか。もしそういうふうな動きがあるとか、あるいは教育委員会はそういう考え方は持っていないけれども、親たちが2学期制にすべきじゃないかとか、そういう声等がありましたら教えてください。

教育部長（高田 厚君）

2学期制は通知表の配付の時期が10月と3月の年2回することによりまして、7月とか12月にゆとりある教育活動を展開することが可能になりまして、全体的にゆとりある年間行事計画にすることができるといった、そういったメリットがあるわけでございます。

一方、学期の途中で夏休みとか、冬休みとか、そういった長期の休業が入りまして指導の連続性が絶たれてしまうといったようなデメリット等もございます。

柳川市としましては、現在の3学期制のほうが好ましいと判断をしております。2学期制の導入については考えていないということでございます。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

はい、ありがとうございました。

いずれにいたしましても、保護者の声をしっかり聞かれまして判断をお願いしたいという

要望をすることであります。

最後に教育長、その線で何か答弁がありましたら、よろしくをお願いします。

教育長（北川 満君）

お答えいたします。

土曜授業の実施、週5日制で、それや2学期制の導入ということについて、いわゆる教育の制度についての考え方、あるいはあり方についてというお尋ねだと思いますが、今現在、教育そのものが御案内のように不易と流行面がございまして、いわゆるその時代時代によっていろいろと変わり、また対処も違って来るわけでございますけれども、そういった中で平成15年ぐらいですかね いや、15年ぐらい前に、品川区の教育委員会、これが学校選択制というのを一時導入しました、現在も続いているわけでございますが。その制度につきまして考えてみますと、もう今や学校選択制等々をとるところはなくなってきているというような現状がございまして。

そういったことを考えますと、土曜授業の実施や2学期制の導入など他市町ではいろんな取り組みがなされているわけでございますが、これが初めて認可されたのが、県ですね、都道府県でいわゆるそういった制度は決められておりましたけれども、1998年に学校教育法の施行令というのがございまして、その第29条に基づきまして、実際、各市町村教育委員会に委ねられたということが流れでございまして。

そういった中におきまして、私どもはどうすればいいかということで情報もいろいろ収集しております。その中で、やっぱり2学期制につきましても八女市は導入ということでございますが、全国を見回してみますと、太田市教委はもうやめてしまったと。あるいは讃岐うどんの讃岐市もやめたと、和歌山県の和歌山市も3学期制に復したというような状況もございまして。

そういったことを考えながらですね、議員御指摘のように、保護者の皆様のお声、それから地域の皆様のお声をしっかり傾聴させていただきながら判断をさせていただきたいと、このように考えております。

以上でございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

はい、ありがとうございました。これで質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長（古賀澄雄君）

これをもちまして、矢ヶ部広巳議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後1時28分 休憩

午後1時40分 再開

議長（古賀澄雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第4順位、16番緒方寿光議員の発言を許します。

16番（緒方寿光君）（登壇）

皆様、御苦労さまです。緒方寿光です。早速、質問通告に従いまして一般質問を行います。執行部におかれましては、既に質問通告をしておりますので、ぜひ簡潔明瞭な答弁をいただきますよう強く求めます。

さて、今回の私の質問は大きく4つです。

1つ目は、昨年7月14日の豪雨災害から8カ月が経過しようとしているわけですが、その後の市の危機管理体制は万全に整ったのかどうか。特に全国的に毎年災害が多く発生する梅雨の時期を目前にしまして、柳川市として市民への災害緊急情報の伝達がタイムリーにできるようになったのかどうか、昨年9月の質問に引き続きまして質問します。

さらには、昨年の豪雨災害前までの柳川市の地域防災計画が豪雨災害を教訓にどのように見直され、そしてそのことが既に緊急時に実践できるようになっているのかどうか、率直にお尋ねをします。

なお、この問題は、現時点で市民の関心が最も高いと考えておりますので、市民にわかりやすい言葉で具体的に答弁をしていただきますようによろしくお願いします。

2つ目の質問です。市長のマルショック跡地の活用計画を率直にお尋ねします。

現在、全国的に商店街の再生へ向けて本格的な取り組みが始まっているところです。今回、柳川市として約330坪ほどのこの跡地の活用を活性化へ向けてどうするのか、市長の方針、またその方針に対してのタイムスケジュールをお聞きします。

さらには、聞くところによりますと、この跡地に既に地域コミュニティー施設の建設をも計画しているということで聞いておりますが、どのような計画なのか、市長の見解を率直にお聞きします。

3点目の質問です。特産品などの通信販売、特にフェイスブックなどを使っての取り組みの提案になります。

今、自治体は稼ぐことを考え、実行する時代です。なぜか。皆さん御存じのように、簡単に言えば、今後このままいけば間違いなく、約61億円の市の税収は減っていきまますし、逆に市の歳出は年々ふえていく時代へ向かいます。

そこで、柳川市のこの豊富な特産品、また高品質な農産物などを全国、さらには世界に売り込んでいく一つのツールとして通信販売をスタートすべきだと考えております。そこで、柳川市はいつ何をどのようにして実行されるのか、市長にお尋ねをいたします。

4つ目の質問です。市長の任期4年間の行財政改革の実績をお尋ねします。

一言で簡単に言いますと、年間約50億円の人件費などの支出の抑制をどのように図って、

また無駄と思われる支出をどのように見直し、結果としてどうなったのか、お聞きします。

私は、市長が先日、職員の持ち家手当の廃止を表明されたことは、率直に評価をします。しかしながら、その他の行財政改革、特に4年前に市長がマニフェストにされた行財政改革の推進をどのように実行され、そして結果としてこの4年間でどれほどの改革ができたのか、お尋ねをします。

さらには、今後、市長公用車の廃止や職員の能力給制度、年俸制などの導入の考えをお持ちなのかどうか。任期が4年間ですので、これをお持ちであったらとか、お持ちであれば、ぜひお聞きをしたいと思います。

以上、私の今回の質問は大きく4つになります。

そこで、まず初めに、豪雨災害後の危機管理体制が現時点でどのようになっているのか、質問をします。

このことは、昨年9月議会での質問で、特に災害時に何の災害が起こっているのか全くわからなかったという多くの市民の声を代弁したところ、市長より、今後、防災行政無線、そして緊急災害のメールの発信、配信の整備などを行い、正確に、迅速にこの情報伝達をしていくということで答弁がありました。

そこで、豪雨災害から8カ月が経過しようとしている現時点での整備状況を、まずは具体的にお尋ねをいたします。

2回目からは自席での質問といたします。まずはこの点についての簡潔明瞭な答弁を求めます。

以上です。

安全安心課長（野田洋司君）

ただいまの御質問、防災行政無線の進捗状況についてお答えをいたします。

現在、整備計画どおりに進捗をしております。3月15日の工期までに完成する予定であります。無線機器や屋外拡声スピーカーなどの設備機材の取り付けはほとんど終わっております。これから無線の調整やテストに入っております。

整備内容は予定どおり、支局を柳川市役所柳川庁舎に置き、副局を大和庁舎、三橋庁舎及び消防本部庁舎の3局、この3局には屋外拡声機を設備しております。そして、それぞれの屋外拡声機を設備しております子局を市内の要所に34局、合計38局を設置いたします。

また、あわせまして全国瞬時警報システム、通称Jアラートを整備しまして、気象庁や内閣府から送られてきます緊急情報の音声を数秒で同時一斉に防災無線から流すようにしております。

また、サイレン起動システムを整備しまして、各屋外拡声設備37局からサイレンを併用して吹鳴することができるようにしております。既設の消防サイレンと連動をしまして、計46基で吹鳴することができるようにしております。もちろんエリアを分割しまして、吹鳴及

び放送をできるようにしております。

なお、運用開始は4月1日からでございます。

以上でございます。

16番（緒方寿光君）

再度、防災行政無線の整備についてお尋ねをします。

整備状況はわかりました。ただ、1点だけ質問しますが、緊急災害メールについての質問なのですが、仮に行政区長で携帯電話とか、そしてパソコンをお持ちでない区長さんへの対応はどのようにされておりますか、お尋ねをします。

安全安心課長（野田洋司君）

先ほどちょっと御質問にお答えが漏れておりましたけれども、緊急災害メールの整備の進捗につきましても計画どおり、3月15日の工期で完了をいたします。

この緊急災害メールは、携帯電話に直接強制的に災害情報をお知らせするという事は既にこれまで御説明をしてきておりますが、ただいまの御質問の中で、行政区長さんへの情報伝達はどうかという御質問については、行政区長さん、民生児童委員さんへの情報伝達につきましては、連絡網を整備していただくようにしております。

また、これまでは固定電話での連絡でございましたけれども、それに加えまして携帯電話やファクシミリへの連絡も行うようにしております。緊急災害メールに加えまして、そのような連絡網、それから連絡手段を使いまして、また、従来の防災メールへの登録も推進しているところでございまして、迅速、複合的に連絡をまいります。

以上でございます。

16番（緒方寿光君）

改めて質問しますが、今回、この総予算ですね、全ての予算、これにかかった金が幾らだったのか、その財源を改めてお尋ねします。

安全安心課長（野田洋司君）

予算は147,000千円でございます。このうち、平成23年度末で国のほうの第3次補正を受けましてこの整備を進めておるわけでございますけれども、有利な補助及び起債でこの整備をしております。それで全体で、起債の後年度で償還されます分が80%を占めておりまして、市の一般財源の負担は約35,000千円、147,000千円のうち約35,000千円が一般財源分ということでございます。

以上でございます。

16番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございます。

質問を続けますが、この整備完了した時点でのこのテスト、これはいつごろどのような形で行われるのか。当然、費用対効果を考えた場合には、このシステムを十分に使いこなす

ということが大事だと思っていますので、そこを簡単でいいですので、具体的に教えてください。

安全安心課長（野田洋司君）

整備完了のテストについての御質問でございますけれども、既にでき上がりました各局から無線機器設備及びサイレンの起動作動試験を行っております。

ただし、まだ屋外放送やサイレン吹鳴は行わない方向で確認をしております。

この後、工期までわずかな音量によります試験放送や、また実際に音声確認を、今度の3月16日に六合校区で住民避難訓練を行います。そのとき、あわせて実際の音声確認、放送をいたします。そして、3月19日からは仮運用としまして、柳川、大和、三橋地域とエリアを分けまして、北原白秋の「ゆりかごの唄」のメロディーチャイムを午後4時に1分間流す試験放送と、サイレンの午後5時定時での試験吹鳴を行います。

また、3月28日から、及び4月1日の運用開始からは、全局で毎日午後6時に「ゆりかごの唄」のメロディーチャイムを1分間流しまして、時報を兼ねましての確認を行ってまいります。

なお、このことにつきましては、2月下旬の行政区への回覧でお知らせをするとともに、3月中旬の市報でお知らせをまいります。

それから、緊急災害メールにつきましても、携帯電話を幾つか特定しまして送信試験を行います。

以上でございます。

16番（緒方寿光君）

次の質問に移ります。地域防災計画の見直しについて質問をいたします。

5点質問しますが、まず1点目ですが、特に豪雨災害時に混乱をしました要支援者の避難の支援体制、これがどうなったのか。確立されたのか、確立がされたということであれば、その内容を教えていただきたい。そして、それを市民にどうやって周知徹底するのか、そこをお聞かせいただければと。よろしくお願いします。

安全安心課長（野田洋司君）

災害時の避難支援につきましては、市内19の地区社会福祉協議会で、そこを中心に実施の推進を図っております。現在、六合地区の社会福祉協議会の住民の皆さんが、災害時の要援護者等への避難支援活動について、地域の支援体制づくりを進められております。

市としまして、六合地区社会福祉協議会をモデル地区としまして、福岡県の御指導をいただきまして、これまで2回、災害時の支援活動の研修会を行ってまいりました。そして、その研修をもとに、今度の3月16日には、六合校区住民の皆さんによります避難訓練を実施いたします。

この訓練では、六合校区、11行政区の皆さんが話し合われました地域の避難経路や避難場

所、要援護者の把握、その要援護者に対します避難支援者の選出などの避難支援体制をもとに、実際に避難所までどれくらい時間がかかり、避難連絡や避難行動がうまくいったかなどを皆さんで再確認していただくものであります。

さらに訓練では、市からの避難情報の伝達について、お互いの電話連絡などの連絡方法の確認と、実際に防災無線の放送による避難情報の伝達訓練も行います。

今後も、地域住民は地域で守るという防災活動を、いざ災害というときに生かすためにも、各地域での避難訓練などを行ってまいります。

以上でございます。

16番（緒方寿光君）

2点目の質問をします。

特に、昨年の豪雨災害時に使えなかったといいたいでしょうか、その避難所の周囲が水浸しになって、その避難所が使えなかったとか、そういうケースがかなりあったと思いますが、避難所の見直し、これについてはどのようにされましたか、お尋ねします。

安全安心課長（野田洋司君）

御存じのとおり、市では現在、第1次指定避難所が公民館など10施設、それから第2次指定避難所が学校など32施設の計42施設があります。これに加えまして、今後、大和町、三橋町に建設をされます校区コミュニティセンターに避難所機能を持たせます計画でございます。平成26年度までに11施設が整備されますが、完成したところから順次、指定避難所としていく考えでございます。しかし、1階建ての施設の場合は、水害の場合に高所避難ができませんので、災害の種別や地形を考慮して選択していくように検討してまいります。

それから現在、水害等の場合に高所に避難できる民間の避難ビルの指定を行うように進めております。今のところ、医療機関の5施設、専門学校の2施設、私立高校の1施設に緊急に高所避難できる施設として協定を結ぶことで御了解をいただいているところでございます。やはり避難所につきましては、市民の皆さんの近くに多くあることが必要でございますので、今後とも民間の避難ビルの指定を広げてまいりたいと考えております。

以上でございます。

16番（緒方寿光君）

そうしますと、3点目の質問に移るわけなんです、豪雨災害時、特に混乱をしたものがあります。非常用食料の備蓄だとか防災資機材、例えば土のうの準備ですね、これについて数だとか保管、その場所、管理、これについて見直しはされましたか、お尋ねします。

安全安心課長（野田洋司君）

非常用食料及び防災資機材の備蓄についての御質問でございますけれども、現在の市の非常用備蓄は飲料水約6,000本と毛布など約1,000枚でございます。来年度の予算をお願いしております備蓄としましては、飲料水1万本と保存用ビスケット2,000缶であります。

備蓄は多いにこしたことはございませんが、廃棄処分、更新していく必要がございます、経費の問題もございます。そこで、農協やスーパーなどと協定を結ばせていただき、災害時に調達できるように現在お願いをしております、前向きに御検討をいただいているところでございます。

それから、防災資機材の備蓄ですけれども、市では防災資機材の水防倉庫が6カ所ございまして、そこに主に水防工法作業用の機材や資材を保管しております。土のうは現在2,000袋を保管いたしておりますけれども、土のうなど防災資機材は毎年梅雨入り前に十分補充しておく必要がありますので、来年度も早々に補充することにしております。

以上でございます。

16番（緒方寿光君）

そうしますと、特に大事な点を1つ質問しますが、昨年の9月の議会で市長の御答弁で、この災害についてのマニュアルをつくるということでお話をいただいております。そのマニュアルの作成というのは、どんな内容でこういったものが作成されたのか、お尋ねをしたいと思います。

安全安心課長（野田洋司君）

マニュアルの御説明に入ります前に、現在、市のほうの地域防災計画の見直しについて、どのような状況であるかについて御説明をさせていただきます。

計画の見直し案をまとめておまして、市の各課へ内容確認を行っているところであります。この後、各課からの修正点を取りまとめまして、早速、福岡県に計画案を提出し、事前の内容確認を行っていただく予定になっております。この県の確認結果を受けまして、内容を最終調整しまして、市の防災会議にお諮りをするようにしております。

この見直し内容について簡単に申し上げますと、大きく申し上げますと、1つには、東日本大震災を受けまして、福岡県地域防災計画の地震・津波対策編と原子力災害対策編の修正が昨年公表されましたことに伴いまして、本市において関連する必要な事項について追加修正を行ったものであります。

もう1つは、昨年7月の九州北部豪雨災害の教訓から災害対策を強化するため風水害対策編及び総則、予防対策、復旧・復興対策編など、計画書のほぼ全編にわたり修正を行うものであります。

それから、マニュアルの作成についての御質問ですけれども、ただいま申し上げましたとおり、地域防災計画につきましては原案ができておまして、今後、福岡県や市の防災会議にお諮りをしまして策定をしまいたしますけれども、また、さらに具体的な災害対策マニュアルにつきましては、職員対応マニュアルや避難マニュアル、避難所運営マニュアルなどを整備してまいります。

既に災害時の職員対応マニュアルについてはございますけれども、行政区長さんや民生児

童委員さんなどへの連絡体制、それから職員間の情報伝達、また避難所の開設運営など、特に初動体制について具体的な対応方法を改善、整備してまいります。

以上でございます。

16番（緒方寿光君）

なぜ私がここまで質問するかと申しますと、特に災害情報ですね、これをタイムリーな形で伝達する、物の整備はできたということなんですが、やはり一番大事なのは、その情報を受けてどう対応するのかと、初動体制が非常に問われることが昨年の災害でありましたので、やっぱりこの体制を十分市民交えて進めていく必要があると思いましたので、質問を続けたわけです。

特に、六合地区のそういう体制をやはりモデル地区としまして、今後いろんな地区で避難訓練だとか、さまざまなものを広げていくという活動をぜひお願いしたいと思っておりますが、課長よろしいですか。

安全安心課長（野田洋司君）

この防災計画のまとめに当たりましては、これまで全職員を対象に防災対策の改善についての意見、提言の調査を行いまして、その改善点を集約してまとめております。

また、学校教職員からの提言、要望書や、行政区長さんへのアンケート調査での御意見、民生児童委員さんからの御意見のまとめ、それから社会福祉協議会からの報告書などをいただきまして、それらの御意見、御提言の中から問題点、改善点を集約しまして、防災計画の見直しに反映をさせております。

こういうふうな皆様方からの貴重な御意見については、今後の防災対策事業の新規事業など、ソフト面、ハード面の取り組みにも生かしてまいりまして、危機管理体制の向上を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

16番（緒方寿光君）

了解しました。どうぞよろしく願いいたします。

次に、大きな2点目の質問をします。金子市長のマルシヨク跡地、これの活用計画をずばり質問いたします。

現在の柳川商店街の一角に約330坪ほどのマルシヨク跡地の活用を市長としてどのようにするのか、その方針を聞かせていただきたいと思います。

同時に、この跡地の位置づけと申しましうか、市としての位置づけ、これも含めてお尋ねをしたいと思っております。よろしく願いします。

商工振興課長（田中利光君）

位置づけということでございますけれども、先ほどマルシヨク跡地に関しましては330坪ということで1,148平米だったというふうに思いますけれども、この土地があるわけでござ

います。この土地につきましては、平成20年5月にマルシヨクが閉店されまして、それからそのまま現在までの状況になっております。

ちょっと簡単に経過を御説明申し上げますと、平成20年5月に先ほど申しましたようにマルシヨクが閉鎖をされまして、その20年6月に柳川商店街振興組合から市長に対しましてマルシヨク跡地の購入のお願い及び議会に対しての請願が行われております。20年9月におきまして、マルシヨク跡地の購入についての請願が採択をされておるわけでございます。

この所有者でありますサンリブ社では、まだその跡地が生じておるわけでございますけれども、柳川市への出店等も計画をされておまして、なかなかこのマルシヨク跡地につきまして、その利用の手法といえますか、そういうのがはっきりしない状況が続いていたわけでございます。

位置づけということでございますので、ここはやはり柳川商店街、市の中心市街地で構成いたします商店街でございます。多様な商店街が存在いたしておまして、やはりここを活性化させる、それからにぎわいをつくり出す、そういう拠点にしていくということをやっぱり位置づけて、今後このマルシヨク跡地の有効活用について、しっかりとした対応をしていかなければならないんじゃないかというふうに思っているところでございます。

16番（緒方寿光君）

そうしますと、具体的にもう少し突っ込んでお答えをいただければと思いますが、市長としてはこの土地をどのように活用されて、今後この商店街の活性化へ向けて何をどうされようとしているのか、そこをお尋ねしたいと思っております。

市長（金子健次君）

まず、考えについては田中課長のほうからお答えをいたしましたけど、実際具体的にどういう形で活用していくかということでございます。

今現在の所有者のマルシヨクにつきましては、副市長を通じまして購入という形の相談をいたしております。現在、12月議会におきまして、あそこの土地の評価について鑑定をする予算をいただきましたので、鑑定を今いたしているところでもございます。そういう意味では、今回、そのときにどういうことでマルシヨクを考えているのか、あの土地を考えているのかという委員会の中でもありましたし、そこには考えを一応示しておりました。

特に柳川商店街の若い人たちのいろんな計画の中で、それに市も入りまして商工会、商工会議所も入りまして一定の考え方、計画がこちらに提言がございました。本市といたしましても、私も賛同いたしまして、ぜひその実現に向けて努力をしていきたいというふうに思っております。今のままではあの商店街そのものですね、シャッター通りと言っていますけれども、何とか今頑張るような形が見えております。

先日も特大のさげもん申しますか、そういう形で多くの人たちがそのさげもんを見に来ておられましたけど、そういう頑張る人たちに対しての助成を私たち市でやっていきたいと

いうふうに考えているところでございます。具体的には建物の問題ですけれども、国の助成を受けながら、その利活用についても今後十分検討してまいりたいというふうに考えているのが、今現在の私の考えでございます。

以上です。

16番（緒方寿光君）

御答弁ありがとうございます。

そうしますと、率直に私は質問をしますけれども、土地の購入に当たって、これは柳川市の財源で購入をされようとしておられるのか、そこをお聞かせいただけますか。

商工振興課長（田中利光君）

土地の購入についての対応ということでございますけれども、土地につきましてはまだこれから十分な計画を練り上げまして、そして議会の皆様にも御説明をすることが必要だというふうに思っております。

現段階での考え方といたしましては、購入する際には国の補助事業を利用していくという考えであります。土地につきましては対象となりませんが、この建物とかは国の事業を使っていきたいということでございます。土地については、市のほうでの対応になるというふうに思っております。

市長（金子健次君）

緒方議員のほうからの質問というのは、土地については商店街に応分の負担を求めろかということだったと思うんですけども、土地については共有とかそういうことができませんので、柳川市としての、本市としての所有になるというような形の購入の仕方をしていきたいというふうに考えております。上屋の分については、いろんな国の助成制度、また負担等につきましては今後の協議ではないかというふうに考えております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございます。

私も実は3月2日の商店街の若手の皆さんで巨大さげもんを申しませうか、それをされてあって、いろんなにぎわいをつくれようと言われてあったのを見ました。大変いい企画だと思いますし、今後も4日間ぐらいでしょうか、生鮮食品を販売したいということで頑張っていると。

これはこれで僕は続けていただければと思っているんですけどね。そう思っているんですが、ここはやっぱり何と申しませうか、組合から何ぼか負担金と申しませうかね、そういうものも私はあってもいいのではないかと、正直申しまして。これを言うといろいろ怒られたりするんですけどね、私は率直に言いますけれども。

というのは、やはり西鉄の立花商店街というんですか、西鉄のあの商店街、そして沖端の

商店街、そして中島の商店街もあります。この方々の店主の皆さんの考えをいろいろ聞きますと、当然何ばか負担すべきじゃないのと、緒方さんと。（「それはおかしいよ」と呼ぶ者あり）市として全てを、何と申しましょうか、頼るという言い方は失礼ですけどね。そこら辺をやっぱり、金を出すことによってその人たちも本格的に、よし、やってやろうじゃないかという気持ちも私は出てくるのではないかと、そう思っていますけれども、もう一回、そこだけ御答弁をお願いしたいと思います。

市長（金子健次君）

今の負担については、土地の購入についてということでよろしいですか、意見としては。土地の受益者負担というのは、土地の購入について幾分か応分の負担をすべきじゃないかというような意見ですかね。そういうことですか。

それについては、マルシヨク跡地の土地については民間との共有というのは非常に難しいと私は思います。そういう面ではやっぱり本市が購入すべき、そしてどうやって建物の上の分については、建屋については応分の負担をしていただくかということになろうかと思えますけど、そういう考え方で私はおります。

16番（緒方寿光君）

そうしますと、建物の話も出ましたけれども、何か26年からここに建物を建設する予定だというようなことも私は聞いておるんですが、そのようなスケジュールでいかれようと市としても考えてあるんですか。

商工振興課長（田中利光君）

26年から建物を建てる計画というふうなことで議員のほうからお話がありましたけれども、現段階、柳川商店街の振興組合のほうから提出されておりますこの計画書には、そのようなことを記載いただいております。もしこの施設整備を実施するということになりますれば、先ほども申し上げましたけれども、国の補助事業の検討を行うことが必要というふうに思っております。

現段階では、国の地域商業再生事業補助金の事業採択ができるかどうか、この準備を商店街のほうも考えておりますし、この事業につきましては柳川商店街だけで補助事業を申請するわけにはいかないと。それは柳川商店街とまちづくり会社が連携をして補助事業をすることによって事業採択の対象者になると、こういうハードルもあるわけでございます。

ですから、この準備を一段一段積み上げながら施設整備に向かうということでございますので、現段階で26年に施設整備を、それはめどとはすると思えますけれども、その前段の事業を整備していかなければならないと。そういう状況にあるということで、25年度から順次そういう課題についての条件整備を進めてまいりたい、そして市としましてはそれを支援していきたいと、このように考えております。

16番（緒方寿光君）

建物を建てるというんで、これはちょっと僕はぼやけてよくわからないですけどね。どういう目的の建物でどんなふうな利活用をされようとするのかとか、運営はどこが主体としてやるのかとか、そういうものがなければいけないのではないかと思うんですけど、そこ教えてもらえますか。（「まだ買ってないじゃん」と呼ぶ者あり）

産業経済部長（古賀廣介君）

今、緒方議員のほうから、もう少し具体的な計画がなければというようなお話だろうというふうに思います。先ほど課長のほうが申し上げました地域商業再生事業という中小企業庁の補助事業がございますけれども、現時点ではこの補助事業を想定いたしておるところでございます。それはなぜかと申しますと、この事業がコミュニティーの機能を持たせた施設ができるというようなことがございました。

ちょっと少し時間が長くなりますけれども、先ほど課長も市長のほうからお話がありましたけれども、地域の商店街のほうから提言書が市のほうに出されたわけです。その提言書の内容ですけれども、この柳川地区というのは柳川市内の中でも高齢化率が一番高い地区でございます。

そこで、特に将来の10年後、20年後を見据えた場合に御高齢者の方々がより買い物がしやすいような、そういったいわゆる買い物弱者を支えるような、そういう商店街づくりというのを中心に考えていかなければならないと。そのような若い人たちからの提言の内容でございました。そういったことを踏まえると、やはり常時、そういった高齢者の方々が商店街の中に集えるような、そういったコミュニティーも含めた、そういった施設をつくるべきではないかというような御提言書の内容であったわけでございます。

そういったことも踏まえて持続可能な、何ていいますか、高齢者が常時集えるような施設を基本的にはつくらなければならないということから、まだまだ細かいところでは検討を今からしていくということにしておるわけでございますので、この提言書をつくるまでも半年間かけて若い人たちが寄って議論をしていただいたわけですが、現在もその後も議論をまだ続けて、将来に向けての協議をさせていただいております。具体的にはまだちょっと固まっていないというところですが、イメージとしてはそういったものを想定しているというところでございます。

以上です。

16番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございます。

私は別に全てが反対だと言っているわけじゃなくて、この跡地をどうやって活用するのかをやはりきちんと明確にですね。どの位置づけでやろうとするのかと、集客はどれだけを見込んでどういう形で進めていこうとか、そういうものをしっかりコンセプトしておかなければ、建てたわ、集客量なかったとか、利用価値なかったとか、そういうケースが非常に多

いもんですから、あえて私は質問をさせていただいているところです。

そうしますと、これは私の考えなんですけどね、建物、ちょっとそれはこっちに置いておきましてね、そしたら、この土地の購入をされて、その土地をどう、更地自体をどんなふう
に活用されようとしているのか、1年かけてやるのか、2年かけてやるのか、それはいろん
な方法があると思いますけどね。そこが一番大事なところではないのかなと、要は研究と申
しましょうかね。

僕は建物云々というよりも、先ほど私じゃない議員の質問で答弁がありましたけれども、
9店舗の空き店舗の方はやっぱり活用したいということでいろいろ言うてあるわけですので、
こういう空き店舗をどうやって利用していくのかと。全国的に何かこういう空き店舗に誘致
をするだとかですね。熊本県の荒尾市みたいに青研をつくって、年寄りの人たちを寄せて、
買い物の救済者を、そこで買い物をしてもらおうとか、そういうことを考える僕は時期ではな
いのかなと思っているんですけど、そこはいかがですか。

市長（金子健次君）

活用方法についていろんな緒方議員の考え方を述べておられますけれども、実際、今、不
動産鑑定をやっておりまして、いざ土地を購入する段階までには、提案する段階にはきちん
とした計画をこちら側も持って当たらないと、購入する必要もないという考えを持っており
ますので、もう少し時間が必要ではないかというふうに思っております。

いろいろ部長なり課長なり、そういう若い人たちから提言をいただいた分を言うておりま
すけれども、実際の購入段階で話し合った結果、こういうこととということに議会に提案す
るような形になろうと思っておりますので、いましばらく時間が必要かなというふうに思ってい
ます。

16番（緒方寿光君）

とにもかくにも私が言いたいのは、利用価値のあるもの、そして今後真剣にもう少し時間
をかけて、じっくり議論した上で進めていくべきじゃないかということをお願いしているわ
けでございますので、ぜひそこをもう一つじっくり空き店舗対策とか、その辺も含めて研究
する余地が多くあるのではないかと申しているわけでございますので、そこをよろしくお願
いしたいと思っております。

3点目の質問になります。特に特産物、そして通信販売、つまりはフェイスブックを活用
しての取り組みを提案したいと思っております。

改めて、私は2月に武雄市のフェイスブックを活用したネット通販に、樋渡市長のところ
に行きましていろんな視察をしてまいったわけでございますが、この樋渡市長いわく、やは
りこれからは稼ぐ自治体をつくらなければならないということで、2011年11月からこの事業
をスタートされまして、何とこの1年3カ月で特産品を80品目集めて情報提供をして、既に
今現在で1カ月の売り上げが1,000千円を超えているということでありました。

そして、大事なことは参加してもらう、市民に稼いでもらうことによってその税収、武雄市の税収が上がると。そうすれば市全体が活性化して、ひいては武雄市民に今までにない元気が出てきたということでありました。

そして、さらには先月の21日に、実はシンガポールで開かれた商談会に出席をされてありまして、これは武雄市だけじゃないんですよ、28ぐらいの自治体で行かれて日本食を取り扱う現地のスーパーとかレストラン、この関係者に実は売り込んできているんですよ。それで、予想以上の手応えを感じて、既に窓口もつくってきたということだったんですけどね。

要は何を狙いにしているかと申しますと、東南アジアの諸国で6億人おられるということなんですけど、通称ASEAN、これの展開も視野に入れて既に動いていると。この28団体の中には、実は福岡県の大刀洗町も入ってまして、具体的に米とかチーズだとか豆菓子だとか、こういう品目を安全性とともに売り込みに行っているということでありました。

この取り組みについては、いろんなところで今紹介がされているところではありますが、市長、この取り組みは御存じでいらっしゃいましたか。

市長（金子健次君）

武雄市の市長のこと、いろんな企画を持っていただきまして、いろんなことをやっておられます。いろんな発言もあってありますし、そのことは全て承知をいたしておりますし、先日、大刀洗の町長とお会いしまして、テレビで報道されていましてそのこともお話をして、内容についても一応承知をいたしております。

16番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございます。

そこで私も、この柳川市には武雄市に負けないぐらいの特産品だとかさまざまなものがいっぱいありまして、特に導入費用というのは余りかからない。具体的に1,800千円前後ではないかと。そして、月々に170千円ぐらいの維持管理費が必要だということなんですけどね。

結果として、武雄市がこれを取り組んで何がよかったかといいますと、交流人口が実はふえたということでありまして。特に私が武雄市役所に行ったときは、全国から25団体ぐらいだったでしょうか、もう満員で身動きがとれないぐらいいっぱい来てあるんですよ。そういった意味では、非常に交流人口に貢献をしている部分もあるなと思いました。

そして、一番よかったと言われるのは、若い起業家が着実に地道にふえてきていると。そして、高齢者の方も生きがいを持ってこの特産品の開発にあらゆるチャレンジをしていると、挑戦している。ですから、一言で言いますと、定住化対策と健康づくりというんですかね、これが一石二鳥で、少しですけれども、達成ができ始めたということでありまして。

そして、もっと言われたのは、この事業をやることによって、市民と市役所がこれまでにない信頼関係ができるようになったと。要は、市役所に対する市民の見る目が全然いい方向に変わってきたということでありまして。

そこで、この施策を私は取り組んでいく必要があるのではないかと考えておりますが、このことについての市長の見解をお尋ねさせていただきたいと思っております。

市長（金子健次君）

いつも緒方議員からいろんな全国の紹介をしていただきますけれども、柳川市も頑張っているんですね。頑張っているんです、やっぱり。農業も漁業も、農協も漁協も頑張っているんですね。柳川市も頑張っていますし、ブランド推進室といういろんな形の企画をして、いろんなおいしいものをつくって、いろんなブランド品を全国に広めて、そして先日も2,000人の人が掘割に入って、そして掃除をやっていると。そういうおもてなしの心を全国に発信していると。そういう気持ちの部分もですね、柳川は柳川バージョンでもいいんじゃないかという考え方を私は持っておりますし、いろんな意見については今後十分私は参考にしていきたいと思っておりますけれども、あえて私言いたいのは、そういうことをいつも紹介されてすごいなと思っておりますけど、そういう柳川だけしかできない部分もありますのでですね。

先ほど巨大のさげもんとか、ああいう形で苦労してあるところを私も夜も行って見ておりますし、そういう面で私は感心をしておるし、一緒に取り組んでいきたいと。そういうことも私は発信していきたいということで、きょうは新聞の全部紙面、トップに載せていただいておりますけど、そういう気持ちの部分もですね、柳川市民の心意気も私はわかってもらいたいということで、これからも頑張っていきたいなと思っております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

御答弁ありがとうございます。

何か聞くところによりますと、おいでメッセですね、何かネット販売をされるということで聞いておりますが、この内容を多少お聞かせいただけますか、どうされるのか。

柳川ブランド推進室長（桜島謙治君）

緒方議員のフェイスブック等を活用した柳川の特産品をどういうふうにして売っていくのかということに対して答弁をさせていただきます。

現在、うちのアンテナショップ、おいでメッセにおいて、柳川の特産品の販売及びPRを行っておりますけど、全国の皆さんにも柳川の特産品を知ってもらおうということで東京や大阪、そして福岡の大都市圏においてプロモーションを今実施しておりますところでございます。こうしたプロモーションを効果的に展開していくためには、特産品が容易に購入できる環境、つまりネット通販が必要になるというふうを考えております。

こうしたことから、先ほど緒方議員のほうからも提案がありました武雄市さんのほうですね、そちらのほうのお話もお伺いしながら、昨年12月から検討を行ってきております。しかし、武雄市さんのFB商品というシステムにつきましては、初期投資が2,000千円、維持管理が毎月150千円かかるというようなお話も聞いておりましたので、採算面等も考慮して一

一般的なネット販売ソフトを使って独自の通販サイトを今回構築いたしております。運営管理につきましては、おいでメッセ柳川で行うこととしまして、今月の1日から実際にオープンをしておるところです。

システムの開発にかかる初期費用につきましては630千円、それと維持管理については年間9千円ということで、金額を抑えたところで構築をいたしております。取り扱いの商品につきましては、基本、おいでメッセに置いております商品といたしております。約180商品の中からブランド認定品や売れ筋と言われるもの60商品、それに8種類のセット商品ですね、そういうのも販売する予定でおります。

今後につきましては、新しく出た商品等の追加もありますし、野菜セットとか、そういったことも可能なら検討していき、商品数をふやしていきたいと。そして、通販サイトの魅力を高めていきたいというふうに考えております。

先ほどフェイスブックによる効果も緒方議員言われましたけれども、商品の受け付け、注文、発送、この辺の作業は、おいでメッセのスタッフがするというにしておりますけど、スタッフブログというのを設けておりまして、新商品や店舗イベント、そういったものを投稿すると自動的にフェイスブックとかツイッター、そういったものに同じ内容が投稿されるというようなシステムをつくっておりますので、フェイスブックを使ってうまくPRのほうをしていきたいというふうに考えております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございます。

これはこれでぜひ大いに頑張っていたいただければと思っておりますし、私が先ほど言いましたのは、こういう取り組みを年々少しずつスケールを大きくして行って、要は全国の自治体でこういう取り組みをしているところが全部つながるようになっていくんですね。だから、全国の自治体からの注文というのも結構あっているみたいですので、こういうものを活用されたらどうかと言っているわけでございますので、大いに頑張っていたいただきたいと思います。

最後の質問をいたします。市長の行財政改革の実績について質問をいたします。

まず、4年前に掲げられました市長のマニフェスト、行財政改革の推進ということで、4年の任期を終了される直前である今、具体的にどうなったか、質問をします。

まず1点目です。公共施設には民間活力を導入し経営改善を図ると、こうされておりますが、具体的に何をどのようにされて、その結果どうなったのか、お尋ねをします。

人事秘書課長（島添守男君）

民間活力の導入の点でお答えいたします。

現在、市民会館、市民温水プール、歴史民俗資料館、観光情報センターの4施設に指定管

理者制度を導入し、市民会館が年間およそ2,000千円、歴史民俗資料館は年間600千円、観光情報センターが年間400千円の経費が削減されております。市民温水プールは、平成14年度まで財団が運営しておりまして、これにつきましては温泉施設を含めまして年間90,000千円の経費がかかっておりましたが、現在の指定管理料は年間26,900千円となっております。

以上でございます。

16番（緒方寿光君）

ありがとうございます。

2点目ですが、これもマニフェストで歳入確保のために福岡県と連携した徴収体制を強化すると、こうされてありますが、4年前と比較して何がどう変わったのか、そのため歳入がどう確保されたのか、お尋ねをします。

収税対策課長（小柳敦生君）

平成21年度から収税対策課におきまして、福岡県税務職員の市町村派遣に関する協定書を締結しておりまして、共同徴収を行っております。共同案件につきましては、開始年度以降、順を追って報告をいたしますが、平成21年度の共同徴収は28件で徴収額としまして6,755千円、それから平成22年度26件、徴収額7,754千円、23年度18件、徴収額9,039千円、平成24年度につきましては1月末になりますが、15件で徴収額は11,412千円というふうになっております。徴収率につきましても、当初から比べますと年々上がっている状況であります。結果としまして毎年、徴収額、徴収率もふえ、成果が出ているというところであります。

また、徴収困難な案件につきましても、県のノウハウを得て徴収の強化を図ってまいります。これらに加えまして、昨年秋に県と一緒に捜索を行いまして、その差し押さえ物件の換価処理として、ことし1月に筑後地区の合同購買会をも実施をしているところでございます。

以上です。

16番（緒方寿光君）

続けて質問します。

市職員人件費削減の計画的達成と新市にふさわしい質の高い人材育成による意欲の喚起を図るということで市長はマニフェストにうたっておりますが、この4年間で何がどう変わったのか、教えてください。

人事秘書課長（島添守男君）

平成18年3月に定員適正化計画を策定しまして、平成27年4月の目標値を521名と設定して削減計画を進めてまいりました。平成24年4月の職員数が522名、平成25年4月は516名となる見込みで、計画より早く目標値に達成しようとしております。今後は新たに定員適正化計画を策定する予定でございます。

また、平成18年に策定した人材育成基本方針に基づきまして、研修所への派遣や職場での

研修、自主研修等によって職員研修を実施しまして、人材育成を図っているところです。

以上です。

16番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございます。

残り3分になりましたが、特に4年前のちょっと3つぐらい数字を聞かせていただいて、現在までの数字の推移をちょっと聞かせていただきたいと思っています。

特に市税、基金残高、市債残高、これについての4年前と今と比較してどうなったのか、教えていただけますか。

総務部長（大坪正明君）

4年間の市税と地方債の残高、それと基金残高ということでよろしいでしょうか。（発言する者あり）

まず、市税収入につきましては、平成20年度が6,653,000千円、21年度が6,425,000千円、22年度が6,094,000千円、23年度が6,184,000千円となっております。22年度に大きく減っておりますけれども、これは固定資産税の税率を統一して、1.6%から1.4%に統一したことによって180,000千円程度、この分が減額をしたのが大きな影響であります。

それから、地方債の残高につきましては、平成20年度末が32,938,000千円、21年度末が31,987,000千円、22年度末が33,204,000千円、23年度末が32,526,000千円となっております。22年度に急に大きくなっておりますけれども、これは筑後川下流土地改良事業の繰り上げ償還17億円が大きく影響しておるところでございます。

それから、基金の積立金の残高につきましては、20年度末が10,368,000千円、21年度末が10,466,000千円、22年度末が11,172,000千円、23年度末が11,789,000千円と順調にふえている状況でございます。

以上です。

16番（緒方寿光君）

もっと僕は聞きたかったんですけど、あと残り1分しかありませんので、まとめて質問をします。

特に今、柳川の中小企業の皆さんから私に率直な話がありまして、要は、今、民間企業は一生懸命頑張っているのだが、非常に苦しみの中に血税を納めていると、税金を納めていると。その税金をもう少し真剣に使っていただくと申しませんか、そういう話を率直にいただきました。

そして、この柳川市は平成27年度から、そういった意味ではどんどんどん、これまでの交付税制度が持続しますと、1億円とか10億円だとかどんどんどん減少して……

議長（古賀澄雄君）

緒方議員、時間が来ておりますので、簡潔に。

16番（緒方寿光君）続

わかりました。

そういった意味では、僕は一言で言いますと、少し行財政改革が緩かったんじゃないかなと、そう思っているんですけど、市長はどう考えてあるかわかりませんので、そこら辺ちょっと市長の見解を、行財政改革を自分はこうやったというものがありますれば、最後に教えていただければと思います。

議長（古賀澄雄君）

じゃ、一言で答え……（「一言お願いします」と呼ぶ者あり）

市長（金子健次君）

時間がないので、一言ということですね。

今、厳しい中小企業のオーナーの方からそういう意見があったということなんですけれども、そのことは意見もあるかもしれませんが、努めて今後もですね、私も任期もまだあとしばらくでございますけれども、そういう方向というのは継続していかなければならないというふうに思っております、努めてできる限り、特に先ほど人事秘書課長が申しあげましたように、将来的には職員の削減等も組織の再編もいたしましてやっていきたいというふうに、行革に努めていきたいというふうに考えております。

時間がないので、これくらいお願いします。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

議長（古賀澄雄君）

これをもちまして、緒方寿光議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2 時42分 休憩

午後 2 時54分 再開

議長（古賀澄雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第 5 順位、8 番河村好浩議員の発言を許します。

8 番（河村好浩君）（登壇）

インターネットやモニター中継をごらんの皆様、そして議場の皆様こんにちは。8 番河村です。ただいま議長より発言の許可をいただきましたが、金子市政 1 期目最後の一般質問ということになりました。どうぞよろしく願いいたします。

季節は、厳しい冬が終わり、いろんな花が咲き乱れ、春の訪れを感じさせておりますが、私は相変わらず花粉症に悩まされております。PM2.5のせいかもしれません。体質改善をしなければと思っているところでございます。

さて、皆様も御存じだと思いますが、うそも方便という言葉があります。お釈迦様が民衆

を導くために言っただけでも経典、すなわち教えなのだということでもあります。

しかし、自分の利益のために人を陥れるうそは犯罪であります。昔、「テレビ三面記事」というテレビ番組がありました。芸能人や有名人をあることないこと、おもしろおかしくレポートする無責任なテレビ番組でしたが、他愛もないことなら、あはははと笑って許せる話ですが、うその情報ならテレビ局は大変なことになるはずであります。今、各世帯にその三面記事まがいのピラが配布されております。事実と異なるものであります。そもそも事の始まりは、去年ピラを配ったことをY議員から不法侵入だととがめられて、事もあろうか、「何ちや」と暴言を吐きながらY議員に食ってかかり口論になったわけでございます。そこで私は結構武闘派だなと思いましたが、今にも取っ組み合いが始まらんばかりでしたので、そこへ私とT議員がとめに入ったわけであります。そのいきさつには触れず、御自分の都合のいい報告をいかにも事実であるかのごとく書かれてあります。また……

議長（古賀澄雄君）

河村議員、通告に従った質問をお願いします。

8番（河村好浩君）続

質問をしますよ、はい。前振りで行っておりますが。

不思議なことに被害届を出された相手はY議員でなく、とめに入った、ただ手をつかんだだけのT議員でした。なぜT議員なのでしょう。私は一部始終を見ておりますので、警察の事情聴取でも話しておりますが、事の始まりは御自分の不法侵入なのに、これって逆ギレですかね。また、全員協議会の中で大勢の議員から……

議長（古賀澄雄君）

河村議員、一般質問は市の一般事務に関する質問でございますので……

8番（河村好浩君）続

はい。言います、前振りで行っているわけですけど。

議長（古賀澄雄君）

よろしく願いをしておきます。

8番（河村好浩君）続

まあこんなことをですね、やっておられる議会を混乱に巻き込んだ責任は重いものになるのかなと思うわけでございます。暴力にはいろいろあります。拳の暴力、言葉や無視をする暴力、そしてペンの暴力であります。真実は何なのか、どこにあるのか、大人の対応を望むものであります。

先ほど議長から言われましたので話が長くなりましたが、それでは通告に従い、市民温水プールについて質問をさせていただきたいと思いますが、議席におきまして一問一答の形式で行います。

議長におかれましては、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

8番（河村好浩君）続

8番河村です。まず初めに、今いろんな方から市民温水プールは必要なのかという意見がありますが、市民プール開館の経緯を教えてください。

生涯学習課長（石橋正次君）

市民温水プールの開館の経過ということでございますので、お答えいたしたいと思います。

柳川市が合併をいたしまして1年が経過をいたしました平成18年3月でございますけれども、福岡県より県南女性センターの譲渡を受けまして、7月には柳川市民温水プールの条例を制定しているところでございます。9月から6カ月間、約149,000千円をかけまして改修工事を行いました。平成18年12月には、利用者の利便性やサービスの向上、管理運営費の削減を目的といたしまして指定管理者制度を活用することといたし、指定管理者を決定しているところでございます。このような経過を経て平成19年4月から柳川市民温水プールを開館いたしております。

なお、指定管理者につきましては指定期間を3年と定め、3年ごとに公募を行いまして、柳川市指定管理者選定委員会で指定管理者としての評価判断を行い、候補者を決定し、議会の議決を得まして決定をしているところでございます。

以上でございます。

8番（河村好浩君）

次に、年間どれくらいの利用者がおられるのか、平成19年からの推移と、どのような方が利用されているのかをお尋ねします。

生涯学習課長（石橋正次君）

利用者の数につきましては、市民温水プールの利用が始まりました平成19年度が4万1,327人、平成20年度が4万2,116人、平成21年度が3万8,909人、平成22年度が3万6,663人と、少しずつ減少しておりました。しかしながら、平成23年度が3万9,513人と、約3,000人の増加をいたしまして、平成24年度では1月末で4万330人となっており、このまま推移をすれば、これまで最高でありました平成20年度の4万2,116人を上回ることが予想されるところでございます。

また、利用者の区分でございますが、幼児が2.1%、小学生が11.2%、中学生が1.3%、障害者の方が12.6%となっております。失礼いたしました。小学生が11.2%、それから中学生が1.3%、高校生が1.4%、一般が41.8%、それから65歳以上の方が29.6%、障害者の方が、先ほど申し上げましたけれども、12.6%となっております。

65歳以上と障害者の方が合わせますと42.2%を占めておりまして、体力の向上や運動機能維持のために市民温水プールを利用されているというのが推察をされるところでございます。

以上です。

8番（河村好浩君）

8番河村です。先ほどの答弁では、平成24年度は、過去最高だった平成20年度を上回るの
ではということでしたが、その要因は分析されておりますでしょうか。

生涯学習課長（石橋正次君）

市民温水プールの利用者がふえた要因についてお答えをさせていただきたいと思います。

平成24年4月から本年1月までを平成23年度と比較をいたしますと、合計で5,553人、月
平均で555人がですね、利用者がふえているところでございます。

平成24年度につきましてはオリンピックイヤーということもありまして、水泳選手の活躍
を見て、自分もプールに行ってみようと思われた方も多かったと思いますけれども、一方で、
指定管理者による自主事業の効果も要因ではないかということ考えているところです。

現在、子供水泳教室や幼児水泳教室、それから、レディース水泳教室、アクアビクス教室
や水中ウォーキング教室、シェイプアップ教室など指定管理者が多種多様な自主事業を行っ
ているところであります。

水中運動の効果といたしましては、水の浮力によりまして関節に負担をかけずに、筋力を
強化することができる。それから、水中では関節の可動域が広がります、体が硬い方でも
ストレスが少なくストレッチをすることができるといったことがあります。このために、関
節に痛みや違和感がある方や障害者の運動に対しまして、水中運動は非常に効果的であると
言われているところでございます。

このような自主事業が利用者の支持を得まして、利用者の拡大につながっているものでは
ないかと考えているところです。また、市民温水プールの利用料金も非常に安くですね、
小・中学生、高校生、65歳以上の高齢者につきましては、時間制限なしの1日100円という
ことになっております。また、一般の方でも200円でございます。障害手帳をお持ちの方は
無料となっておりますので、近隣では最も利用しやすい料金となっているところでござい
ます。

以上です。

8番（河村好浩君）

8番河村です。しかしですね、利用者が多いということですが、指定管理者の委
託料について非常に高いという思いがありますが、ほかの同類施設と比較して、高いのか、
安いのか、また委託料についても教えてもらえますでしょうか。

生涯学習課長（石橋正次君）

市民温水プールの指定管理料につきましてお答えをさせていただきたいと思います。

市民温水プール指定管理料につきましては、平成19年度から21年度にかけては、年間
27,500千円、平成22年度から24年度までが26,900千円ございました。それから、平成25年
度から27年度までの3年間につきましては、26,360千円となっているところです。指定期間
を3年と定め、3年ごとに公募を行い、委託料の額の見直しを行っているところでござい
ます。

平成25年からの3年間につきましては、平成19年度、スタートをしたときに比べますと、年間で1,000千円ほど安くなっているということになっております。これは指定管理者により自主事業等により収益が上がったためであります。

また、県下の同類施設と比較をしてみますと、北筑後にあります温水プールだけを運用いたしまして、指定管理者に運営を委託している同類施設と比較をいたしますと、委託料と燃料代 これはプールの水を温かくする燃料代でございますけれども、それを合わせまして年間で7,000千円ほど、本市のほうが安く契約をしているということになっております。

以上でございます。

8番（河村好浩君）

8番河村です。先ほど企業努力でなっているというふうにおっしゃっておりますが、何か赤字でその報告をされているとかという話もちよっと聞いたことあるんですけども、先ほどの指定管理者の自主事業が利用者の増加や指定管理料にも影響しているということでございますが、自主事業の内容について教えてもらえますでしょうか。

生涯学習課長（石橋正次君）

自主事業の内容についてお答えをさせていただきます。

平成25年度の市民温水プールの指定管理者による自主事業につきましては、大きく分けて、5つの区分に分けて予定をしているところでございます。1つ目が水泳教室、2つ目がアクアフィットネス、3つ目が特殊教室、4つ目が講習会、イベント、5つ目がフィットネスという形で大きく分けております。

フィットネスといいますのは、健康のための運動という意味でございます。

水泳教室では、学童や幼児、親子らしく、レディース初級、レディースの中級、それから泳法教室といった形で7つの教室に分かれまして、それぞれ募集人員は10名から10組、週1回1クールの6カ月の期間で行われるということでございます。

それから、アクアフィットネスにつきましては、水中ウォーキング教室を初め、5つの教室に分かれまして、筋力、体力の強化、運動不足の解消やストレスの解消等を目的に、音楽を取り入れながら楽しく運動を楽しむプログラムになっております。

また、特殊教室につきましては、腰痛や膝痛の予防、それからシェイプアップ、水中介護教室の3つの教室に分かれまして、柔軟性の維持向上や筋力強化や健康、体力の向上を目的としたものであります。

それから、講習会、イベントにつきましては、着衣を着たままの水泳体験、そういったもののほか、2階研修室におきましては健康相談、それからAED心肺蘇生講習会など7つの講習会が適時開催をされる予定になっております。

また、フィットネスにおいても2階研修室で行われまして、介護予防教室、健康体操教室、それからヨガ教室もありまして、10名から15名の方を募集いたしまして週1回から2回開催

される予定になっております。

これら25種類の事業につきましては、収益を上げることによりまして指定管理料を抑制するとともに、市民の健康増進や体力の維持向上、医療費や介護給付費の抑制にも大きく役立っているものと思っているところでございます。

以上です。

8番（河村好浩君）

8番河村です。市民プールの2階はこれまで利用することができなかったわけですが、昨年11月から利用が可能になりました。

そこで、その利用状況について教えてもらえますでしょうか。

生涯学習課長（石橋正次君）

市民温水プールの2階の諸室の利用につきましては、議員皆様の御賛同をいただきまして本当にありがとうございました。おかげさまで11月にはですね、会議室として、利用1件がスタートをいたしまして、12月には13件の利用の申し込みがありました。そして1月末には17件と、利用件数も多くなりまして、内容といたしましてはヨガ教室やダンス教室、大正琴、絵画教室、健康体操など、さまざまな用途で御利用を今現在いただいているところでございます。今後とも市民に喜ばれるサービスの提供を心がけて、指定管理者とも協議を重ねてまいりたいと思っているところでございます。

8番（河村好浩君）

8番河村です。答弁ありがとうございました。その指定管理者の方がですね、その事業をやっておられるということでございますが、やはりどうせしていただくんだったら安くですね、市民の皆様が楽しんで健康づくりになることを前提とした事業をやっていただきたいと。そうしないと、やはり何のために市が指定管理料を払っているかわからないわけでございますので、市民プールが有効に活用され利用されていることはわかりましたが、今後も課題もふえてくることも予想されますので、そのときは再度質問をしたいと思います。

さて、柳川市は市民温水プールを初め、多くの施設を抱えています。それぞれに目的があって有効に使われ、市民に喜ばれるものであれば、それは必要なものであると思います。今、経費や費用面だけ考えて画一的に箱物行政を批判される方もおられますが、市長はどのように考えておられますでしょうか。

市長（金子健次君）

お答えいたします。

確かに必要のない施設や利用頻度が低いものであれば、そういった批判もあろうかと思えます。しかしながら、市民の皆さんが日常的に利用し、地域が活性化をし、利用することが喜びや生きがい、健康で豊かな人間性を生み出すような施設であれば、それは本市にとりましては、必要な施設であらうかと思えます。今回建設をしております大和、三橋地区のコミ

ユニティセンターにいたしましても、地域コミュニティの希薄化が懸念される中でなくてはならないものであるというふうに考えております。

もう既にそこまで来ている超高齢化社会の中で、最も大切なのは地域コミュニティの活性化であるというふうに思っております。今後、増大が懸念される後期高齢者医療保険や国民健康保険の医療費、介護保険の介護給付費の抑制についても、このような拠点施設でいかに予防事業を展開していくかで大きく違ってくるというふうに思っております。

今後、コミュニティセンターは、さまざまな行政課題を克服するための拠点施設として活用していきたいというふうに考えております。

また、既存スポーツ施設の改修を現在行っています。市民の健康づくりや生きがいづくりに対する意識は年々高まりを見せておりまして、スポーツの果たす役割、意義は、ますます重要になってきているところであります。このため健全な体をつくるスポーツ活動の推進を基本方針としたスポーツ施設の整備は市民からの要望も高く、今後とも取り組んでいく必要があるかと思えます。

なお、今回の改修は、財政的な負担を軽減するため、スポーツ振興くじ助成金などを活用することにしており、今後とも市民が利用しやすい施設を目指して、できる限り国、県の補助事業を活用しながら、スポーツ施設の改修に取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

8番（河村好浩君）

8番河村です。答弁ありがとうございます。私もですね、やはり有効に使われているものであれば、やはり市民が喜んで使うものであれば、必要なものは必要、必要じゃないものは必要じゃないということは当然だと私も思っております。

最後になりますが、先ほどの市民温水プールの2階の利用については、市民温水プールができた当時の市長と市議会の確認事項の中で、2階は利用しないということで平成24年まで使用していませんでした。しかし、議会の一般質問や多くの市民の方からの要望があり、昨年11月から利用可能となったことは、やはり金子市長から議会へ研修室を使わせてもらいたいという提案があり、議会全員協議会での議論を経て、利用可能となったわけでありまして。これは議会と金子市長との信頼関係があったからこそ解決した政治課題だと思いますし、金子市長の手腕を高く評価するものであります。

市の行政は、車の両輪であります。市執行部と議会がお互いの役割であります執行とチェック機能を十分に果たしながら、信頼関係のもとに前進していくのが理想であると思えます。金子市長におかれましては、そのことを十分に受けとめていただき、市民の皆さんのために今後とも頑張っていたいただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。

議長（古賀澄雄君）

これもちまして、河村好浩議員の質問を終了いたします。

ここでお諮りいたします。本日はこれにて延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、よって、本日はこれにて延会いたします。

午後3時17分 延会

柳川市議会第2回定例会会議録

平成25年3月5日柳川市議会議場に第2回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	三小田 一 美	2番	荒 卷 英 樹
3番	熊 井 三千代	4番	白 谷 義 隆
5番	梅 崎 昭 彦	6番	近 藤 末 治
7番		8番	河 村 好 浩
9番	荒 木 憲	10番	高 田 千壽輝
11番	諸 藤 哲 男	12番	太 田 武 文
13番	吉 田 勝 也	14番	山 田 奉 文
15番	矢ヶ部 広 巳	16番	緒 方 寿 光
17番	浦 博 宣	18番	藤 丸 正 勝
19番	田 中 雅 美	20番	島 添 勝
21番	樽 見 哲 也	22番	伊 藤 法 博
23番	梅 崎 和 弘	24番	古 賀 澄 雄

2.欠席議員

な し

3 . 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市長	石	橋	義	浩
教	育	北	川		滿
総	務	大	坪	正	明
会	計	横	山	英	眞
市	民	田	島	稔	大
保	健	高	田	淳	治
建	設	野	田		彰
産	業	古	賀	廣	介
経	済	高	田		厚
部	長	古	賀	輝	昭
兼	大	島	添	守	男
和	庁	白	谷	通	孝
庁	舎	橋	本	祐	二
舎	長	樽	見	孝	則
長		高	巢	雄	三
長		稻	又	義	輝
長		高	崎	祐	二
長		石	橋	正	次
長		中	村	敬	二
長		安	藤	和	彦
長		大	石	涼	子
長		小	柳	敦	生
長		藤	丸		親
長		目	野	稔	男
長		田	尻	主	範
長		大	淵	洋	祐
長		田	中	利	光
長		椋	島	謙	治
長		野	田	稚	久
長		山	下	智	磨
長		藤	木	保	文
長					則

4．本議会に出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 江 崎 尚 美
 議会事務局次長兼議事係長 亀 崎 公 徳
 議会事務局庶務係長 池 末 勇 人

5．議事日程

日程（１） 一般質問について

順位	質 問 者	質 問 事 項	答 弁 者
1	2 番 荒 卷 英 樹	1．西鉄柳川駅を便利で利用しやすい駅に 2．公共トイレの整備について 3．金子市政4年間の総括について	市 長 " "
2	22 番 伊 藤 法 博	1．市長の4年間の総括と今後の方針 2．戦後の交換分合の問題点と解決策	市 長 "
3	10 番 高 田 千 壽 輝	1．北浦排水機の調査結果、今後の対策は 2．市税以外の未納金について 納付の方法について	市 長 "
4	3 番 熊 井 三 千 代	1．「PM2.5」に対する本市の取り組み 2．重症障害児、者の実態調査と本市の取り組み 3．期日前投票の宣誓書について 4．子宮頸ガンHPV検査の試験的实施について	市 長 " " "

午前10時 開議

議長（古賀澄雄君）

皆さんおはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問について

議長（古賀澄雄君）

日程1．一般質問について。

一般質問をお手元に配付しております日程表の記載順に行います。

第1順位、2番荒卷英樹議員の発言を許します。

2番（荒卷英樹君）（登壇）

皆さんおはようございます。本日のトップバッターを務めさせていただきます2番荒卷英樹でございます。

先ほどトップバッターと申し上げましたが、打つほうではなくて、質問のボールを投げるほうですから、先発ピッチャーと言うほうが適当かもしれないと思っているところです。

さて、一昨日、九州北部豪雨における沖端川と矢部川の激甚災害対策特別緊急事業説明会に参加させていただきましたが、県や国から原因や今後の復旧計画を伺うことができ大変参考になりました。また、質疑応答では、被災を受けられた方々からの切実な声をお聞きし、二度と同じような災害が起こってはならないと改めて強く感じたところでございます。

それから、先月、昭代第一小学校から間交差点にかけて、カラー舗装の工事を実施していただいております。関係者の方々には厚く御礼を申し上げますとともに、地元の方々はより一層安心・安全な通学路の確保を望んでおられることをお伝えしておきたいと思っております。

それから、先週、うれしいことがございました。本市でもフィルムコミッションが設立されたことを新聞報道で知りました。さらなる交流人口の増加に向けて、映画やテレビ等の関係者への働きかけを切にお願いしたいと思っております。報道では昨年11月に設立されたことですが、平成20年6月議会の一般質問での提案を当時の執行部から一蹴された者としては、とても感慨深いものがあります。

広報「やながわ」の3月1日号に、エキストラ出演や撮影場所の提供などのサポート会員を募集する案内があり、昨日、本市のホームページにも掲載されておりますが、今後も機会を見つけては、市民の皆さんにお知らせをしていただきたいと思いますと思っております。本会議で提案した者への報告が一切なかったことは不思議でありませんが、何かの手違いだと信じて応援してまいりたいと思っております。

また、今月22日にKBCテレビで放送されます本市が舞台のテレビドラマ「福岡恋愛白書8」、鹿児島出身でAKB48の柏木由紀さんも友情出演をされておりますが、このお知らせは本市ホームページの観光情報をクリックしなければ閲覧できません。トップページへの掲載をお願いして、質問に移りたいと思います。

本日は、1つ、西鉄柳川駅を便利で利用しやすい駅に、2つ、公共トイレの整備について、3つ、金子市政4年間の総括についての3項目についてお伺いいたします。

1、西鉄柳川駅を便利で利用しやすい駅に。通勤通学の市民や、市外からの観光客などが利用なさる駅は、より便利で快適な空間でなければなりません。中でも、柳川の顔とも言える西鉄柳川駅は、駅前広場を含めて大きく変わろうとしております。バリアフリー化を含めて、今後の整備に当たってはどのようなコンセプトで進めていかれるのか、お伺いいたします。

再質問及び残りの質問につきましては自席より行いますので、どうぞよろしくお伺いいたします。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

荒巻議員の質問にお答えいたします。

西鉄柳川駅周辺の全体整備方針につきましては、行政、事業者、学識者から成る西鉄柳川駅周辺地区デザイン検討会議において、第1次柳川市総合計画や柳川市観光振興計画、市民ワークショップの意見等を参考に検討を進めてまいったところでございます。

その結果、全体整備コンセプトを、柳川市の玄関口として市民、来訪者の交流空間の創出とし、市民、来訪者にとって利用しやすい交通結節点機能の強化や、にぎわいと交流の空間創出などによる拠点性の強化並びに柳川らしさを感じる空間づくりを目指して整備を進めたいと考えているところでございます。

以上です。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

それでは最初に、バリアフリーに対する取り組みについてお伺いしたいと思います。

全員協議会の際に、もちろんエレベーター、エスカレーター等の設置についての説明がございましたが、エスカレーターの設置につきましては、東口、西口とも上りエスカレーターの設置ということで御説明があったかと思っております。その辺につきまして、私としては、バリアフリー化をより一層進めるためには、下りのエスカレーターもぜひ必要であるという考えでお尋ねいたしますけれども、その点につきましていかがでしょうか。上りのみの設置なのか、下りの設置はできないのか、その辺お尋ねいたします。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

東西の自由通路の上りおりについて、エスカレーターの設置については、上下ともつくのかということでございますけれども、今考えておりますのは、上りのみのエスカレーターを考えているところでございます。

バリアフリー対策といたしまして、その東西の入口には、1基ずつ15人乗りのエレベーターを設置することにより対応しようというふうに考えておりまして、エスカレーターは上りのみを考えているところでございます。

以上です。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

それでは、上りのみ。ですから、エスカレーターが上りが東西で1カ所ずつ計2カ所。私としては、上り下りそれぞれ2本、計4本が必要ではないかと思っておりますけれども、実際エレベーター設置に関してどれぐらいのコストがかかるのか、維持費も含めてお尋ねいたします。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

エスカレーターの整備費用につきましては、概算で直接工事費が1基当たり35,000千円ほ

どでございます、これに諸経費が必要となり、1基だけでも非常に高額となります。また、それに年間の維持費ということを考えますと、そういう意味から下り用のエスカレーターについては考えていないというところでございます。

以上です。

2番(荒巻英樹君)

ありがとうございました。

設置費用に関して具体的な数字をいただきましたが、維持費に関して把握されていましてら、具体的な数字をお尋ねいたします。

まちづくり課長(大淵洋祐君)

維持費につきましては、現在、私たちが確認しているところにつきましては、1基当たり年間に6,000千円ほどかかるというようなことでございます。

以上です。

2番(荒巻英樹君)

ありがとうございました。

ちょっとこの件につきましては、また後ほど確認したいと思いますが、それでは、最近、西鉄なりJR、この辺でそういった駅が新しくできたなり改装されたところのエスカレーターの設置状況はいかがでしょうか。

まちづくり課長(大淵洋祐君)

最近改修されました西鉄の駅のエスカレーターの設置状況につきましては、2004年に連続立体交差事業により、久留米、花畑、試験場前の各駅が改修されております。久留米と花畑につきましては、上りと下りのエスカレーターが設置されておりますが、試験場前は上りのみの設置となっております。

そのほかといたしまして、1990年代に平尾、井尻、朝倉街道、新栄町、小郡の各駅が改修されております。これらにつきましては、エスカレーターは上りのみの設置となっております。

以上です。

2番(荒巻英樹君)

ありがとうございました。

JRについてお調べなさっているところがあればお尋ねいたします。

まちづくり課長(大淵洋祐君)

西鉄の駅関係のみを調べておりますので、JRにつきましては、現在資料を持ち合わせておりません。

以上です。

2番(荒巻英樹君)

一応事前にJRもお願いしていた点は確認させていただきたいと思います。

それで、やはり設置費用、それからその後の維持費用というのは、負担になることは間違いないことだと思っておりますが、設置に関してもいろんな工夫が必要ではないかなと思っております。

それで、具体的な駅名はちょっとここでは控えますが、最近改装されましたJRの駅では、東口、西口の線路をまたいだ両方に上下、上り下りのエスカレーター計4本、それとエレベーターも1基ずつ、合わせて6基を予算120,000千円で設置をされているところがございます。実は設置後はさらに減額補正も行っておるところがございます。

あわせて、維持費用に関しましては、1台当たり、エレベーターだと月が60千円弱、エスカレーターは84千円ということで、お伺いしましたら、間違いなくほかよりは安いだろうということはおっしゃってございましたけれども、そういったところもございますので、昨今、エレベーターの設置に関して、民間と公の設置費用が差があるというのは、新聞報道で一月ほど前、盛んに出ておりましたけれども、まだまだ工夫の余地があるのではないかなと思っております。事業そのものは進んでおりますので、もちろん、これからその辺の対応が可能かどうかというのは別としましても、いま一度下りのエスカレーターの設置を検討いただく余地があるのかどうか、検討いただきたいというスタンスでお伺いいたします。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

先ほど議員のほうから維持費のことについてお話ございましたけれども、エスカレーターにつきましては、屋内と半屋外、屋外で維持費がそれぞれ変わるわけございまして、屋外であるとかかなりの費用がかかるというようなことも聞いているところでございます。それで、今回、市のほうで採用しようと考えているのは半屋外でございまして、全くの屋内というわけじゃないということで、幾分経費がかかるというようなことを含めまして、6,000千円ほどかかるんじゃないかというふうに考えているところでございまして、今のところ上りのみというようなことで、下りについてはエレベーターを利用させていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

いろんなその駅での事情はあるかと思えますけれども、やはり将来的には下りが必要になるというのは、上下ともエスカレーターの設置が当然の世の中になっていくのではないかなと思っております。

それで、ちなみにですが、エスカレーターの大体の寿命といいますか、普通、設置してからつけかえまで大体どれくらいだと把握されておりますでしょうか。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

メンテのやり方にもよると思いますけれども、15年前後で改修がくるのではないかとこのように考えているところでございます。

以上です。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございます。

大体15年ぐらいが交換の時期だろうということで、私も調べましたらそういうことになっておりました。ただ、15年後にどうなるかというのはわかりませんし、この場にいらっしゃる人たちは、15年後、この場に誰もいないんじゃないかなとも思いながら、やっぱり一歩進んでやるべきだと思いますが、この時期で、金子市長にお伺いしていいのかどうかあれですけども、下りのエスカレーターを設置する 先ほどの繰り返しになりますが、すべきだというスタンスでお尋ねしますが、市長、いかがでしょうか。

市長（金子健次君）

今回の自由通路につきましては、本市のほうで予算を計上いたしまして、整備をするわけでございます。各駅については西鉄で経費を負担し、また、メンテの分でも負担をしていただくということもでございます。今回、17億円という限られた予算の中、西鉄のほうは、先日の記者会見では、駅舎については12億円ということで、総額27億円の費用が投じられるわけでございますけれども、先日、大淵課長と有明海沿岸道路の関係で東京に行きました。いろんな形で、そのときエスカレーターの上下りをつぶさに見てきたところでもございます。どちらかという上りが主でございまして、下りのエスカレーターは少なかったようでございます。

今、西鉄柳川駅に乗降客が1日1万2,000人でございます。ずっと以前は1万8,000人ということで少なくなってきておりますし、乗降の進みぐあいでもやっぱり西鉄柳川駅を利用されるということになれば、将来的にそういう希望があれば、先ほど耐用年数の話をしておりましたけれども、その時期に来れば検討しなければならないと思いますけれども、今現在では再考する考えはございません。

以上です。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

市長おっしゃいましたように、もっともっと利用の方が、ですから、市民の方も職場の関係で、久留米の場合は通う方が多いんでしょうけれども、福岡に就職された方、もしくは福岡の大学に進学された方、そういう方々が福岡に住まずに柳川から通勤通学ができるように、そういったことも含めて駅の魅力を高めていっていただきたいと思っているところでございます。

では、下りのエスカレーターに関しましては以上とさせていただきます。

それで、もう1つ、今、大体柳川へお見えになる観光客の3割ないし3分の1ぐらいが西鉄電車でお見えになるという報告をいただいておりますけれども、これから市民の方も東口の利用をなさっていきますけれども、観光客は別として、市民の方が東口開業後で、東口と西口の利用の予測割合というのを検討されているのであれば、大体どれぐらいでお考えなんでしょうか。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

駅の利用者は、徒歩や自転車、バイク、バス、自家用車など多様な交通手段を利用されております。そのうち、自家用車の利用割合は全体の約30%で、徒歩や自転車、バスなどのその他の利用割合が残りの70%となっております。

また、徒歩や自転車、バスなどの利用者は、これまでの線路を挟んで東西の利用者分布の比率から、西対東が7対3程度となるものと考えておりますが、自家用車の利用につきましては、有明海沿岸道路の建設に伴い、大川や蒲池方面、大和町方面からの東口へのアクセスがしやすくなっていることを考えますと、1対1になるだろうというふうに予測しているところでございます。

こうしたことを全体的に考慮しますと、西口と東口の利用者割合の比率は、西口対東口が6対4程度になるのではないかとこのように考えているところでございます。

以上です。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

私もおおむねそのような感じじゃないかなと思っておりますが、これは別にオープンしてみないとわからないことでありますけれども、そういった流れに沿って、またいろんなことで対応もやっていただければと思っております。

それで、済みません。観光客のことに触れていて、今、改札を出ましたら、すぐ出て右手というんですかね、観光案内所がございませぬ。新しい駅での観光案内所がどの辺になる予定なのか、もうわかっていれば教えてください。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

観光案内所の設置につきましては、駅舎の改札口付近が最も利用しやすい場所だというふうには考えられますが、改札口付近や自由通路部分には設置するスペースが確保できない状況でございます。このため、観光案内所は観光客の歩行者動線の主流となります駅舎改札口から北側階段方面に設置することが効果的だと考えており、具体的には北側階段をおりた付近のからたち名店街の一部に設置を検討しているところでございます。

以上です。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

今、雑貨屋さんとか川下り会社の待合室とかの並びだということだと思いますが、再度確認します。やはり改札を抜けた時点で視覚に入る場所は現実厳しいということでもよろしいのでしょうか。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

そこら辺につきましては、内部でも検討を行ったところでございますけれども、なかなか観光案内所というものをスペース的にとるということは厳しいということで、そういうデスクを置きながらの休日等のサービス等を行うというようなことになると、そういうことはできるのではないかというふうに、そういうことも含めて検討しているところでございます。

以上です。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

スペースの問題でとやかくは言えませんが、場所がそういうことであれば、初めてお見えになった方でも改札を抜けた段階ですぐわかるような案内をぜひ検討していただくようお願いいたします。

それと、観光案内所のところというイメージだったんですけれども、実は改札の近くに観光案内所があればという前提でお尋ねしようと思っておりましたが、やっぱり市民サービスの充実に向けて、住民票等の自動交付機と市立図書館の返却ボックスを設置してはいかがかなとは思っておりますが、それに関しましてはいかがでしょうか。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

駅など人が集まりやすい場所への市民サービス機能の設置につきましては、市民サービスの向上のため、非常に重要なことであると考えておりますが、今回の自由通路や駅前広場の整備等ではそこまでは対応できないというような状況でございます。

以上です。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

都市圏と言ったらあれですけど、やはりそういったのが多くなっておるのもまた事実なんです。ですから、今、住民票の自動交付機が3庁舎に設置されております。その利用状況に関しては以前お尋ねしたことがございますが、なかなか費用対効果的には余り役に立っていなかったと言ったらあれですけど、やはり利用者が少なかったのは事実だと思いますけれども、ぜひそういったことも含めて、やはり先ほど市長おっしゃいましたように、1日1万2,000人、2011年度で1万1,638人というデータですけども、もちろんこれが柳川市民以外の方も御利用なさっているわけですが、多くの方が毎日毎日御利用なさっているわけですので、ぜひ市民サービスの一環として御検討をいただければと思っておりますのでございます。

それから、次なんです、これは市だけなんです、西鉄との話し合いが必要かと思いますが、今、東口、西口という一般的な表現をしておりますが、ぜひもっと市民の方に親しまれるような愛称といいますか、地名等も含めた形になろうかと思いますが、ぜひそういった何とか口というのを、東口、西口、事務的と言ったらなんですけれども、もうちょっと親近感の湧くような名前を市民の方に募ったりしてされたらいかがかなと思いますが、いかがでしょうか。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

今後のまちの活性化に向けてのにぎわいの創出や公共交通の維持存続のためには、駅及び駅周辺が地域のシンボルとして、また市民の駅として愛着と誇りを持てるような空間であることが必要ではないかと考えております。

このため、議員が申されるような愛称を活用することは、愛着や誇りを持つための一つのきっかけになるものではないかと考えており、今後、検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

この件、あと2点お尋ねしたいと思いますが、全員協議会で触れましたが、観光バスの駐車場というのは大体固まっておるんですかね。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

現在、駅広の西口、東口につきまして警察と協議を行っているところでございます。

その中で、観光バスにつきましては東口の駅広を利用したいというふうに考えているところでございます。

以上です。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございます。

やはり柳川駅から観光バスにお乗りになるという方は、柳川から出られる方が多いわけなんです、柳川にお見えになる方じゃないというのはちょっと残念なんです、残念というか、これから柳川の方がお出かけになるあれですが、やはり駅まで車で見えて、それから行かれるとか、現在はやはり交番から昔のミスタードーナツの跡ですか、あの辺に朝、貸し切りバスが並んでいることが見受けられます。余りスマートな感じではございませんので、とにかく東であろうが、西であろうが、きちっとしたスペースを確保いただくようにぜひともお願いいたします。

それから、最後ですが、一般の普通車が駅前で駐車するときに、今度はきちっとスペースが固められるというふうに聞いておりますが、一般的にJRの駅でも20分間だけ無料とか、

そういうのを最近よく目にしますが、その辺のことはもう固まってきているのかどうか、どのような状況なのか、最後にこれだけお尋ねします。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

一時的な駐車スペースといたしましては、西口につきましては5分以内ぐらいを考えておるところでございます。それ以上長くなる場合につきましては、東口のほうにそういう一定の駐車スペースを設けていこうというふうを考えているところでございます。

以上です。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

それが5分が適当なのか、10分が適当なのか、その辺わかりませんが、いろいろと試しながら、一番いい、駅前が混雑しないスムーズな流れになるようにぜひ御尽力いただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上で柳川駅に関する質問を終わらせていただきまして、次に、公共トイレの整備についてお尋ねいたします。

国土交通省がまとめました多様な利用者に配慮したトイレの整備方策に関する調査研究の中では、公共トイレの整備に関する基本認識と方向性について、排せつは年齢や障害の有無にかかわらず、人間にとって生命を維持するためには不可欠な行為であります。そのため、誰もが快適に利用できる公共トイレを整備していくことは、移動経路のバリアフリー化とあわせて、高齢者、障害者を初めとするあらゆる人々が行動範囲を広げるための重要な要素であると述べられております。

しかしながら、公共トイレというものは、従来、まちづくりの上では余り重要視されてこなかった部分は否めないのかなとは思っているところでございます。

そこで、お尋ねいたします。

本市において、屋内だと図書館や校区の公民館、そして現在整備が進められておりますコミュニティセンターなど、屋外ですと公園やグラウンドなどに公共トイレが設置されておりますが、整備に関するガイドラインとございますか、それと今後の設置予定などがあればお伺いいたします。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

柳川市は、年間100万人を超える観光客をお迎えしている観光都市であります。観光地のイメージに、トイレがいかにかきれいに整備されているかは重要なポイントであることは言うまでもございません。第1次総合計画におきまして、水郷まち歩き観光振興で駐車場や公衆トイレの整備を掲げております。市はこの基本計画にのっとり、公衆トイレの整備を行ってまいりました。今後の計画といたしましては、現在整備を行っております西鉄柳川駅東西の駅前広場に設置を検討いたしているところでございます。

以上です。

2番(荒巻英樹君)

ありがとうございました。

そこで、ちょっと具体的な数値についてお尋ねしたいと思います。

先ほどこういったところに公共トイレがありますということをお述べましたが、具体的に校区ごとにどれぐらいのトイレがあるのかということをお尋ねいたします。できれば全部で幾つ、そのうち24時間、夜中でも深夜でも使えるのが幾つかという形でお尋ねいたします。

まちづくり課長(大淵洋祐君)

公共トイレの箇所数は全体で54カ所、24時間使用可能なトイレにつきましては35カ所ほどございます。校区ごとで申し上げますと、柳河小学校校区で3カ所、うち1カ所が24時間使用可能ということでございます。城内小学校校区で7カ所、うち2カ所が24時間ということですよ。矢留小学校校区5カ所、うち4カ所。東宮永小学校校区1カ所、24時間使用可能なトイレはございません。両開小学校校区4カ所、うち2カ所。昭代第一小学校校区3カ所、うち2カ所。昭代第二小学校校区1カ所、うち1カ所。蒲池小学校校区6カ所、うち5カ所。

次に、大和地区でございますけれども、皿垣小学校校区2カ所、うち2カ所。有明小学校校区2カ所、うち2カ所。中島小学校校区2カ所、うち1カ所。六合小学校校区3カ所、うち2カ所。大和小学校校区3カ所、うち2カ所。豊原小学校校区1カ所、うち1カ所。

最後に、三橋地区でございますけれども、藤吉小学校校区6カ所、うち3カ所。矢ヶ部小学校校区1カ所、うち1カ所。ニッ河小学校校区1カ所、うち1カ所。垂見小学校校区1カ所、うちの1カ所。中山小学校校区2カ所のうち2カ所ということでございます。

以上です。

2番(荒巻英樹君)

ありがとうございました。

全部で54カ所の公共トイレがあって、うち35カ所が24時間可能であるということですね。

それで、具体的には昭代地区のことに後ほど触れることになりましたけれども、やはりウォーキングをなさっている方は、柳川市どこでも多いかと思っておりますけれども、これは、そういったウォーキングをなさっている女性の方とのお話の中でいろいろとお尋ねがあったということで今回質問をさせていただいていることですが、その前に、金子市長も今は忙しいでしょうけれども、ウォーキングを以前よくなさっておったかと思っておりますが、外で歩いていて、ちょっとトイレを利用したくなったり、やっぱり冬場とかあるかと思っておりますが、大体そういったときは、市長のところは昭代より都会だからいろいろあるんでしょうけど、こういったところ、もちろん回られるコースにもよると思いますが、どんなところに寄られますか。

市長(金子健次君)

最近、ウォーキングをやめていますけれども、コースが1時間程度ですので、前もって済

まして歩いていたところでございます。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

私はウォーキングをしていないから、そういう感覚がなくて済みません。そうですね、周到な準備ということですね。ただ、やはり実際に1時間、30分の方、1時間半の方、いろいろいらっしゃると思いますが、やはりどの辺まで行けばトイレがあるということがわかっているだけでも安心感があるんじゃないかなと思うんですね。

それで、先ほど答弁の中で、大体大まかに見まして市の中心部、それとやはり観光のポイントであるところ、具体的には観光駐車場のトイレも今整備されておりますし、そういったところが多いのは、これは理解ができるところであります。ただ、残念ながら、私は昭代第二小学校校区の者ですが、1カ所、これは崩道の漁村公園、広場だと思っておりますが、残念ながら工事現場に置いてあるようなくみ取りの簡易のトイレが設置されておるところです。同じ昭代で間だと農村広場にはちゃんとした水洗のトイレがありまして、七ツ家の大沢にも浄化槽のトイレが設置されております。非常にありがたいことだと思っておりますけれども、そういったところで、もちろん歩く方は校区の垣根とかは全く関係ない話なんですけど、先ほど市長もおっしゃいましたように、事前に準備といいますか、用を足していけばいいんでしょうけれども、やはりいつ何ぞやということもありますので、ぜひ崩道の漁村広場に関しましても、市民の方が使いやすいトイレを御検討いただけないかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

崩道にあります浜武地内漁村広場は、地元の方々が新たにグラウンドゴルフを始めたいというようなことで簡易トイレを要望され、平成22年度に同トイレを設置したところでございます。現在の漁村広場の利用状況を見ますと、午前9時ごろから約2時間程度、七、八人の方が利用されておる状況でございます。決してトイレに不自由はないようでございます。将来、隣接いたしております地元が管理しております広場と一体的な利用を行う際には、再整備について検討したいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

平成22年度に今の簡易のトイレを設置していただいたということですね。その前は本当に全く何もなかったもので、それに関してはありがたく思っております。

それで、解釈の仕方でしょうが、確かに不自由をしていないと言われるとそうかもしれませんが、やはりお話を聞くと、グラウンドゴルフ、もしくはペタンクですよね。年配の女性の方が中心でなさっておりますけれども、もちろんちゃんとした水洗が、それはそっこのほ

うがよかというのは、もちろんこれは間違いないことですし、それと、あわせて今おっしゃいました隣接の土地のことに触れられましたけど、今回いろいろとお聞きしている中で、隣接の土地というのは、まだ地元の方の土地だとお聞きしておりますけれども、地元のほうは市へ譲渡の意向を示されているということですが、ちょっとその辺のことをお尋ねいたします。状況に関しまして教えてください。

生涯学習課長（石橋正次君）

今、議員がおっしゃってあるのは、南浜武地区の漁村広場付近の土地ということで、現場を見てみますと広い土地があるわけでございます。これについては、平成23年1月27日に地元区長さんのほうから利活用についてという要望等も上がっているようでございます。これにつきましては、こういった経過も経て、一応スポーツ施設改修計画の中で一応この計画の中で現在取り上げているというような状況でございますので、そういった部分の利活用についてのそういった要望が今あっているということでございます。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

確認させていただきます。地元の方々は市へ譲渡の意思表示をされておるとお聞きしておりますが、市のほうはまだそういった譲渡を受ける意思を市からは示されていないと私はお聞きしておりますが、ちょっと確認させてください。

生涯学習課長（石橋正次君）

この件に関しましては、土地の所有者、そういった部分の課題とか幾つかの課題がございますので、そういったクリアしなくちゃいけないという課題がありますので、そういったものの整理が伴った形で今対応しているというようなところでございます。

2番（荒巻英樹君）

課題というのは、金銭的に何かクリアしなければいけないところがありますか。

生涯学習課長（石橋正次君）

一つ大きなのは登記関係とか、個人の登記になっておりますので、そういった部分の課題が必要かなと、このように思っているところです。

2番（荒巻英樹君）

地元の方々は無償での譲渡をおっしゃっているんですね。それでいろいろと登記ですから、先ほども出ました間ですね。農村公園とスポーツ広場あります。この前、スポーツ広場を広げていただいたことに関しては大変ありがたいと思っております。

それで、崩道の場合は、地元の方々は差し上げていいということをおっしゃっているわけで、それが何で支障があるのかなと、ちょっと私はわからないんですが。

市長（金子健次君）

私のほうからもお答えさせていただきたいと思います。

今、生涯学習課長のほうからお答えいたしました、個人の登記になっておりまして、名前を挙げるわけにはいきませんが、1名の方の問題がクリアしなければという問題でちょっとまだ時間がかかっているようでございます。その報告を受けております。

以上です。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

地元の方というか、地権者は譲渡していいというふうにはお聞きしておるところですが、ただ、用途変更の諸費用を負担するよう求められているというふうにお聞きしたところですが、それは間違いはないですか、その辺、確認します。

生涯学習課長（石橋正次君）

そういった用途変更の部分も含めて課題があるということで、今のところ課題解決に向けて打ち合わせしているというふうなところでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございます。

何度も言いますが、地元の方はそういった意向をお持ちですので、それで用途変更にかかる費用負担を求めるといのは、私としてはいかがかなと思っております。仮に購入した場合、具体的な数値は間よりももちろん崩道のほうが安いんじゃないかなと思っておりますが、それでも本当に何十万円という金額でもないと思っておりますので、それは地権者、地元の方の意向を酌んであげるべきだということをお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

最後に、公共トイレのことをまとめますと、やはり以前どうしてもデパートとかスーパーとか、そういったところはもともときれいでしたけれども、最近、非常にきれいになっていると思うのは、駅とサービスエリアじゃないかなと思っております。そういった競争があるからかと思っておりますが、もちろん公共のトイレが同じ位置づけではないとは理解しておりますけれども、市民の方、それから市外からお見えになる方、特に観光客の方が快適で使いやすいトイレの整備に向けて、今回は西鉄柳川駅の東口、西口に新しく設置されるということですが、とにかく快適なトイレの設置を切にお願いしたいと思っております。

それでは最後に、金子市政4年間の総括についてということでお尋ねいたします。

金子市長は引き続き市政に積極的に携わっていきたいという御意向ですけれども、市長がお考えのまちづくりに対するビジョンや今の柳川市の状況をどのように捉えていらっしゃるのか。4年間の市政運営を振り返って、限られた時間ではあります、できればわかりやすく総括をお願いいたします。

市長（金子健次君）

荒巻議員のほうから4年間を振り返って市長の考え方、総括ということでございますので、お答えさせていただきたいというふうに思います。

4年間の総括でございますけれども、4年前、私自身は柳川市が新市として歩み出すために解決すべき課題を6項目、小さい項目では47の取り組みとして掲げ、マニフェストとして掲げさせていただきました。4年間で全ての項目について何らかの解決策を講じるため、一つ一つ真剣に取り組んでまいってきたところでもございます。解決を図った部分の項目、また未解決の部分、その緒についたばかりの部分もあろうかと思えます。

取り組みに当たりましては、私は常に将来の柳川市のため今何をすべきかとの視点で、さまざまな課題に取り組んでまいりました。この4年間の総括するならば、旧市町の懸案事項の解決に奔走いたしました。新たな柳川市の将来のために、今やるべきことに懸命に努力した4年間であったというふうに思っております。

マラソンランナーに42.195キロを走る選手のタイプが3つあるそうです。Aタイプ、1つは、走る前にいろんなことを作戦を練る、考えて走行するランナー。2つ目が、考えているけれども、少し作戦を切りかえて、走る中において変更するランナー。最後に、今度の次のマラソンのためにいろんな作戦を練るランナー。私は、せめてBタイプ以上でなければならないという気持ちで今日まで走ってきたつもりでございます。

具体的な例を申し上げますと、まず合併前からの旧市町の問題、課題を解決し、名実ともに一体となった柳川市として歩む道筋をつけるため、しばらく時間がかかりましたピアス社跡地について、本社、そしてまた何回となく足を運びながら、また議会の同意を得て、和解に尽力したことが私の一つの総括の中ではよかったと思っております。

さらに、不均一課税の固定資産税の税率を、財源問題ありましたけれども、低いほうに合わせることでできたということ。

次に、将来の柳川市の姿を思い描いたとき、今すべきこととして、掘割への汚水流入抑制を図るため、合併処理浄化槽設置助成の上に上乘せをして普及を図りまして、城下町柳川のたたずまいの保全と創出のため、景観計画の策定及び景観条例の制定を行いました。

また、地域コミュニティ活動の拠点整備を進める一方、総合運動公園は方針を見直したところでございます。マラソンランナーでいう途中の、走行しながら見直したというふうに私は捉えておりますけれども、既存体育施設の整備充実により、市民の皆様の健康づくり、スポーツ活動の場の提供を進めているところでもございます。

さらに、柳川市の未来への歩みを進めるべく取り組んだことは、先ほど荒巻議員から御質問がありました西鉄柳川駅の東口の開設は、区画整理事業の進捗とともに、自由通路の整備が着手をいたしまして、駅を中心とした人の集約と拡散が大きく広がることを期待いたしております。

ゆめタウンの進出により、懸念される既存商店街への影響は、各商店街の取り組みを積極

的に支援していくことにより、共存共栄ができるよう、振興策が必要というふうに考えているところでございます。

また、農水産業振興のため、私みずからトップセールスで柳川製品のPRに積極的に出向きました。また、新たな柳川ブランド品の開発にも尽力をしたところです。これらを観光資源として柳川ツアーを企画し、着地型観光の推進も図ってまいりました。

このような取り組みにより、柳川ファンを少しでもふやし、柳川に住みたいと思う人を一人でもこの地に呼び込み、定住化促進されることが必要だと考えております。

そして、新たに取り組むべき課題も見出しました。昨年7月の九州北部豪雨による被災の経験から、災害に強い安心して暮らせるまちづくりへの取り組みを進めることが一番必要ではないかというふうに思っております。この点、ハード面では、先ほど冒頭、荒巻議員が言われましたように、国、県の矢部川、沖端川の激甚災害特別緊急事業の推進のため、本市としても万全の協力体制をとることが必要だというふうに考えているところでございます。

また、ソフト面での対策を図るべく、地域防災計画やマニュアルの見直し、地域ごとの自主防災組織づくりについても、その取り組みを強化すべきと考えております。

さらに、ごみ焼却施設及び火葬場の改築や庁舎の統合、市民会館の改築なども大きな課題として認識をいたしております。

以上のように、私の4年間は旧市町懸案の課題解決を図り、将来の柳川市の発展のため、やるべきことを今やり、未来への歩みを進める。そして新たにに取り組むべき課題を見出した4年間だったと総括をいたしております。

以上です。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。本当に4年間のことをこれだけの短い時間でというのは無理だったと思いますけれども、ありがとうございました。

実際、私もマイナスからのスタートだったと思っております。それで、この後、具体的にはマニフェスト マニフェストという言葉が最近耳にしなくなりましたが、4年前は確かにマニフェストを掲げて市民の負託を受けられておられるわけですので、それで、実際マニフェストに対して、全体的で市長が御自身でどのように評価をなさっているのかをお尋ねいたします。

市長（金子健次君）

先ほど申し上げましたが、全ての項目について何らかの 全てが解決したというふうには思っておりません。解決の緒につき、その方向性を見出した点もあわせて申し上げますと、点数はつけがたいですが、及第点はもらっているかなというふうに思っております。

なお、端緒につけた課題につきましては、その解決を図る責任があると私自身強い信念を持っておりますこともあわせてこの場で報告させていただきます。

以上です。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。市長、自己評価で及第点。これに関してはやはり市民の皆さんの御判断、市長選挙ということになるかと思えますけれども、いずれにしましても、まだ残りあります任期はしっかりと全力投球をお願いしたいと思えます。

それで、今、自己評価をいただきましたが、前市長の場合は、いい悪いは別として、広報「やながわ」にマニフェストのこと、進捗状況等も含めて御報告といえますか、市民の方にお知らせされておりましたけれども、市長がそういうことをお考えになったのかどうなのか、その辺、ちょっとお尋ねいたします。市民の皆さんへのお知らせという点で、もちろんいろんな方法はあるかと思えますけれども、広報「やながわ」を利用するという点に関してお考えになっているのかどうか、済みません、お尋ねします。

市長（金子健次君）

マニフェストの評価については、自己自身の評価を市民に対してどう表明をするかということだと思えますけれども、先般、高校生でございましたけれども、市民を入れた水の郷でありました。そのときには採点をいただいたところでございますし、そのことを教訓として今日まで、あと50日足らずでございますけれども、頑張ってきたつもりでございます。そこは私も柳川市長選挙に再度挑戦したいという考えは持っておりますし、3月27日には、きのう打ち合わせしておりますけれども、討論会が市民会館で開催をされます。市民の評価がどうされるかは市民がすべきではないかというふうに思っております。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

それでは、やはり先ほど市長もおっしゃいましたように、4年間で一番大変だったのは、去年の災害に間違いはないかなと思っておりますけれども、そのことを改めて、今後の取り組みについて、一昨日も市長、御参加の皆さんに力強く国、県へ訴えていくということをおっしゃっておりましたけれども、その決意をお伺いしようと思っておりましたが、先ほどもおっしゃいましたので、ありがとうございました。

それで、やはりこの4年間で状況が大きく変わったと思えます。その中の一つとして、旧NECルネサス社の撤退というのも本市に税収面も含めて大きな打撃だったわけなんですけれども、ですから、トップセールスということも含めまして、この4年間、企業誘致に関するトップセールス、あわせて九州新幹線の開通に伴いまして、鹿児島、広島の方にトップセールスをやっていただきました。JAの関係で新潟とか東京へ行かれたお話もお伺いしました。あと、ノリのPRは天神ではなされたというのを私は記憶ありますけれども、ぜひノリに関して首都圏へもぜひ行っていただきたいと思えます。

トップセールスの取り組みについて、企業誘致、それからノリのことに関しまして今期ど

うだったのかということをお尋ねしたいと思います。よろしく申し上げます。

市長（金子健次君）

第1次産業の農産加工品や水産加工品等についてもセールスをやらなければいけないと思いますけれども、私は柳川のすばらしさをセールスとしてやることで、柳川に来ていただく、柳川に住んでいただく、そういうセールスを今後心がけていきたいというふうに思っております。

以上です。

2番（荒巻英樹君）

済みません。これが本当の最後の質問です。

最後に、市長が政治家として、市長でも国会議員でも大統領でもいいんですけれども、目標としている政治家がいらっしゃれば、最後にお尋ねしたいと思います。

市長（金子健次君）

目標というよりも、好きな政治家の名前を申し上げたいと思います。

アメリカ合衆国の16代大統領のリンカーンの言葉に、政治家の原点と言われます「人民の人民による人民のための政治」、柳川市民のための政治をこれから心がけていきたいということで、好きな言葉でもあります。政治家の原点ではないかなというふうに思っております。

以上です。

議長（古賀澄雄君）

これをもちまして、荒巻英樹議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前11時1分 休憩

午前11時10分 再開

議長（古賀澄雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第2順位、22番伊藤法博議員の発言を許します。

22番（伊藤法博君）（登壇）

22番伊藤法博でございます。議長の発言の許可がありましたので、発言をしたいと思います。

まず最初に、市長の4年間の総括と今後の方針ということで質問したいと思います。

平成17年3月に柳川市、大和町、三橋町の1市2町が合併し、4月には新市長が誕生しました。合併当初の4年間はざくっと言えば、市政の改革を唱えた新市長の提案に対して現状の変革を望まない右寄りの議員と労組の支援の左派の議員が手を結び、議員の3分の2以上を占める多数派を形成し、市長の提案に対し恣意的に反対するという4年間であったと私は思えてなりません。このため、柳川市政は混乱、停滞し、柳川市にとって大事で、有益な政

策の多くが実現できませんでした。議会の本来の役割は、提案された政策に対して良識に基づいて是々非々で判断すべきものですが、当時はとてもそのような状況ではありませんでした。その後、多くの議員が支援した金子市長が誕生しました。金子市長になってからは、問題解決のためのハードルを議会側が低く設定し直して事に当たるといふ、前市長とは異なる基準、すなわちダブルスタンダードで議会側が課題解決に対応したために、前市長当時では解決できなかった多くのことがすんなりと可決されています。このような議会の対応の違いは同じく市民に信任された市長に対してフェア、公正なことではないと思います。戦場である議会はどのような場合でも良識に基づいて是々非々で対応しなければ、柳川市政の多くの案件に対して道義的にも経済的にも時間的にも多くの損害を与えてしまう結果になってしまっています。

市政の改革を唱えた前市長に対抗して手を結んだ議員の多数派は、金子市長の誕生で共通の目標がなくなり、現在2派に分裂しています。合併してから3回目の……

議長（古賀澄雄君）

伊藤議員、通告に従って一般質問をするようにお願いをいたします。

22番（伊藤法博君）続

はい、そうです。

合併してから3回目の市長選挙が4月に行われようとしています。このような私の認識のもとで、金子市政の4年間についてお尋ねしたいと思います。

個々の質問については自席から質問しますので、よろしく議長のお取り計らいをお願いしたいと思います。

22番（伊藤法博君）続

それでは、まず最初に、市長のマニフェスト47項目の総括についてお尋ねします。

マニフェストの大きな枠組みの第1番目に上がっている健康・子育て・福祉のまちづくりの中でのトップである総合運動公園を整備します、4年以内に着手しますとあります。市長のマニフェストの一丁目一番地であった総合運動公園の整備については、福岡県による県南総合運動公園が船小屋地区に整備されつつあったために、年数回の利用はそこを活用して、柳川市が新たに多額な予算、20億円から30億円を使い、毎年数千万円の維持管理費を計上しなければならない計画は、他市町村の経験からも費用対効果の面で問題があるではないかということで、市民からも議会からも疑問の声が上がったために、市長は計画の実施を中断されました。市長は当初、小学生、あるいは中学生を一堂に会して記録会ができるような総合運動公園をつくりたいと言っていました。総合運動公園整備計画は中断されましたが、県南総合運動公園を利用して一堂に会した小・中学生の記録会はなされたのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

学校教育課長（高崎祐二君）

学校教育課のほうからお答えしたいと思います。

小学生の陸上記録会につきましては、県南総合運動公園になりますと、移動時間が長くなったり、保護者や近所からの参観がしにくくなるために実施はしておりません。

以上です。

22番（伊藤法博君）

今、課長の答弁では移動時間が長くなったり、父兄の人たちの参観が難しくなるというようなことですが、総合運動公園を使っても、やはり19の小学校から集まるにはバスを使って集まらなきゃならないし、それなりの時間を要します。どこにつくるかは別にしても、船小屋とそんなに1時間も2時間も時間が違うわけではございません。恐らく10分ぐらいすれば、そういった県の総合公園を活用することができるんだろーと思います。

それで、それは学校教育ばかりじゃなくて、社会教育ではどのような活用がされたのか、お願いします。

生涯学習課長（石橋正次君）

社会教育でございますので、生涯学習課のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

県南総合運動公園につきましては、市内の少年サッカーチームが主催とした大会を開催されたり、さまざまな大会に今市内からも参加をしているなど、市内のスポーツクラブなどが活用を現在されているところでございます。しかしながら、柳川市が主催をしますスポーツ大会については、県南総合運動公園を今まで活用したことはないということでございます。

以上です。

22番（伊藤法博君）

今、市民の活用状況等はかなりあるということですが、柳川市が主催をした、そういった社会教育活動での活用はないというようなことでございます。

市民のそういった活用はどれくらいあるのかというようなことは把握してありますか。

生涯学習課長（石橋正次君）

市内の少年サッカーチームとか野球クラブとか、あとグラウンドゴルフとか、そういった市内の域を超えた近隣市町村と一緒にやったり、ほかのクラブチームと一緒にやったり、そういった形での年に数回の大きな大会について活用されているとお聞きをしているところでございます。

22番（伊藤法博君）

そういった市主催のやつが学校教育課でも社会教育課のほうでもやられていないと。なされなかった理由というのは、距離があるとか、よく言えば遠いということですが、船小屋でするので、そんなに遠いとは思いません。そういった状況であれば、物事にはハード面とソフト面がありますが、ハード面の施設建設には多くの場合、非常に熱心であります。ソフト面の施設活用については、やはりいま一歩ではないかと思われても仕方ありません。やは

りこのことは、あらゆる施設についても言えることで、費用対効果、稼働率を有した施設整備にやはり配慮すべきではないかと私は思っております。

次に、マニフェストの大きな枠組みの2番目の活力ある地場産業の振興の中の元気とにぎわいの商工業の振興を行います、これはすぐ取り組みますとなっております。この件については、商業においては郊外型の大型店に多くの客が流れ、町なかの商店街はじり貧の流れはとまりそうにもありません。また、新たな大型店の進出が予定されていて、その傾向がますます強くなっていくようですし、大型店同士の競争も激しさを増してくるものと思われま

す。このような中で、伝統と文化、祭り、行事の担い手であった商店街が衰退し、崩壊していくのであるならば、伝統と文化的行事の継承もおぼつかなくなってしまいます。大きな枠組みの3番目の伝統文化の保存・観光の推進にも大きな影響を与えます。そのこととあわせてどのような取り組みをなされてきたのか、どのような成果が上がっているのかをお尋ねいたします。

商工振興課長（田中利光君）

商工振興課からお答えをさせていただきます。

大型店舗の進出と地域商店街の衰退の問題につきましては、今全国的な問題となっております。伊藤議員がおっしゃいますように、地域商店街は市民生活を支える商品販売などを通して地域の信頼を得ながら、地域振興、伝統文化の担い手として今日も中心的役割を果たしていただいております。

柳川の伝統文化、地域づくりの担い手として商店街の振興は欠かすことができない課題であると考えております。一方、消費動向の変化により、商店街の活力が徐々に失われている現状も認識しなければなりません。このため、商店街の振興については重要な課題と位置付けておりますので、各商店街の役員の皆さんと各商店街の課題について情報交換に努めており、施策を検討しながら実施しているところでございます。

このような中、柳川商店街振興組合では、昨年、商店街の若い後継者が若っかもんの会を立ち上げ、柳川商店街の将来像について検討を行うという新たな取り組みが始まっております。この会議には市や商工会議所の担当職員も加わり、商店街の若き経営者と一緒に商店街の振興策について今も継続的に会議を行っているところでございます。

柳川商店街振興組合では、マルショク跡地を利用して、巨大さげもんの展示と辻門市場を開催されるなど、新たな事業を実施されております。

各商店街振興のために、市では商店街活性化対策補助金による商店街への支援、プレミアム商品券柳川藩札への補助、空き店舗対策事業、事業所等への融資事業等により地域商店街の振興を図っております。このような市の補助ももちろんでございますが、各個店の魅力向上のための取り組みや愛される商店街を目指す地域づくりが何より肝要と考えております。各商店街では若い後継者の方々が熱い思いで将来の商店街を展望した自主的な活動を行う機

運が生まれれば、市としてはなおのこと各商店街に対して全力で支援を行っていくべきだと考えております。

議員が御質問の商店街の衰退による伝統と文化的行事の継承でございますが、各商店街が地元の伝統文化、祭りに大いに関与していただいていることは十分承知いたしております。柳川のおにぎえ大競演会、沖端の水天宮祭り、中島の祇園など、地元と密着した祭りなどが数多くございます。やはり昔から商店街は地元文化の継承者でありますし、地域の牽引者としてこれまで祭りなどを盛り上げ、頑張ってきていただいておりますので、今後もこの伝統文化が損なわれることがないように、各商店街の方たちと一緒にになりまして、積極的な支援を行ってまいりたいと考えております。

22番（伊藤法博君）

このことについては、やはり全国的な課題になっております。特に人口減少がとまらない地方都市では深刻な問題で、やはりどこでもその打開策が見出されていません。それで、市も地域の商店街も努力と知恵を出して、今後も努力をしていかなざるを得ないだろうと思います。そしてまた、伝統文化の保存・観光の推進も担ってあるわけでございますので、新たな担い手づくりを模索していかなければならないだろうと思っております。

次に、工業の振興については、地場産業の動向、企業誘致の成果についてお尋ねします。

柳川市で最大手のNEC関連企業ルネサスの完全撤退、ダンポリマーの八女への移転など、マイナス面ばかりで企業誘致などの成果がないように思えてなりません。どのようになっているのかをお尋ねいたします。

商工振興課長（田中利光君）

商工振興課のほうからお答えをさせていただきます。

伊藤議員の御指摘のように、残念ながら2社の撤退がありました。しかしながら、一方で平成23年9月にルネサス支社の跡地を市内企業であるファインテック社が進出していただきました。進出に伴い、柳川市民の22名の新規雇用を行っていただいております。また、ファインテック社は今後世界一の産業用刃物メーカーを目指されており、さらなる飛躍と同時に、新たな雇用の増加も行っていただくことを期待しているところでございます。このように、地域の活力ある企業が市内産業の振興及び雇用への貢献を今後とも行っていただくようお願いするところです。

企業誘致につきましては、長くデフレ状況が続いており、一向に経済状況が改善せず、企業の新たな投資意欲が低調中であり、効果的な誘致ができていないのが現状であります。現在行っております企業誘致活動としては、企業支援相談員を商工振興課内に配置し、企業支援相談員が市内事業所を訪問し、市の企業立地等促進条例の優遇措置を説明して情報発信を行っております。また、企業誘致情報の収集を初め、市内事業所の経営相談及び金融支援並びに柳川市への意見、要望を収集し、この意見や要望を市役所担当課に連絡するなど、市

内企業と市役所とを結び役割を果たしているところです。

また、企業誘致ができていく現状の中で、民間企業等の空き地や空き倉庫などを企業誘致に活用できないか検討を行っております。これにつきましては、福岡県の企業立地担当課との連携を考えております。県には企業誘致のホームページもありますので、県と連携してこのホームページへの掲載や企業誘致活動に努めてまいりたいと思います。

以上です。

22番（伊藤法博君）

この件については、やはり各自治体の激しい競争の中での勝ち抜き合戦だと思いますので、ぜひとも知恵を出しながら頑張ってくださいと思います。

次に、新鮮で安心な農産物、魚介類、ノリ、その他加工食品を展示、即売できる道の駅を創設します、これは4年以内に実現しますとなっています。この件については、前市長のときに国道443号バイパス沿線北側の垂見地区に柳川市独自の道の駅建設の優先権をみやま市より先に持っていましたが、当時の柳川市議会の多数派の反対によって建設できず、そのことでみやま市がみやま市独自の道の駅を建設してしまいました。このことにより、柳川市は国道443号バイパス沿線に国、県の補助金をもらって道の駅を建設することができなくなりました。柳川市民がみやま市の道の駅を利用しようとする場合、お客としては数キロ先まで遠出しなければならないし、生産者としても割高な手数料を納めなければなりません。しかも、独自の柳川観光案内やイベントの紹介なども自由にできません。これらのことは、柳川市にとって大きなマイナスと言わざるを得ません。このことについて市長の見解を求めます。

市長（金子健次君）

伊藤議員の質問にお答えをいたします。

道の駅の創設についてでございますけれども、議員御承知のとおり、私が4年前に市長に就任して以来、近隣市町のみやま市や大木町で続けて道の駅が開設をされました。大きな状況の変化が生まれたところでもございます。本市から約10キロメートルの範囲内に2つの道の駅がございまして、補助事業の採択要件など諸般の事情を判断いたしますと、現在に至っては本市での道の駅建設は非常に困難であるというふうに考えているところです。

しかしながら、道の駅創設が目指していた目的というものは、柳川で生産される農産物や有明海の水産物、またさまざまな特産品や観光資源などを有効活用いたしまして、柳川の魅力を情報発信することで、全国から人、物、金を呼び込み、柳川全体の産業を活性化することではないかというふうに思っております。こうした目的は、道の駅があるなしにかかわらず、いろんな手段や方法を駆使して達成していかなければならないという行政の大きな命題ではないかというふうに考えているところでもございます。

そういうことから、私が市長に就任をいたしましてから柳川全体をブランド化しようという事業を推進しているわけでございます。物づくりにおいては、柳川の農産物を使った新し

い特産品開発事業やこれまで余り知られていなかったすぐれた商品を認定するブランド認定事業などを実施しまして、これまで74の商品が誕生をいたしました。また、JA柳川さんでも福岡産業デザインの大賞を受賞しました柳川まめマヨなど加工品開発が続々と進められており、全体的にも物づくりの機運が高まってきているのではないかというふうに感じております。

柳川の農産物などイメージアップ事業としては、体験、食、交流をテーマとした福岡都市圏からのバスツアーや柳川の観光資源をプログラムしました水郷柳川ゆるり旅などを実施いたしております。

さらには、景観条例を制定いたしまして、柳川の独特な町並みや風景を残しながら、観光客を受け入れる体制整備も着手しているところでもございます。

こうした柳川の魅力を発信、入手していく方策として、一昨年12月に柳川アンテナショップ「おいでメッセ」を設置いたしておりますし、今月からはきのうの議会の中で申し上げましたように、インターネット通販も始めております。また、観光案内やイベント紹介などを手軽にできるようなスマートフォンを活用いたしました「柳川旅物語」のアプリも開発いたしました。さらには、農産物や特産品につきましても、東京や大阪、福岡、大都市圏でのプロモーション活動を積極的に実施しているところでございます。こういったもろもろの施策を今後も実施して、柳川のブランド力を高めて、産業を活性化していきたいというふうにご考えているところでございます。

以上です。

22番（伊藤法博君）

高速からみやま柳川インターを通過して、柳川に入ってくる443バイパスに、その沿線上に柳川独自の道の駅があるのとならないのでは物すごく大きな違いがあるんじゃないかと思っております。本当に私は残念でなりません。

市長は道の駅の創設を約束されていましたが、いまだにそれらしき計画も構想も見えてきませんが、どのようになっているのか、今後の見通し等についてもお尋ねしたいと思います。

市長（金子健次君）

大規模な国交省の補助を受けました道の駅そのものにつきましては、今申し上げましたように、建設の予定はございません。しかし、物づくりの面や情報発信の面から本市は観光地としての大きなポテンシャル、潜在的に持っている能力ですね、を持っておりますし、また豊かな農産物やノリを初めとする水産物もありますので、将来的にはそういったものの住民ニーズを確認しながら模索していきたいというふうにご考えております。

22番（伊藤法博君）

非常に大事なそういう道の駅の計画が頓挫したので、やはりそうした以上は今市長が言われたように、次の一手を考えてもらいたいと思います。

マニフェストの大きな枠組み第3の伝統文化の保存・観光の推進の中の城下町の風情を残す良好な景観を保全します、これは都市計画道路の見直し、武家屋敷等の保存・活用、これも4年以内を実現しますとなっておりますが、都市計画道路の見直しはどうなっているのか、また、武家屋敷の保存・活用はどの範囲で、どの程度の保存をなさるのか、戸島邸を比較基準にして教えていただきたいと思います。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

伊藤議員の御質問にお答えいたします。

都市計画道路の見直しに関しましては、平成20年度の柳川市都市計画マスタープラン策定時に見直し対象路線として7路線を抽出したところでございます。その後、平成21年度に学識者や住民代表から成る都市計画道路検討委員会で検証を行い、答申を受けたところでございます。この答申をもとに、5路線を全区間廃止、1路線を一部区間廃止、1路線を一部区間保留とする都市計画道路変更についての市の方針を決定し、パブリックコメントを実施したところでございます。その後、県との協議や都市計画審議会等の法定手続を経て、平成24年2月に変更手続を完了しているところでございます。

以上です。

生涯学習課長（石橋正次君）

武家住宅の保存・活用に関して答弁をさせていただきたいと思います。

武家住宅の保存・活用に関しましては、平成22年度に歴史的建造物保存活用計画を策定いたしております。その中で、武家住宅である新外町の十時家住宅と袋町の渡辺家住宅を公有化したしまして、必要な改修等を行い、文化財として保存・活用することとしておるところでございます。

そのため、十時家住宅に関しましては、ひな祭り期間中につきましては、観光活性化協議会による昭和の思い出展の開催、それから定住化促進のための柳川の仮住まい体験などを行い、また渡辺家住宅に関しましては、一般公開や地元住民による清掃活動、それからまちづくり団体による武家住宅をめぐるまち歩きを行うなど、文化財として理解を深めていただくように努力をしているところでございます。

なお、保存・活用の費用に関しましては、旧戸島家住宅が建物の改修に総額156,725千円となっておりますけれども、十時家住宅と渡辺家住宅の公有化と改修費用に関しましては、財政計画の中で総額2億円を予定しているところでございます。

以上でございます。

22番（伊藤法博君）

次に、マニフェストの大きな枠組みの4番目のきれいな水が流れるまちづくりの中のしゅんせつしたヘドロを堆肥や埋め立て用の土としての再利用できるシステムを確立します、これは4年以内を実現しますとなっておりますが、このことについては過去に何度となく一般質

問で取り上げてきました。その都度、県、あるいは研究機関に問い合わせているが、開発途中であるといった完成システムができ上がっていないとのことでした。現時点での見通しはどのようになっているのでしょうか。

水路課長（安藤和彦君）

議員の御質問にお答えしたいというふうに思います。

このしゅんせつ土の再利用システムの確立につきましては、議員からの平成24年12月議会での一般質問に対してもお答えしておりますように、簡易かつ低コストの技術開発を待つ導入に向けた検討を行ってまいりたいと考えております。

さて、議員お尋ねのしゅんせつ土の再利用システムの現状でございますが、堆肥化や建設資材等の技術開発はまだ進んでいないというのが現状のようでございます。しかしながら、このしゅんせつ土の再利用システムの確立につきましては、本市が抱える喫緊の課題だと考えております。そういうことから、当面の対策といたしまして公共事業への再利用の推進をいたしているところでございます。その一つの例でございますが、矢ヶ部校区コミュニティセンターの造成の際に、地元の御理解を得て造成土として再利用を行ったところでございます。また、そのほかの動きでございますが、先日、しゅんせつ土を建設資材に再利用できないかということから、しゅんせつ土のサンプルを業者に見てもらいましたが、粘土質が多過ぎるということで建設資材には再利用できないという返事をいただいたところでございます。

以上です。

22番（伊藤法博君）

しゅんせつ残土は現在だけでも15万立方メートルの残土が放置されておるような状況でございます。農地・水・環境保存事業で行われる水路等の一斉清掃作業で出るヘドロや刈り取られた雑草の処理費用に多額の費用を充てなければならないという状況に陥っています。また、水路のしゅんせつをする場合でも、ヘドロの処理が解決されないと、しゅんせつもままならないという状況にあります。しゅんせつしたヘドロを乾かして集積するか、集積して乾かすかの作業の後で堆肥化するか焼却に回すかの分別をして、あとの残りを耕作土、砂利、小石、瓦れきなどに細かく仕分けするのか、あとの残りを仕分けしないで埋め立てや高台造成に利用すべきかの選択があると思います。細かく仕分けするには多くの経費が必要になっていきます。残りの分を仕分けしないで埋め立てや高台造成により多く活用して、小高い公園や運動場にして、いざというときには避難場所にもなるよう整備すべきだと思います。いかがでしょうか。そうすれば、900キロメートルに及ぶクリークのしゅんせつもスムーズにいくのではないかと思います。その点お尋ねいたします。

水路課長（安藤和彦君）

議員の質問にお答えしたいというふうに思います。

先ほど議員提案のしゅんせつ土を耕作土、砂利、小石、適当に細かく仕分けするというところにつきましては、議員も言われておりますように、多大な労力と経費を要するということから、現実的には非常に難しいというふうに考えております。また、高台を増設して、通常時は公園や運動場に使用して、災害時の緊急時に避難場所として利用するというところにつきましては、現在、市が推進しておりますしゅんせつ土の公共事業への再利用の一つの方法かと考えております。ただ、この方法につきましては、解決すべき問題点が多いのではないかとというふうに考えております。具体的には用地の取得や地盤改良、のり面保護、造成費用等に多額の費用を要することが予想されます。このような問題が解決されれば、しゅんせつ土の再利用システムの選択肢の一つになり得るのではないかとというふうに考えております。

最後に、これも毎回言っていることではございますが、しゅんせつ土の処理を含む水路の維持管理費の問題につきましては、柳川市を含む筑後南部のクリーク地帯独自の問題であり、柳川市単独では解決できない問題であると思っておるところでございます。そういうことから、市長会等の機会に周辺市町と一体となって水路の維持管理に対する交付税への算入や助成制度の創設の要望を継続して国、県に対して行っております。

以上です。

22番（伊藤法博君）

柳川は900キ口の水路があるために、その水路維持のために一般財源から毎年5億円近くの金を出しております。それをこの筑後一円の他市町村と一緒に交際税化してもらえれば、それなりの一般財源の余裕は出てくるんじゃないかと思えます。よその市町村に視察に行きますと、まちづくりに金をかけてつくっております。本当にすばらしいまちづくりができておりますけれども、それに引きかえ柳川市はまちづくりの点で一步も二歩もおくれておると。その原因は何かというと、やはりクリークの維持管理のために一般財源を使わなければならない、そのためにそういったまちづくりに金を回す余裕がないということが、ずっと過去何十年の積み重ねが今の現在に来ているんじゃないかと思えます。

それで、先ほどしゅんせつ残土の処理についてはやはり多額の費用がかかると、そうすると高台造成とかなんとかも金がかかるということでございますが、しゅんせつ残土の処理費用をそういった高台造成とか、そういう施設の建設の場合の盛り土に使うとか、そういったことをしゅんせつ残土の処理費用も含めた費用として、そういった高台造成等に活用するという考えで対応してもらえれば、その高台造成にかかる経費も少しは、高くつくという考えじゃなくて、処理費用の分がこっち回ってきたんだというような考えでももらえれば、私はいんじゃないかなという考えでおります。

次に、マニフェストの大きな枠組み5番目の安心して暮らせ、住みよいまちづくりの中の緊急自動車の入らない道路を拡張します、これはすぐ取り組みますになってはいますが、この件については金子市政の4年間で何カ所の拡張、距離で合計すればどの程度になるのでしょ

うか。また、今後、最低でも4メートル以上拡張しなければならない市道は何カ所で、総延長はどれくらいあるのか、お尋ねいたします。

建設課長（中村敬二郎君）

4年間のうちでどれだけの道路整備を行ったかという質問かと思いますが、平成21年度から24年度までの合計で、整備箇所は74カ所、延長で約14キロでございます。このうち平成24年度については現在整備中でございますので、延長につきましては、整備予定延長ということになるかと思えます。

次に、4メートル以上に拡幅しなければならない市道は何カ所か、延長は何キロになるのかという質問でございますけれども、柳川市の市道台帳によりますと、市道延長は約990.3キロでございます。このうち4メートル以下の未改良の市道が363.3キロでございます。率にして36.7%でございます。

以上です。

22番（伊藤法博君）

まだかなり4メートル以上にすべき道が残っておりますので、やはりこれは鋭意努力をお願いしたいと思います。

次に、大きな枠組みの2番目、活力ある地場産業の振興の中で質問すべきでしたが、道路拡張のことになったので、ここで農道整備についてもお尋ねしたいと思います。

柳川市農業振興地域4,000ヘクタールのうち3,000ヘクタールは基盤整備が完了しておりますが、残りの1,000ヘクタールは未整備のまま、昔の狭隘な道路のままです。農家の高齢化、担い手不足、農業機械の大型化などで基盤整備未整備地区では農業の効率的経営が困難になっています。政府は環太平洋経済連携協定（TPP）に参加することを決めたようです。そのようなことになれば、未整備地区はますます取り残されて、耕作放棄地が拡大します。各地区の営農組合の農事組合法人化が義務化されている現状を鑑み、従来の農業基盤整備事業の事業費負担区分の見直しを含めて検討すべきではないかと思えます。見解を求めます。

水路課長（安藤和彦君）

基盤整備事業が完了していない地域における狭隘な農道の整備のあり方、また農業基盤整備事業の事業費負担区分の見直しのことについてお答えしたいというふうに思います。

市内にある農業基盤整備事業が完了していない地域における狭隘道路の整備のあり方でございますが、これにつきましても議員からの平成20年12月議会での一般質問に対してお答えしておりますように、土地改良事業のような面的な事業で整備するのが一番効率的かつ早期に完了するのではないかというふうに思っております。

ただ、この土地改良事業につきましては、前回もお答えしておりますように、事業地区内の権利者のほぼ100%の同意が必要となっております。また、この事業は受益者負担金もございまして、減歩という形での土地の負担もございまして、そういうことから申しますと、事

業地区内の権利者の総意がないと、なかなかこの土地改良事業の立ち上げは難しいのではないかというふうに考えておるところです。

また、そのほかの農業農村整備事業での狭隘な農道の整備につきましてでございますが、福岡県に問い合わせたところ、採択要件等があるので、個々のケースで相談してほしいとのことでした。

次に、農業基盤整備事業の事業費負担区分の見直しも含めて検討すべきではないかということでございますが、このことにつきましても、議員からの平成20年12月議会での一般質問に対してお答えしておりますように、現在、制度化されている農業基盤整備事業のほとんど全ての事業におきましては受益者負担がございます。また、事業によってはこの受益者負担は負担金とは別に減歩という形で土地での受益者負担も課せられております。これはやはり農地という個人の資産を事業の対象としていることから、受益者に負担を求めているものだと思っております。そういうことから申しますと、この受益者負担をなくすというのは、公共事業の公平性からもなかなか難しいのではないかというふうに考えておるところでございます。

しかしながら、市といたしましても、現在の厳しい農業情勢の中で少しでも農家の負担を軽減すべきだという認識はいたしておるところでございます。そういうことから、各種農業に関する団体や市長会等の機会に国、県に対して補助率の増嵩の要望を行っているところでございます。

以上でございます。

22番（伊藤法博君）

土地改良法にいう受益者負担はそういう減歩の面では今現在のところ余り大して抵抗はございませんけれども、賦課金の支払いについて、20年、25年と長期に支払わなければならないということについて、やはり特に高齢化された方々の抵抗があるように思います。

土地改良法に基づく費用負担は基本的には土地所有者負担となっております。農事組合法人や認定農家に耕作権の移譲が少子・高齢化の進行に伴いますますます多くなる状況になってくるとは思いませんか。土地改良費用負担が土地所有者負担ではその支払いがますます困難になってきています。耕作者が負担しても所有権に影響を及ぼさないような見直しが必要になってくると思います。その点、何か見解があれば、なければもうよございませう。

水路課長（安藤和彦君）

先ほども申しましたように、今、伊藤議員がおっしゃられたような農家の事情というのはよく市としても理解しているところでございます。先ほどの答弁でも申しましたように、少しでも高い補助率の増嵩につきましては、今後も国、県に対して要望活動をしてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

22番（伊藤法博君）

マニフェストの大きな枠組みの6番目の行財政改革の推進の中の市民参加による事業評価委員会を設置し、現在実施中の事業や新規事業についても事業実施が適正であるかどうかを市民の皆さんに評価していただき、不要な事業は廃止しますと、1年以内に実現しますと。このことについては、総合運動公園建設に関して事業評価委員会でも反対の意見が多かったように伺っています。その他の事業で事業評価委員会から指摘された事案はどんなものがあるのでしょうか、お尋ねをいたします。

企画課長（橋本祐二郎君）

平成21年9月に公募委員2名を含め10名の委員で市民の視点で市の事務事業を評価してもらい、市長に対して事務事業の方向性を示すことを目的に柳川市外部評価委員会を設置しております。今年度までに34の事務事業について市民目線で評価をしていただき、その結果を市長に報告し、事務改善改革に生かしております。特に総合運動公園の整備や市民温水プールの研修室の貸し出しにつきましては見直しを行いまして、議会の承認を得ながら事業を進めております。

その他指摘された事案につきまして3点ほど御報告します。

まず、市民まつり事業の外部評価委員会の評価で、スケジュールや名称についての改善意見がありましたので、今まで1日だけの開催を2日間にして実施し、名称も柳川市民まつりから柳川よかもんまつりに変更して実施をしております。

次に、平成21年度から3年間実施しました小型合併浄化槽設置補助金の上乗せ補助につきましても、委員会の評価は柳川の最大の特徴であります掘割の水質改善のために限られた予算の中で下水道の普及との兼ね合いも含めまして水質改善に努めてほしいという評価でございました。その評価を受けまして、上乗せの金額を若干減額しまして、今年度以降3年間実施することにしております。

最後に、柳川ブランド推進事業についての委員会の評価につきましては、新たな柳川ブランド推進に関するアイデアの創出として、特に都市圏からのバスツアーの取り組みは大いに評価し、加えてよかばんも体験が市民の自立的な動きや事業化につながっていくように、日常の資源の掘り起こしを続けてもらいたいという評価でございました。

柳川ブランドショップ「おいでメッセ柳川」をオープンしまして、柳川ブランド認定品やうまかもんづくりぐっちょ等で開発しました商品、地元の物産など柳川ブランドをPRしております。

委員会が出された意見につきましては、担当課が委員会に出て、そこで説明しておりますので、すぐにできるものはすぐに事業に反映をしまして、市長に報告されました評価結果につきましては、三役及び部長とで構成します経営会議において協議して事業の改革、改善を行っております。

また、委員会で評価を行った事業につきましては、評価のしっ放しでは困りますので、委員の意見がどのように反映され、事業の改善が行われたかを確認するために、次年度に追跡調査を行いまして、委員会への報告及び市のホームページ等で公開しております。

以上でございます。

22番（伊藤法博君）

最後に、これは財政指標の経過及び動向については、やはりこれは水ものでございますので、どうこう言うわけにはいきませんが、今後、合併特例債の活用に当たっては、活用に当たって後年度負担が増大しないように留意をしていただきたいと思います。

それと最後に、議会の委員会視察、会派の研修視察、農業組織の研修視察などで訪れる活力ある組織は、職員や指導者の自信が満ちあふれているような感じがします。昨日、緒方議員の質問では、市長は柳川市の職員も頑張っているとの答弁があっていましたが、やはり活力ある地域の方々と比較すると、まだまだ道半ばではないかという感じが否めません。成果を上げて自信を持たなければなりません。やはりトップの役割は数多くある案件の中から幾つかを選択し、集中してそれらの実現に精力を傾けて努力することだと思います。一つの成功事例が自信と人材の育成に効果を上げ、さらなる成功事例を導くものだと思います。誰が市長になってもそのような気概で頑張ってもらいたいと思います。

次に、戦後の交換分合の問題点と解決策についてお尋ねをしたいと思います。

12月議会の一般質問でも指摘したように、戦後の交換分合で造成された農道及び用水路が清算はされているにもかかわらず、名義変更がなされず、もとの地権者名義のまま放置され、地域関係者の共有物としての扱いを長年受けてきました。当然その土地は非課税扱いになっています。現在、必要に応じて柳川市がそのような土地をいろんな事業や市道に編入し、拡張する場合などで買収を行っています。恐らく判こ料として払っているものと思われる。しかし、そのようなことが、一度は清算が終わった地域の共有物としての扱いをしてきたものが、金になる土地だとの認識が広まり、所有権を主張する人たちがあらわれてきました。道路や水路の上に障害物を置いて通行を疎外したり、何で許可なしに通るのかと苦情を言ったりする人が出てきています。中には、そういった土地を安く買い上げて、自分のビジネスに悪用する連中も出てきています。このような案件で多くの苦情が寄せられています。

これは戦後間もない当時の農業委員会が主導して行った交換分合で農道、用水路の名義変更がなされなかったための混乱だと思います。せめて農業地域振興地区内の農道、用水路の底地に個人の名義がある土地に対しては何らかの対策が必要ではないでしょうか。また、60年以上も放置してきた責任はどこにあるのでしょうか、お尋ねをいたします。

農業委員会事務局長（野田稚久磨君）

農業委員会のほうから交換分合の質問についてお答えいたします。

12月議会で答弁をいたしておりましたが、昭和20年代に交換分合がどのような事業におい

てなされたのか、証拠となる書類が残っておらず定かではありませんが、交換分合が行われた際、なぜ新設された農道、用水路の底地の所有名義が市町ではなく個人のままだとされているのかは、当時の詳しい書類がなく、権利関係などがはっきりとはわからないものもござい
ます。

なお、昭和20年代の土地改良事業の交換分合は、その地域のために農道、用水路の用地として提供して、みんなで使いましょうという内容の事業で、農道、用水路の土地の所有権を市町に移転するものではなかったのではないかと考えられます。また、この問題は個人所有の土地の権利に関することであり、早急に解決を図るのは困難だと思われ
ます。

なお、議員御提案の農業振興地域内の農道、用水路に個人の名義がある土地に対しては何らかの対策が必要ではないかという御質問につきましては、今後、関係者と協議しながら、一定地区を定めて筆ごとの所有者、地目、面積等の確認作業に伴う調査が必要と思われ
ます。また、これらの調査に伴う人員及び予算的なものも今後検討をしていく必要があると思われ
ます。

また、60年以上も放置してきた責任はどこにあるのかという御質問につきましては、先ほどと重なりますが、昭和20年代に交換分合が行われた際、証拠となる書類が残っておりませ
ん。また、当時の担当された方もはっきりわかりませ
ん。

以上でございます。

22番（伊藤法博君）

事務局長は証拠がないと言われますが、それぞれのそういう換地処分書類は、各地区ごとに、私も見たことがありますけれども、残っておると思います。65年間放置されて、1世代、2世代、3世代と、だんだん世代が経過していくほどに相続とか、いろんな面で数が多くなってきて、ますます困難になっていくことになるんじゃないかと思
います。やはりこのことは行政の責任において解決をしないと、多くの市民が迷惑をこうむるような結果になって
おります。

それで、現在も地域の共有物として扱われる土地であれば、土地改良法に基づく土地改良事業か、交換分合で対処するのか、あるいは全員の寄附採納を求め、応じなければ時効取得の手
続をとる、また農振地区以外、現在では地域の共有物として扱われていない土地、白地の土地では税の寄附を求め、応じなければ時効取得の手
続をとるというような方法をやらない限り、この問題解決にはならないと思
いますが、その点いかがでしょうか。

農業委員会事務局長（野田稚久磨君）

ただいま議員言われているもろもろのことについては、寄附採納という方法、また時効取得の方法は
あると十分に理解はしております。戦後の交換分合については、農業委員会が行ってきた経緯を踏ま
えると、この問題の解決に向けていきたいとは思
っておりますが、当時の詳しい書類等が、権利関係などがはっきりとわからないものもござ
いますので、今後、農

業振興にかかわる問題でございますので、農業委員会で議論を深めてまいりたいと、そういうふうに考えております。

22番（伊藤法博君）

ぜひそのように解決に向けての努力をしていただきたいと思います。

これで私の質問を終わります。

議長（古賀澄雄君）

これをもちまして、伊藤法博議員の質問を終了いたします。

ここで午後1時まで休憩いたします。

午後0時10分 休憩

午後1時 再開

議長（古賀澄雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第3順位、10番高田千壽輝議員の発言を許します。

10番（高田千壽輝君）（登壇）

皆さんこんにちは。大変、お昼で皆さんおなかがいっぱいになって、眠たくなる時間帯ですけど、ちょっと御辛抱をお願いしたいと思います。

議長のお許しを得ましたので、通告に従って質問いたします。

最初に、ことし新年早々、私にとっては大変嬉しい出来事がありました。それは、母校の日本体育大学が30年ぶりに箱根駅伝で総合優勝できたことでもあります。これは、昨年初のシード権を失って以来、一気に優勝ということで大変嬉しいことでした。でも、一方、残念なこともあります。それは、大阪市立桜宮高校のバスケット部で顧問からの体罰で、生徒が自殺された問題であります。このことは、私にとっても大変ショックなことです。なぜなら、私も現役時代、指導者になっても、このような近いことは数多く経験しております。また、このことがきっかけで、全国的にクラブ活動やスポーツの面の指導の問題が出てきております。特に、女子柔道界では強化選手15人が監督を体罰で訴え、監督が辞任することになりました。スポーツは特訓としごきが紙一重で、大変難しい問題であります。このことで全国の指導者にとっては教訓を与えたのではないのでしょうか。

また、テレビ情報番組で教育評論家が、いじめと愛のむち、体罰は受ける本人が決めることであって、大変難しい行為であるということを言っています。同じ行為をしても、それを愛のむちと捉えるか、いじめ、体罰と捉えるかということで、大変違いがあるということで難しい判断ですということを言っておられたのは印象的でした。

また、スポーツの世界では、世界で見ますとI O C理事会でオリンピック競技よりレスリングが除外されることが決まりました。このことを受けて、1979年のイランアメリカ大使館事件以来、国交を断絶しておりますイランとアメリカのレスリング協会が手を握り、2020年

のオリンピックでレスリングの復帰を目指すことになり、過去にも、中国もピンポン外交と言われ、スポーツ交流を行い日本と国交回復をしたことが思い出されます。改めてスポーツには政治は関係ないと思います。

また、ＩＯＣの役員はヨーロッパ中心で、なぜか日本がメダルを取るとルールを変更して、日本に不利なことばかりしているように思うのは私ばかりでしょうか。

また、皆さん御存じのように、2020年のオリンピックは東京が招致活動をしております。昨日、ＩＯＣの評価委員が来日して、東京都の猪瀬知事を初め関係者がいろんな説明を行っております。ぜひ東京でオリンピックを開催していただき、そして日本人選手の活躍で国民に感動を与えていただきたいと思います、私は東京でのオリンピックを支持いたしたいと思います。

では、早速質問に入りたいと思います。

市長は、行政報告で今期のノリの生産のことを報告されましたが、これまで7回の入札があり、今期は枚数で8億8,378万7,200枚、金額は9,379,050千円で、昨年と比べて枚数で1億3,452万2,500枚の増で、金額では875,620千円の増がっております。でも、現在の状況は栄養塩の低下、赤潮の発生で今後の生産の見込みが厳しい状況であり、海況の回復が望まれるのであります。そして、アベノミクスでも円安の影響で、特に石油製品の高騰により経費が高くなっており、経営的には大変厳しい状況であります。アベノミクスは現時点では、大変、柳川市の農漁業者には余りいいことではないように思われます。

今期のノリの生産の特徴で、特に東側、旧大和町の組合の生産枚数の伸びが著しくあります。これは今期、雨が適当に降り、矢部川本流にかなりの流量があったと思います。

私は時々、その生産時期に瀬高堰を見に行きます。例年は両端の魚道よりちょろちょろ水が流れる程度でしたけど、今期は常に堰よりオーバーフローして流れておりました。そこで、今期のノリ養殖時期の矢部川の流量をお伺いいたします。

昨年7月14日の九州北部豪雨では、中島地区は大きな被害を受けることになりました。中島地区には北浦と外平の排水機場がありますが、地元の人たちは以前から、排水機の能力不足を指摘する声が数多く寄せられていました。このことは昨年の9月議会でも説明しておりますが、まず調査をさせてくださいとの答弁でした。そこで、調査結果をお伺いいたします。

あとの質問は自席より質問いたしますので、議長におかれましては、お取り計らいをよろしくお伺いいたします。

水路課長（安藤和彦君）

議員の質問にお答えしたいというふうに思います。

まず最初に、今期のノリ養殖期間の矢部川の流量ということでございますが、これにつきましては、柳川市の用水の管理を行っている柳川みやま土木組合に問い合わせをいたしております。それによりますと、平成24年10月から平成25年2月の間の、各月の月初めの船小

屋の水位計の地点での流量でございますが、平成24年10月が毎秒約5.5トン、11月が毎秒約9.0トン、12月が毎秒約2.7トン、平成25年1月が毎秒約6トン、2月が毎秒約3.7トンということでございました。

なお、同組合が申しますには、冬季の矢部川の河川環境や柳川市の用水の確保のためには、おおむね毎秒3.0トンを超える流量があればよいとのことでございます。

次に、北浦排水機場の排水に関する調査の結果でございますけれども、これにつきましては、昨年9月の議会におきまして、排水施設基礎調査の補正をお願いし、議決を得て昨年10月から12月にかけて実施をしてきたところでございます。

その内容でございますが、まず、排水解析の基礎となります降雨条件雨量でございますが、これは平成24年7月11日から14日までの4日間のうち、6時間連続降雨量で一番の降雨量を記録した平成24年7月14日午前5時から午前10時までの6時間連続降雨量の実績、138ミリを採用しております。また、解析の基準となります水位の標高でございますが、これは大和城島線の西鉄中島駅付近のガード下、一番低いところでございますけれども、その標高2.4メートルとしております。

なお、排水解析の結果でございますが、さきに述べた条件及び各種計算基準に基づき排水解析を行いますと、排水能力が毎秒1.0トン、これは現在の北浦排水機場の排水能力でございますけれども、毎秒1トンのポンプ場が稼働したときの最大湛水水位、どこまで水位が来るかということでございますけれども、これは標高2.29メートルということでございます。そういうことから申しますと、先ほど言いました西鉄中島駅ガード下の2.4メートルより低いということですので、西鉄中島駅ガード下は冠水しないという結果が出ております。

ただ、しかしながら、北浦排水機場の周辺には、この最大湛水水位の標高2.29メートルより低い宅地が2筆ほど存在しております。その中でも一番低い標高2.1メートルの宅地で申しますと、20センチ程度の湛水が約4時間ほど続くという結果が出ております。

以上でございます。

10番（高田千壽輝君）

今、課長の答弁では十分に容量を満たしているような状況でしたけど、実際、見てもわかるとおりに、役に立っていないというのが現状にあると思います。

これは市長にお伺いいたしますけど、市長懇談会においても、地元の区長さんから再三、北浦の排水機場の能力アップを要望されていると思います。市長の考えをちょっとお聞きしたいと思います。

市長（金子健次君）

現状は、北浦排水機場については現場も行きましたし、先日の上京の折にも、地元代議士のほうに平成19年7月、また平成21年、24年のそれぞれの写真も持参いたしまして、国土交通省河川局治水課のほうに行きまして、みずから代議士もおいでいただきまして、強く何と

か国の財政的な裏づけ、国の直轄で、そのポンプの排水機場の改修をしてもらいたいということの要請をしてきておるところでございます。

先般の激特事業の大和の説明会でも、多くの市民の皆様から代議士に対して、また私に対して、また筑後川河川事務所の所長に対しても、改修の要請がありました。矢部川の対岸のほうの川内というところが、平成21年3月に国土交通省九州整備局が直轄で直轄というのは、国のほうがそういう同じような排水機場を設置いたしております。そういうこともあわせまして、ぜひ、本市における中島駅周辺については強く要請をいたしました。代議士のほうも強い決意を持って、今回、担当課のほう、また筑後川河川事務所にも要請したいということでございますので、私自身も私自身は任期が間もないですけれども、柳川市といたしましても、そういう方向で、もし国ができなくても、柳川市がしなければならぬ課題だというふうに私自身も思っておりますので、努めて国の力をかりて、また県の力をかりて、その分の改修に当たっていきいたいというふうに思っております。

ただ、1回ああいう設置をいたしておりますので、3回目ということはできませんで、2回目の、今回のことについては、どういう形でやっていくのがいいのか、いろんな排水量の計算もしなければなりませんので、調査の上で強く強く国のほうに要請していきいたいというふうに考えているのが、私の考え方でございます。

以上です。

10番（高田千壽輝君）

大変、私にとっては、ちょっと期待外の答弁でしたので、また、いろんなことを言いますが、何か国のほうにお願いして、さっき市長がもう国、県もできなかったら市単独でもしていかななくてはいけない事業だと思われと言われて、よかったら私は、もうこれは地元の方はすぐにでも事業着手をしていただかないとだめだという強い意見があるんですね。実際、もう今度の7月14日だけの被害じゃないんですね。過去に何回も、もう2回ぐらい起きています。そのたびに、たまたまそのときは床上までは来ておりませんが、床下浸水にもかなり何戸もつかっております。その周辺にはノリの作業所もあり、毎回機械がつかって多額の修理代を負担してあるんですよ。これは地元の区長さんたちもインターネットで見て、地元の皆さんたちも大変これは大きな関心のある問題ですので、再度もう一回、御答弁をお願いします。

市長（金子健次君）

排水機場の場所的な問題もでございます。あそこに大きな道路がございます。道路を越えたような形の排水施設はできません。中島のいろんな堤防の河川改修工事等もでございます。問題は、場所の問題、それとどのくらいの能力か、例えば、柳川単費でやれば10億円ぐらいの事業ではないかと思えます。それを単独でできるかということは、不可能に近いと思えますので、その分をあわせて、私は何年か先のことを話しているわけではございませんので、そ

のことを十分承知をしながら、いち早くその事業に着手しなければならないという気持ちは高田議員と同じでございます、そういうつもりで答弁したわけではございません。

以上です。

10番（高田千壽輝君）

前向きな答弁ということで理解してよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

では、次の質問に入りますけど、何か私は当日行っていませんけど、藤丸代議士が、「10トンぐらいの排水機場に改修せんといかん」という言葉が出たとか、行っている人からお聞きしました。本当に私も常識的には、ああいうところに10トンの排水機場とかつくれるわけではないなと思っていますけど、実際、もし工事をされるということであつたら、今の1トンからどれぐらいの能力アップを考えてありますか。その辺をお聞きしたいと思います。

水路課長（安藤和彦君）

議員の質問にお答えしたいというふうに思います。

先ほど市長も答弁したように、今後、排水能力のアップについては、どれぐらいの量が最適なのか、投資対効果もございますので、具体的な排水量というのは、ここではちょっとまだ申し述べることはできないというふうに思っています。そういうことですが、やっぱり効果が上がるような排水能力は必要だということで、今後、排水解析について、具体的な検討に入ってまいりたいというふうに思っていますので、ここではちょっと排水量をどれぐらいにするということについては、差し控えさせてといたしますが、まだ出ていないということで御理解をお願いしたいというふうに思います。

10番（高田千壽輝君）

まだ具体的な例はお示しはできないということですが、最近の梅雨時期の雨量の変化は、もう皆さんも異常気象ということで、想像ができないような極端な雨量をもたらして、甚大な被害をもたらしています。よく災害があると、皆さん、想定外だったという言葉がすぐ使われます。もう想定外じゃなくて、それをそういう過去の雨量の計算じゃなくて、今後そういう異常的な気象にも対応できる能力を前もってつけられることが一番いいと思いますけど、その辺の考えはどうか。

水路課長（安藤和彦君）

議員が望まれるということについては、よく理解するところでございます。ただ、どうしてもこういう公共施設をつくる際には、やっぱり設計基準というのがございまして、それはもう、それこそ想定外の雨に対応するということになりますと、非常に大きな規模の施設をつくらなければならないということでございます。また、それが果たして、そういう100年に一回、オーバーなことですけど、1,000年に一回の雨に対応するような施設をつくるのが経済効果的にいいのかという部分もございまして、それは今後、先ほども言いましたように、排水解析の結果をもって、効率的な、効果的なポンプ場の能力アップにしていきたい

いと、施設改善にしていきたいというふうに考えています。

以上です。

10番（高田千壽輝君）

なるだけ、いざというときの、備えあれば憂いなしという言葉もありますので、それなりの能力のある施設をつくっていただきたいと思っております。

これもスケジュール的に入りますけど、工事を進めるということであっても、今度の骨格予算でつけられても、多分今期の梅雨時期には間に合わないと思います。もう無理だと思っております。できれば、これはもう地元としては、来期の梅雨時期にはどうしても工事を完了していただけないかというのが、もう再三の地元の人たちの要望でありますけど、その辺を本当に、私はここで、「ああ、しますよ」と言ってもらおうと安心して、もう次の質問もしなくていいんですけど、本当にそういう御答弁は大変難しいと思っておりますけど、どうでしょうか。

市長（金子健次君）

今の高田議員の内容的なものは私も十分わかりますけれども、筑紫排水機場については、128,000千円の予算で堤防を越えたような形で、直轄の分でしたので、できました。そのことは、今期の6月の出水期までにはでき上がると思います。中島の第1の問題の北浦排水機場についても、そういうことのポンプを交換するとか、そういったことでできればすぐやりたいと。1億円ぐらいの金やったらいたしたいと思っておりますけれども、恐らく、私たちが期待するような排水能力というのは、やっぱり場所の問題もあるだろうし、いろんなことを考えて、またやりかえんといかんとか、そういうことはできないと思っておりますので、ちょっと少しは時間がかかるかと思っておりますけれども、そういうことを、機能を備えた、今回のいろんな形を備えた部分を私はつくっていかねばならないと思っておりますので、来年まで間に合うようにという気持ちはわかりますけれども、その辺のお約束は、課長がちょっと今、手を挙げませんでしたけど、私はなかなか無理じゃないかというふうに思っておりますので、できる限りということで、当日のあの中央公民館の雰囲気というのは、筑後川河川事務所も代議士も私もおりましたけれども、雰囲気的には、また、きょうのこちらの議員の中にもたくさんおいででございましたけど、そういうふうな雰囲気で進んでいくというふうに私も理解をいたしております。

以上です。

10番（高田千壽輝君）

本当に大変な問題ですね。「はい、します」と言うことは、なかなかできないということは私も予想しておりますけど、なるだけ地元の要望としては、来期の梅雨時期には間に合うような工事をしていただきたいという要望で、この質問は終わらせていただきます。

質問が前後しますけど、さっき今期のノリの時期の流水量をお聞きしましたら、例年は、

私も前回聞いたときは、船小屋で毎秒3トンが限度だったと。今回は3倍とかというような流量が流れていますので、ああ、本当にノリにとってはよかったんだなと私は思っております。

市長、これは通告しておりませんでしたけど、矢部川のこのノリ時期の流量はとても重要な問題であって、これは本当に自然任せ、雨任せではだめだと思うんですよ。

今ですね、今というか、みやま市の板橋県議と地元の椛島県議も県議会で、矢部川に新たな水源を確保してくださいという一般質問も一生懸命訴えてあります。必要性を訴えてあります。市長、この新たな水源に対して、もしお答えができるんだったら、ちょっと答弁をお願いしたいと思うんですけど。

市長（金子健次君）

新たな水源確保の問題ですけれども、1つは日向神ダムの弾力的運用ということで、ノリ期の時期にもっと流してもらいたいというようなことも話をしております。それとあわせて、ダムの共有化と申しますか、それとあわせて、もう1つが、筑後川からの水の導水管を通じて入れる方法もあると思います。いろんな形でダムの上流の、また新たにつくると、水源確保していくということもあわせて、今後、板橋県議もミスター矢部川というふうに自称しておられまして、物すごく力を入れてありますので、そういうことを含めて、福岡県に対しても、また話を進めていきたいと思えます。このことについては、県南の筑後の市長会の中でも、小川知事に対しても私自身が申し上げて、そういうことの改善については図っていただきたいと強く申し述べておりますので、これからも言い続けたいというふうに思っております。

10番（高田千壽輝君）

ぜひですね、この施策、できたら本当に安定して、毎年いいノリがとれて、要するに柳川市にとっても収益になると思っております。副市長にもお願いしたいんですけど、県からせっかくおいでですから、ぜひ、また副市長もこの問題に取り組んでいただきたいと思っておりますけど、その辺に対して、ちょっと一言。

副市長（石橋義浩君）

高田議員からの御意見でございます。私としても水が足りないというのは、非常にこっちは来て思っておりますので、私のルートを通じて、しっかり要望してまいりたいと思えます。以上です。

10番（高田千壽輝君）

私がこの件を何で強く言うかということは、東側で大和の漁業組合、これは我々、柳川市のノリの生産している場所ですね、小間数を約3分の1持っているんですよ。だから、そこが水揚げが上げれば全体的に上がります。今期のノリの生産も見たら、大和の漁業組合は、昨年から見ると、生産数が2割増しになっているんですよ。大和の漁業組合の人は、大変こ

としてはここにこしている人がいらっしゃって、ああ、余裕があるなというのが一目でわかります。これも本当に矢部川の水が、ノリ生産者にとっては大変重要な問題と思っています。本当に天気に恵まれなく、また例年のように3トン未満ぐらいの水量だったら、本当に東側は色落ちが早く進み、生産数が大変少なくなります。こういう施策はぜひ早期に実現していて、安定的にノリがとれるようにしていただきたいと思っております。

これでこの件につきましては、質問は あっ、いいですか。どうぞ。

市長（金子健次君）

小川県知事にも先日来ていただきまして、漁連の西田会長、また県議会の議員の方も桜島県議含めまして、大牟田の県議、また板橋県議も一緒になって、漁場の視察をしてきました。ノリのところに行きました。大和の漁場だったと思うんですけども、そこで説明をしまして、非常に関心度が深いということでございますので、状況としては要望できるような下地は、かなりつくっていただいたというふうに思っておりますので、これからも強くまた要請をしてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

10番（高田千壽輝君）

大変ありがたい心強い御答弁で、ありがとうございました。

続きまして、次の質問で、私が質問通告していました市税以外の未納金についてお聞きいたします。

市営住宅については、私、再三質問いたしまして、関係課の職員さんの努力で大変改善されたとお聞きしています。まだ過年度分に対しては、なかなか難しい課題があるということで、さらなる御努力をお願いいたしたいと思っております。

ほかに十八、九項目ぐらいの債権があるようですが、市税以外の現在の未納金額の総額をお伺いしたいと思いますけど、よろしく申し上げます。

収税対策課長（小柳敦生君）

市税以外の未納金は全部でどのくらいあるかということでございますが、市税以外の市債権の未納金対策の事務局を収税対策課で所管をしておりますので、全体的な部分は私のほうでお答えをさせていただきます。

市税以外の債権は9つの課で一応16の債権があります。これらの合計、未納額の過去3年間を御報告いたしますと、平成21年度は現年度未納額54,721千円、過年度未納額194,233千円、平成22年度は現年度未納額54,717千円、過年度未納額211,484千円、平成23年度は現年度未納額60,869千円、過年度未納額218,577千円になっております。

個別で未納が多い債権としまして、23年度ベースでいきますと、住宅新築資金等貸付金が95,197千円、あと水道料83,263千円、そして、住宅使用料34,224千円という順になっております。

以上でございます。

10番（高田千壽輝君）

若干、少しずつ過年度分がふえているように思われます。大変これは、税の公平化からいうと、本当は払っていただかなきゃいけない問題でありますけど、なかなか、これの中身は、本当に払いたくても払えない人もいらっしゃるが、払えるけど払わないという悪質なケースもあると思われますけど、本当に収税対策課として、払えるのに払わないという人たちがどれぐらいの割合というか、そういうのはわかりますか。

収税対策課長（小柳敦生君）

市税以外ですか、市税のほうですか。（「全部含めてです」と呼ぶ者あり）全部含めて、基本的にはどのぐらいの数字というのは、ちょっとなかなかつかめておりませんが、先ほどおっしゃいましたように、払える能力があって払わないということは絶対許しませんので、ある程度の財産差し押さえなり、それなりの形は当然っております。

以上でございます。

10番（高田千壽輝君）

これも大変難しい問題で、また少し個別的にちょっとお聞きしたいと思っています。

まず最初に、保育料の未納金でありますけど、私も教育民生委員会にいたころ、園児数は減っているけど、市の負担金は多くなっているということで、補正もつけられたときもありました。この原因としては、3歳未満の園児がふえて、市の負担金が多くなっているんですよということでしたけど、保育料の未納金はふえているんですか、それとも横ばいでしょうか。

子育て支援課長（大石涼子君）

保育料の未納金と件数につきまして、平成21年度から23年度まで、現年度、過年度別にお答えしたいと思います。

まず、平成21年度でございます。現年度の未納額が1,276,500円、件数12件。過年度の未納額4,745,300円、件数28件でございます。平成22年度は、現年度の未納額が1,234千円、件数9件。過年度が未納額3,412,950円、件数25件でございます。平成23年度は、現年度の未納額が556,750円、件数9件でございます。過年度の未納額2,965,250円、件数19件でございます。

以上です。

10番（高田千壽輝君）

金額的にはそんなに多くなっていないというのは、これも、もう実質的には保育園数が減っているから、件数も少なくなるんだろうなと思っております。これは保育料もある人から聞くと大変高いち。うちは何万円でん払うち、あそこら辺はいっちゃん払いよらんとか、いろいろ所得によって全然変わってきますので、その不平不満がありますので、本当に再三言

いましたけど、払えるところからは、ぜひ督促をして払っていただきたいと思っております。

では次に、水道料金についてお伺いします。

水道料金の金額と、また件数あたりがどう変化しているか、教えてください。

水道課長（山下智文君）

高田議員の御質問にお答えを申し上げます。

高田議員も御存じのとおり、水道決算の数字といいますのは、出納閉鎖期間を設けておりません。したがって、3月31日現在での調整ということになっておりますけれども、一般会計と同様に、出納閉鎖期間を考慮したところでの数字で御報告をいたします。したがって、決算の数字とは若干ちょっと異なりますけど、御了承いただきたいと思っております。

また、未納の件数ですけれども、水道の場合は世帯件数ではございませんで、契約件数になります。その1カ月ごとの未納件数の合計という形で積み上げていきます。例えば、1件契約されている方が1年間水道料金を未納されたとした場合は、件数は12件という形で計上されますので、一応そのつもりでお聞きいただきたいと思っております。

それでは、平成21年度から23年度の3カ年について御報告を申し上げます。

まず、平成21年度における現年度分の未納額でございますけど、26,630,100円、件数にして7,513件。過年度分につきましては32,454,993円、件数にして8,667件となっております。平成22年度におきます現年度分の未納額は27,879,460円、件数にして7,702件。過年度分の未納額は37,877,374円、件数にして1万332件。平成23年度におきます現年度分の未納額は34,955,110円、件数にして1万84件。過年度分の未納額は48,308,134円、件数では1万3,505件となっております。

以上でございます。

10番（高田千壽輝君）

今の数字をお聞きしまして、これはずっとふえよるやっかというのが私の率直な感想であります。このふえている原因というのはわかりますか。

水道課長（山下智文君）

一応、納付方法として、納付書による方法と、うちは口座振替による方法がございます。口座振替がそのうち8割を占めております。恐らく、ここちょっとふえている理由が、口座に不足額が生じておりまして、結局、口座に入っている金額が不足して、その分が落ちなかったというケースがかなり多くございます。その分については、納付書をお送りするようにしているんですけれども、なかなかそれがまだ入ってきていないという状況が一番多く見受けられるんじゃないかと思っております。

10番（高田千壽輝君）

その口座振替して、私もよくちょっとありますね。残高が不足してしまして引き落としさ

れなかったということで、納付書の請求が来ることもありました。でも、そのときは普通払う人は払うんですよね。人間ですからうっかり忘れているときがあります。通帳を幾つも持っていて、どの口座から引き落とすかわかんなくて、ただ入れ忘れたといううっかりミスがあって、本当に払おうと思ったら、あっ、不足しとったけん納付書が来とったんだなと思って、すぐ納付するんですよね。ただ、それだけが原因じゃないと私は思うんですよね。もう払う気なかとでしようもんち。で、お聞きして、私もこういう生活に必要な水道、ほか電気とかいろいろあります。一番すぐとめるのは電話なんですよ。電話は1カ月も料金払わんと、すぐとまります。次にとまるのが電気。やっぱり水道は生命を支える問題であって、なかなかとめると難しい問題があるということで、その辺で甘える人がふえて、若干払わない人がふえているんじゃないかなということがあります。

収税に対しては、これは水道料金は、私聞いておりましたけど、5年で不納欠損になるんですよね。ほかの債権はならないけど。だから、6年目からずっともう不納欠損で処理していくんですね。だったら払わんほうがもうけやっかということになりますので、その辺は、不納欠損になるこの料金に関しては、さらなる収税の努力をしていただきたいと思いますが、その辺は担当じゃなくて、収税対策課になるんですかね。収税対策課になるんだったら、もう後ほど、まとめて最後に質問したいと思いますが、どうですか、その辺は。水道課で答えるものですか、収税対策課ですか。

水道課長（山下智文君）

一応、なるだけ収納アップするように、いろんな形を水道課のほうでもとっております。当然、納付がなされていないところについては、督促状を差し上げたり、また夜間徴収等でも実施をいたしております。先ほど議員おっしゃるように、なかなか水道の場合はとめるとするのは最終段階でございます。当然、最終段階に行く前に指導という形で何回か呼び出して、納付計画書をしたりとか、そういった作業もやっておりますけれども、なるだけ不納欠損にならないような形で、時効中断するような形の事務処理というのを一応行って、不納欠損に陥らないような形で努力はしていきたいと思っています。

10番（高田千壽輝君）

努力はしてあるようですが、さらなる努力をしていただいて、不納欠損にならないようにしていただいて、これも水道は水道企業団から水を買っているんですよね。だから、赤字経営にならないように、さらなる努力をお願いいたしまして、水道料金については質問を終わらせていただきます。

次は、下水道についてお伺いいたします。

下水道についても、未納金はどうなっておりますか。

下水道課長（藤木保則君）

下水道の場合、下水道受益者負担金と下水道使用料がございますので、まず、下水道受益

者負担金の過去3カ年の未納金のほうからお答えいたします。

平成21年の未納金からでございます。現年度分が5,859,520円で、件数が128件でございます。過年度分が29,748,060円で、185件でございます。平成22年度の未納金は、現年度分が3,821,600円で、84件。過年度分が33,977,580円で、185件でございます。平成23年度の未納金は、現年度分が2,594千円、26件です。過年度分が18,934,160円で、142件でございます。

次に、下水道使用料でございますが、件数につきましては、水道料と同じような集計をしていますので、御了承をお願いします。

平成21年度の未納金からでございます。現年度分が1,314,370円で、296件。過年度分が2,215,620円で、393件でございます。平成22年度の未納金は、現年度分が1,681,270円で、352件です。過年度分が2,654,050円で、453件でございます。平成23年度の未納金は、現年度分が2,579,150円で、569件。過年度分が3,712,380円で、602件となっています。

以上でございます。

10番（高田千壽輝君）

私の勉強不足で申しわけございませんけど、下水道負担金と使用料の違いを教えてくださいよろしいでしょうか。

下水道課長（藤木保則君）

下水道受益者負担金といいますのは、下水道建設に充てるためのものでございます。使用料は実際下水道を使用させていただいて、汚水を処理するための費用でございます。

以上でございます。

10番（高田千壽輝君）

負担金も分割で払うという形ですか。使用料はその月々によって異なって払っていますけど、負担金はもう一律なんですか。最初の契約時点で負担金として、一括に払うものですか、それとも分割して払うものですか。

下水道課長（藤木保則君）

受益者の方の希望によりまして、一括でも分割でも両方ございます。

以上でございます。

10番（高田千壽輝君）

大体そんなら負担金は契約した時点で、大体1件当たりに払う金額は幾らぐらいになりますか。

下水道課長（藤木保則君）

一般家庭で200千円でございます。

10番（高田千壽輝君）

件数的に、その金額的に余り払わない人たちも、ふえている状態じゃなくて、多分払わない人はずっと払ってないのかなというような感じで評価されます。これもさらに未納金の収

納に対して努力をお願いしたいと思って、また下水道のこの質問は終わらせていただきます。

次は、新築住宅資金等の質問ですけど、さっき収税対策課長が言いましたように、未納金が95,000千円ということでありまして、これは大体借りたときの総額は最初幾ら、この事業は平成8年度で終わっておりますので、そのときの貸付金の総額と何件の方が利用されたのか、それをお聞きしたいと思います。

人権・同和対策室長（藤丸 親君）

新築住宅資金の融資件数及び融資額についてお答えしたいと思います。

この事業で融資した件数につきましては、148件の融資を行っております。融資額につきましては、325,250千円ということになっております。

以上です。

10番（高田千壽輝君）

148件ですね。一括で償還してある方もいらっしゃいますけど、現在、残っている件数で、全然入ってこない件数をお伺いしたいんですけど、よろしいでしょうか。（発言する者あり）

だったら、質問を変えまして、今払っていらっしゃる方が何名いらっしゃるか。ということはずぐわかるでしょう、大体。

人権・同和対策室長（藤丸 親君）

全部納めていただいた方の件数はわかります。ちょっと滞納者全体の件数と、もう完済していただいた件数は把握しておりますが、全然払っていない方の件数はちょっとここで数字持ち合わせておりませんので……（「今払っている人は」と呼ぶ者あり）今納めていただいている件数……

10番（高田千壽輝君）

そんなら、後でまたお聞きしたいと思います。

これは大体、皆さんが払っていただければ、これはそのまま払っていただければ、何も問題ないんですけど、私も教育民生委員会におったときは、決算を見ていますけど、ほとんどあんまり払っていただけていないから、その分は市が一般財源から繰り入れて、償還している状況がほとんどだったんですね。

私、これで提案したいのは、これも利息がついていますね。この利息は何%ぐらいついているか、ちょっとお伺いします。

人権・同和対策室長（藤丸 親君）

違約金ということで、年利10.95%の割合で計算した額を違約金として徴収することができるということになっておりますが、現在、その徴収についてはしていない状況にあります。

以上です。

10番（高田千壽輝君）

その利息じゃなくて、償還するときの年の利息を聞いているんですよ、実際の率を。償還については全然利息はつかないんでしょうか。

人権・同和対策室長（藤丸 親君）

貸付利率につきましては、年3.5%ということで償還の利率になっております。

10番（高田千壽輝君）

私が過去、委員会で聞いたときには、14%ぐらいの利率がついていますよとかいう説明だったんで、私はその感覚で、次の質問を考えていたんですけど、本当に3.5%ぐらいですか。

人権・同和対策室長（藤丸 親君）

住宅新築資金の貸付利率は年3.5%ということでなっておりますので、間違いのないと思います。

10番（高田千壽輝君）

違約金を合わせると大体14%ぐらいになるということですね。でも、違約金も払わない人がいるんでしょう。その違約金も、今度は市が肩がわりせないような現状でしょう。私が言いたいのは、もう1億足らずぐらいの、多分残金が残っていると思うんですよ。これは33年ぐらいまでの償還事業だったんですね。だから、私はもう、これを一括償還して、市が肩がわりして、払っていただく方には、ずっとその都度、請求したらどうかなという私の意見でありまして、その辺の考えというものが、市長、その辺はどうですか。

副市長（石橋義浩君）

私のほうから回答させていただきます。

この貸付金については、市が直接貸し付けているという形になっているんだろうと思います。（「市が」と呼ぶ者あり）はい。それを市債という形で借りて、それを原資に市が貸しているという状況になっていると思います。その市債を、市が返済していると、返しているという制度ではないかと思っておりますので、実際、債権者は市ということになるのではないかとと思っております。

以上です。

10番（高田千壽輝君）

ちょっと市が債権者というのが、実際これを借りて利用している人がいる。最初に言われたように、148件いらっしゃるんですよ。この人たちは真面目に払っていたら、何も問題ないんですよ。私も調べたら、払う人が少なくて、もういらっしゃらない方も、連絡もとれない方も多数いらっしゃるということで、かなりの、もう今後、本当に未納金が今95,000千円ぐらい言われましたけど、その金額が払ってもらえるんだったら何も問題ないでしょう。その見込みがあるんですか、そんなら実際。（発言する者あり）

副市長（石橋義浩君）

私どもも、当然、市が債権者ということで、しっかり回収はしないといけないということ

では考えてはおります。ただ、これまでは、ちょっとやっぱりある意味、十分ではなかったという面は否めないと思いますので、今後はしっかり回収するような方法をとってまいりたいと思います。

以上です。（「議会も応援するぞ」と呼ぶ者あり）

10番（高田千壽輝君）

よく権利の主張をされる方がいっぱいいらっしゃいます。権利の主張する裏側には、義務と責任も発生するんですよ。その辺を市民の方にも大変理解いただいて、払うものは払っていただくのが本当だと思っております。

最後に、収税対策課長、滞納分の収税率は何%ぐらいになっておりますか。

収税対策課長（小柳敦生君）

収税の徴収率ということで、滞納繰り越し分でございますが、平成22年度が16.11%、平成23年度、18.73%、平成24年度、今現在ですけど、1月末現在で18.23%。このままいきますと、24年度末には21%程度になるかというふうに予想しております。徴収率が高いか低いかというのがわかりづらいと思いますので、福岡県の平均で言いますと、政令都市の福岡、北九州を除いた市の平均は、それぞれ各年度ありますが、16%台で推移しているという状態でございます。

以上でございます。

市長（金子健次君）

きょうは、税金以外のことの未納の滞納について、いろんな形で報告をいたしました。改めて金額的、物すごい金額だなと思っております。そういう意味では、柳川市といたしましても、重大な決意を持って臨まないと、市民がこういう形で滞納を、やっぱりこういう形で捉えていったら、今後ふえていくだろうし、また重大な決意を持って、法的の措置を含めてやっていかないと、市民の公平の負担金の原則からいったら、大変非常に問題だというふうに思っておりますので、認識を改めて、今後の対策を講じてまいりたいと思っております。

以上です。

10番（高田千壽輝君）

未納額の収税率がずっとアップしていることは大変、私も喜ばしいことだと思います。関係課の職員さんにはさらなる努力をして、またこの他市町村よりもいいという結果が出ていますけど、まだまだ柳川はいいんだということではなくて、さらなる努力をお願いいたしまして、この質問は終わらせていただきます。

議長（古賀澄雄君）

これをもちまして、高田千壽輝議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。 午後1時58分 休憩

午後2時11分 再開

議長（古賀澄雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第4順位、3番熊井三千代議員の発言を許します。

3番（熊井三千代君）（登壇）

こんにちは。3番、公明党、熊井三千代でございます。最後の登壇者になりますので、いましばらく時間を頂戴いたしますので、よろしく願いいたします。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして順次質問させていただきます。今日は4項目についてお尋ねいたしますので、よろしく願いいたします。

まず初めに、PM2.5に対する本市の取り組みについてお伺いいたします。

中国で深刻化する大気汚染は、首都北京では刺激臭が漂い、室内でも息苦しさを感ずるほどだと言われております。大気汚染は、本年1月初めごろから北京を含む東部で発生し、冬場で暖房による石炭需要が急増したことに加え、風や雨のない安定した天候が続いたことも影響しているようです。

大気汚染の拡大は、日本においても極めて深刻な問題になっております。特に、微小粒子状物質（PM2.5）による健康への悪影響が懸念されております。直径が2.5マイクロメートルと非常に小さい物質は、多量に吸い込むと肺がんやぜんそくを引き起こす原因になると言われております。今はまだ健康被害は出ていませんが、呼吸器系の疾患がある人や体の弱い高齢者や子供が十分な自衛策をとれる体制の整備を急がなければならないと思います。

環境省は、汚染の広がりを観測する観測局を現在の2倍の1,300カ所と大幅増設する計画で各自治体に協力を求めたり、汚染濃度が高まった場合に注意喚起を促すための指針づくりに着手し、2月末に一定の暫定指針を決めました。

そこで、お伺いいたします。現在、本市の微小粒子状物質（PM2.5）による汚染の現状と大気汚染対策及び市民からの問い合わせ等がありましたらお聞かせください。

2回目の質問からは自席より行いますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

生活環境課長（目野稔男君）

熊井議員の御質問にお答えをいたします。

PM2.5の現状について説明させていただきます。

微小粒子状物質（PM2.5）濃度の状況については、環境省や都道府県等によって1時間ごとの速報値がホームページ上で公表されています。

柳川市の速報値についてですが、福岡県が三橋町今古賀にあります福岡県総合庁舎南筑後保健福祉環境事務所の敷地内で常時監視を2月5日より開始しています。環境省では、環境基本法第16条第1項に基づく、人の健康の適切な保護を図るために維持されることが望ましい水準として、平成21年9月に1年間の平均値が15マイクログラム/立方メートル以下であ

り、かつ1日の平均値が35マイクログラム/立方メートル以下と環境基準を定めています。

福岡県が公表した測定結果によりますと、2月5日から2月28日までのうちで、柳川市で一時的に35マイクログラムを上回った日は数日ありましたが、環境基準の1日の35マイクログラム/立方メートルの平均値が上回った日は2月22日の1日だけでした。

また、市民から生活環境課への問い合わせ件数は2件ございました。あわせて、南筑後保健福祉環境事務所への問い合わせ件数は1件だったそうでございます。

それと、きょうの午前9時過ぎに市民の方から、柳川市の数値を教えてくださいということで電話の問い合わせがございました。あわせて、洗濯物を外に干していいのかどうか、お尋ねの電話の内容でございました。

以上です。

3番(熊井三千代君)

ありがとうございます。現在の大気汚染対策はどうなっているのかというところはどうでしょうか。ちょっと回答が漏れていたみたいです。

生活環境課長(目野稔男君)

現在の大気汚染対策といたしましては、柳川市のホームページのほうに速報値が確認できることについてお知らせの記載をいたしております。「くらし」のところに載せております。それとあわせまして、3月15日号の広報紙に同様の記事の記載を予定いたしております。

以上です。

3番(熊井三千代君)

ありがとうございました。環境省は、注意喚起の主体を都道府県と位置づけて大気、立方メートル当たり1日平均、先ほどは35マイクログラムということでしたけれども、今回発表されたのは70マイクログラム超とする暫定指針を決めております。指針はあくまでも目安だと思しますので、影響を受けやすい方は70マイクログラム以下であっても体調の変化を訴えたりとか、感じたりすることがあると思います。

本市は今後、市民の安全・安心のためにどういうふうな取り組みをなさるのか、このままホームページで知らせたり、広報で知らせたりするだけなのか、そこら辺をお聞かせください。

生活環境課長(目野稔男君)

2月27日に環境省のほうで専門家の会合が開催されまして、その中で暫定指針が示されまして、1日平均1立方メートル当たり70マイクログラムを超えることが予測される場合は、外出の自粛等の行動の目安が示されたところでございます。

柳川市におきましては、国や県を通じて指針等による対応が指示されたならば、速やかに対応をしていきたいと考えております。

3番(熊井三千代君)

ありがとうございます。毎日のデータをホームページに流し、広報に流し、何か国、県の指示が出たらそれに対応して、市民の方への情報を公開するということですか。

生活環境課長（目野稔男君）

現在、ホームページには柳川市の数字を独自に載せているわけではなくて、福岡県のホームページにアクセスをして、数字を確認していただく方法しかないわけでございます。

また、家庭におきましては、インターネットの接続ができない家庭もございますので、その方たちが知る方法としては、市のほうに電話で問い合わせをしていただく方法しかないわけでございます。

今後は、柳川市の庁舎に大和、三橋も含めまして、来客者向けにはロビーのところに数値を掲示したいというふうに考えております。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。そんなに大きな目玉があるような対策ではないんですけども、そういうふうにロビーに掲示をするということは、非常に皆さんの目につきやすいし、そういう対策をお持ちであるならば早く言っていただいたほうがいいなと思いました。

まだこの汚染物質に関するデータの収集が日本でも十分でないし、汚染対策についても目安となる指針も暫定ですので、国は研究の結果、新しい知見が出たら、指針を柔軟に見直す姿勢であるようです。

そんな中で、福岡市などは独自の基準値を前提に注意予報を始めたりと、市民の安全・安心に努めるように放送が流れておりますけれども、柳川市も、先ほどの回答からもわかりますけれども、福岡のように市独自の何か基準を設けたり予報を流したりとかいう考えはお待ちしておりますでしょうか、今後なんですけど。

生活環境課長（目野稔男君）

今後ですけれども、柳川市独自で注意喚起を行うことについてですが、これにつきましては、健康に影響を及ぼすと思われるPM2.5の濃度基準値については、独自での基準で対応するという事は考えておりません。

国の暫定指針に基づいた基準値を超えた場合は、市民へ周知をするために市のホームページに情報発信をするとともに、電話対応とか、先ほども申しました各庁舎での情報の掲載、そういうふうな形で注意喚起をしたいと考えております。

また、あわせて広報車等での周知をしたいということで考えております。そういうことで国、県からの指示が今後示されれば、それに基づいて対応をしていきたいと考えております。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。確認です。これからは市独自の基準は設けずに、あくまでも国、県のデータの報告に基づき、指示に基づいて、ホームページに掲載したり、広報車での周知徹底に努めるということによろしいんですね。

今のところそういう方向しかないかなと思うし、健康被害というのは今のところありませんので、それでも十分じゃないかなとは思いますが、今後、大気汚染の監視や警戒を常に怠らずに、正しい情報を早く市民の方に伝えられる体制づくりは、しっかりとしていただきたいと要望したいと思います。

きょう熊本でマスクの指示とか、外出をちょっと控えるとかいう指示が出たように報道で流れておりました。少しデータが上がったというふうな放送もあっておりましたので、しっかり国、県の情報収集に努めていただき、市民の皆さんの安全・安心に努めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

この質問はこれで終わらせていただきます。

次に、重症障害児・者の実態調査と本市の取り組みについてお伺いいたします。

重症心身障害とは、日常的な動作や姿勢を維持するのが大変難しく、物事を理解したり、判断する力におくれがある状態を言います。こうした障害児・者のうち、常に医療的なケアが必要な在宅患者の実態は、なかなか今までつかみにくかったです。

これまで福岡県を除く九州6県では、既存福祉サービスの受給者数の把握にとどまっております、本格的な調査に乗り出してきませんでした。家族の負担軽減を求める声がすごく根強かったので、福岡県は九州で初めて県単位の広範囲な実態調査を昨年5月に実施し、その結果がこのたび公表されました。

結果内容は、重い障害のため、日常的に介護が必要とする重症心身障害児・者は県内で約3,000人に上っており、うち6割の約2,000人が家庭で過ごしていることがわかっております。このことから、介護負担が家族にのしかかっている現状が浮き彫りになり、県は介護する親たちの負担軽減、レスパイトケア対策に本腰を入れると、ことし1月10日の地方紙に掲載されておりました。この調査データは、有識者からは待ちに待った数字であると高い評価を得ております。今後は、課題を少しでも多く解決できる施策に早く取り組んでいただきたいと思います。強く願っております。

そこで、お伺いいたします。今回の調査内容と調査方法をお聞かせください。

福祉課長（稲又義輝君）

重症障害児・者の調査内容等についてお答えいたします。

本件に関する実態調査は過去2回あります。

まず、昨年5月の調査では、各市町村に対し、平成24年3月末現在の時点で重症心身障害に該当する18歳以上の方の在宅及び施設入所者数と生活介護や療養介護などの昼間のサービス、日中活動事業と障害者支援施設やグループホーム、ケアホームなどの夜のサービス、居住支援事業の利用者数を報告いたしております。

なお、18歳未満の重症心身障害児のほうは、在宅サービスの利用状況のみ報告いたしております。

施設入所サービスにつきましては、福岡県が決定しておりますので、本市では把握をいたしておりません。

次に、本年1月に行われました第2回目の調査では、福岡県と情報を共有している重症心身障害児・者に該当する障害者手帳交付者のうち、施設入所サービスを利用していない在宅の方のみの氏名、住所等の名簿を提出しております。

また、福岡県は各市町村から提出された名簿をもとに、本年2月28日に直接該当者に対してアンケート調査が実施されていると聞いております。

以上でございます。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございます。詳しい内容は、本市は名簿を提出しただけで、その名簿に従って県が各個人個人のところに調査を行われたということによろしいんですかね。

福祉課長（稲又義輝君）

議員言われるとおりでございます。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。では、本市の重症心身障害児・者の人数や療養状況が公表できる範囲内でいいですので、数をお聞かせください。

福祉課長（稲又義輝君）

まず、在宅の重症心身障害児・者数についてお答えいたします。

本市における重症心身障害に該当される方で、在宅の方は40人であります。内訳としましては、18歳未満の障害児の方が14人、18歳以上の障害者の方が26人となっております。

次に、療養状況につきまして、障害福祉サービスの生活介護、短期入所、放課後等デイサービス等を利用されております。

以上です。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございます。この方々を含む障害者の方をちょっと広げて見てみたときに、御家族の方の介護負担軽減も含めながら、本市のサービスは十分に行き届いておられると思われませんか、また家族の方のお声を聞かれたことがありましたら紹介してください。

福祉課長（稲又義輝君）

本市の福祉サービスについて御説明をいたします。

現在の支給決定につきましては、平成19年2月13日に告示の柳川市障害者（児）福祉サービス等支給決定基準に関する要綱に基づき、支給決定をいたしております。この支給決定の成り立ちとしましては、国は支援費制度によるサービス費用の増大による財政圧迫に対し、障害者自立支援法による居宅介護等の訪問系サービスについて、平成18年10月に各障害程度区分に応じた、国が負担する基準が示されました。

しかし、国が示した国庫負担基準は、障害者自立支援法施行前の柳川市が行っていた支給決定基準とは大きくかけ離れた基準であったため、4割以上の方の訪問系サービスをカットせざるを得ない状況でありました。

そこで、柳川市の支給決定基準は、国庫負担基準をもとに障害者自立支援法以前のサービス支給量等も勘案しまして、現在では国庫負担基準の2.2倍の内容としたところでございます。このことによりまして、国と比べサービスは高くしているところでございます。

次に、御家族からの御要望等の対応につきましては、平成24年4月の改正障害者自立支援法施行及び改正児童福祉法により、サービス等の支給決定前にサービス等利用計画案、障害児支援利用計画案の提出を求め、これを勘案して支給決定を行うことが決められました。

このことによりまして、障害福祉サービス等の総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について、家族と一緒に利用計画書を作成することといたしております。その中でもニーズが高い時間の配分や、入浴等の体制として2人体制の要望等が家族から寄せられておりますので、十分対応していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。本市のサービスは行き届いているというか、国の負担基準で本市のサービスを行うとすると4割ぐらいの方のサービスをカットしなければいけなかったために、本市独自として2.2倍ぐらいのサービスの枠を広げていると。だから、十分対応できているのではないかという評価で、あとはサービスをするときに家族からのお声として、入浴とか例えば2人体制のほうがいいという要望があれば、それに応えているということによるしいんですかね。

福祉課長（稲又義輝君）

今言われたとおりの内容で結構だというふうに理解しております。

以上です。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございます。では、本市はサービスが行き届いているということによろしくですね。

本当は本市のサービス内容を、いい方向に行っているというふうに解釈できるような方向をお聞きいたしましたけれども、今回の調査から、福岡県の調査から、介護者の負担軽減がやっぱり大きく問題視されておりますけれども、本市は介護者の負担軽減になるサービスの一つであると考えられる、対象者を安心して預けられる施設の整備はできているのでしょうか、また今後、そういう施設の増設の方向がありましたらお聞かせいただきたいと思っております。

福祉課長（稲又義輝君）

お答えしたいというふうに思います。

現在18歳以上の重症心身障害者の方で、重症心身障害児施設の利用者数は11人、国立病院機構重症心身障害児病棟の利用者数は13人となっております。このうち市内の入所施設につきましては、柳川療養センター1カ所において6人の方が利用されております。

福岡県内の受け入れ状況としましては、重症心身障害児施設が7カ所、国立病院機構重症心身障害児病棟は3カ所となっております。このように県内でも10カ所しかない貴重な社会資源ですので、今後、18歳未満の方の利用を考えますと、整備は必要であるというふうに考えております。

また、今後の増設などにおきましても、本市への施設建設の要望などありました際には、県と連携をしながら協力してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございます。一応施設はあるんだけど、今後のことを考えると十分でない現状であるということで、施設計画が持ち上がったときには協力体制を惜しまないということですね。

県においては今後、レスパイトケアに本腰を入れる方針で各関係局も対策に乗り出しているようですけれども、スピードはまちまちで各部署温度差があるようです。しかし、ニュースを見ておりますと、県知事は福祉サービスの受け皿の拡充を検討して、2014年度の予算化を目指すように追加調査の準備に着手させたというふうなことを新聞に掲載されておりました。

今後、いろんな調査が本格的に、施策が作動するに当たっては市町村に協力を要請してこられると思いますので、より確かな調査報告が出せるような情報収集の体制を本市も整えていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

福祉課長（稲又義輝君）

お答えいたします。

本市では、サービス等利用計画、障害児支援利用計画の作成を担当する3つの相談支援事業所との連絡会を設けております。この連絡会では、障害福祉サービスなどに関する地域の問題、課題となる事案を抽出、情報を共有し、問題解決へ向けた協議をいたしております。

今後、本件の協力要請などにつきましては、このような連絡会を活用し、対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。今後、重症障害児・者の方、また御家族の方ができるだけ長く住みなれた場所で療養、介護が続けられるような環境の整備に取り組んでいただきたい

と強く要望いたします。いつあらゆる方向で調査協力が求められても、しっかりした報告がなされるように、しっかり在宅の調査をしておいていただきたいと思います。

これで重症心身障害児・者に対する質問を終わらせていただきます。

次に、期日前投票の宣誓書についての質問にかえさせていただきます。

本市は、期日前投票を3カ所で公示翌日から投票日の前日まで毎日、朝8時30分から20時まで実施していただいております。この取り組みは投票率向上を目指す上からも評価できると思っております。

そこで、本市のここ数年間の投票状況をお聞かせいただきたいと思います。

選挙管理委員会事務局長（田尻主範君）

本市のここ数年の投票状況のお尋ねにつきましては、平成22年7月の参議院選挙から申し上げますと、投票者数が3万3,618人、期日前投票者数が8,587人、投票者数に占める期日前投票者数の投票率が25.54%となり、平成22年10月の柳川市議会議員選挙では投票者数が4万734人、期日前投票者数が9,419人、投票者数に占める期日前投票者数の投票率が23.12%、続きまして平成23年4月の福岡県知事選挙では投票者数が3万2,225人、期日前投票者数が6,435人、投票者数に占める期日前投票者数の投票率が19.97%、平成24年12月の衆議院選挙につきましては投票者数が3万4,937人、期日前投票者数が8,243人、投票者数に占める期日前投票者数の投票率は23.59%となっております。

このように、投票者数に占める期日前の投票者数の投票率は、全体の投票者数の約4分の1%を占めるまでになっております。

以上でございます。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。先ほど言われましたように、大体4分の1近い方が期日前投票で投票を済ませておられるような状況ですけれども、この状況は、本市は期日前投票は投票率アップにつながっていると評価していいということでしょうか。

選挙管理委員会事務局長（田尻主範君）

そのように考えてよろしいかと思えます。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございます。では、質問を続けていきます。

期日前投票は非常に便利だとか、早く済ませておくと安心といった声が聞かれる一方で、宣誓書の記入についてもっと簡素化できないか、投票所で記入するより家でゆっくり書いてくるとすぐに手続きができるとか、混んでいるときは時間がかかるなど、いろんな意見をいただきました。

私なりに調べてみましたら、宣誓書をホームページよりダウンロードできるサービスが行われている市町村もあつたり、投票所入場券と宣誓書を一体にすることで住所等の記入の手

間が省け、期日前の投票日の理由にチェックをするだけでいいサービスなど、投票時間の短縮とか投票事務の効率化も図れるサービスを取り入れている自治体もあるようですけれど、本市はどうお考えでしょうか。

選挙管理委員会事務局長（田尻主範君）

本市におきましては、さきの衆議院選挙では公示前に本市のホームページの新着情報に宣誓書を掲載しまして、インターネットでダウンロードして取得できるようになっておりました。

それから次に、入場券と一緒に送付している自治体につきましては、お隣のみやま市など幾つかの市町村では入場券をはがきにて有権者1人ずつ送付して、そのはがきの裏に宣誓書を印刷されており、期日前投票をされる方は事前に宣誓書に記入されて投票所に行かれています。

柳川市では、郵送料の経費節減やプライバシーの関係などによりまして、有権者の皆様に圧着式封筒にて世帯ごとに送付している状況でございます。その封筒には、1通当たり最多6人分の入場券が入るようになっております。このため、入場券と宣誓書を一緒に送るに当たり入場券に印刷することが考えられますが、今の方式のままでは入場券1人ずつの大きさが横9.1センチ、縦が6.5センチと小さく、裏面に宣誓書を印刷するだけのスペースがございません。

仮に、みやま市のようにはがきにて有権者1人ずつ郵送するとなりますと、経費のほうが約1,500千円程度ふえる状況になります。しかしながら、熊井議員が申されますように、投票時間の短縮や投票事務の効率化を図るサービスを求めることは当然のことと考えておりますので、今後、入場券と宣誓書の一体化について検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。まずはダウンロードなんですけれども、ダウンロードサービスを始めておりますとさっきお聞きしたんですけれども、全く知りませんでしたけど、市民への周知はどうなっていたんでしょうか。

選挙管理委員会事務局長（田尻主範君）

現在、国政選挙や地方選挙の公示や告示前、直前に期日前投票の宣誓書のダウンロードサービスを開始しておりました。この次の市長選挙におきましては、3月15日からインターネットからダウンロードできる旨を、3月15日の市報やホームページに掲載する予定でございます。しかしながら、今までは選挙時直前からダウンロードできるようにサービスを行っていたため、市民の皆様への周知が十分ではなかったかもしれません。

現在、国政選挙及び地方選挙等、選挙ごとに専用の宣誓書を掲載しておりましたが、今後

は共通の宣誓書を検討いたしまして、常時ダウンロードできるような環境に対応していきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。できるだけ宣誓書の内容とかも、いろいろな選挙に準じるように中身を検討していただきながら、常時ホームページで見れるように、そして必要なときはすぐダウンロードできるように、またダウンロードできることを市民の皆様にしっかりと周知して、お知らせをしていただきたいと思いますと思っております。

それから、入場券と宣誓書の一体化についてですけれども、予算が1,500千円くらいアップするということですので、そんなにお金を使ってまでしなくていいんですけども、そのはがき方式にこだわらずに、うちがやっている封書方式でスペースを少し確保して、今6人分を4人分とか3人分にしたりとかしながら、工夫してできるものだったらそういうふうな方向性でやっていったら簡単にできるようになって、皆様から喜んでいただけるのではないかなというふうに思いますので、いろんな市町村の情報を取り入れて工夫していただき、検討していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それから、ほかにもまた宣誓書の期日前投票の理由のチェック欄の簡素化をできないかというお声が聞かれましたけれども、いかがでございましょうか。

選挙管理委員会事務局長（田尻主範君）

平成15年に公職選挙法の改正によりまして、期日前投票制度が導入されました。それで、投票を行う事務が簡素化されたところでございますが、期日前投票は投票日当日投票所の投票主義の例外でございまして、選挙期日当日に投票所において投票することが原則となっております。

また、公職選挙法施行令第49条の8にも定められていますように、選挙当日に仕事や用務があるなど、一定の事由に該当する旨の宣誓書が必要だというふうに規定されております。しかし、一方では、宣誓書の事由などの記載につきましては、プライバシーの侵害ではないかというふうな市民の声があるのも事実でございます。このため、現行制度の中で簡素化できるところなどは検討してまいりたいというふうに思っております。

また、選挙管理委員会につきましては、県の都市選挙管理委員会連合会、それから九州都市選挙管理委員会連合会及び全国市区選挙管理委員会連合会などの組織がございまして、選挙制度の見直しなどの意見要望も行ってまいりますので、その中で期日前投票の宣誓書の改善等につきましても要望を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。難しいことはわかりませんが、入場券とはがきを一体

化 裏、表で印刷してあるところの宣誓書の理由なんて本当にスマートで、できる、できないとか、すぐチェックができるような感じになっておりますので、いろんなところの情報を得ながら検討していただいて、投票率アップにつながるようなサービス提供を今後していただけるように要望いたしまして、このことについての質問は終わらせていただきます。

最後に、子宮頸がんHPV検査の試験的实施についての質問に移らせていただきます。

子宮頸がんは30代をピークに、20代から40代で発症率が高くなっているのは皆さん御存じだと思います。現在の検診は細胞を調べる細胞診で、検診受診率のアップを目指し、一部の年齢を対象に無料クーポン券が発行されるようになっております。ヒトパピローマウイルスのDNAの有無を調べる方法のHPV検査は、細胞診とあわせて実施することで見落としを減らしたり、次の検診までの間隔を延ばせる効果が期待できると思われております。

このことから厚生労働省は、HPV検査を子宮頸がん検診として実施することの有効性の検討及び事務上の課題を把握するために、平成25年度、単年度事業として一部の市町村において、現在の子宮頸がん検診の無料クーポン事業とあわせてHPV検査検証事業を実施して、今後の子宮頸がん検診の実施方法を検討するように発表されております。とにかく精度の高い検診を高い受診率で実施して、一方では、ワクチンによるHPV感染予防処置を徹底すれば子宮頸がんは激減すると思っております。今回、この試験的实施は高く評価できるのではないかなと思います。

そこでお尋ねいたしますけれども、本市の現在のがん検診の受診率はどうなっているのでしょうか。また、今回のHPV検査の試験的实施を本市はどのように捉えてあるのか、お聞かせください。

健康づくり課長（高巢雄三君）

本市の子宮がん検診の受診率についてでございますが、平成23年度の受診者数は3,722人で受診率は20.01%となっております。

次に、このHPV検査の試験的实施についての本市の捉え方についてでございますが、この検査は浸潤がんの罹患率の減少や検診受診の間隔を延長することが期待されるなど、受診者にメリットがある検査であると認識いたしております。

一方で、国の有識者による検討会において、若年の女性では自然消退も期待できる対象者への過剰診断も起こり得る検査であるとの指摘があること、また、自治体における円滑な実施体制のあり方等、まだ調査研究が必要であると考えてもあるようでございます。

今回の試験的实施については、現在実施している細胞診単独法と比較した際の効果及び過剰診断等の不利益の程度や不利益を最小限にするための実施方法、市町村において円滑に実施するための体制等について、最適な実施方法を検討することを目的に行われるものと承知いたしております。

以上でございます。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。受診率が3,722人、20.01%ということですが、少しずつ受診率は高くなってきているのでしょうか。

健康づくり課長（高巢雄三君）

ちょっと今データを持ってきておりませんが、この子宮がん検診につきましては、平成21年度から無料クーポン券を配付して、がん検診の重要性、こういったものを促しながら推進をしてきておりまして、無料クーポン券にあっては大体30%ぐらいの受診率が上がっておりますので、そういう面では、がん検診の向上というのは年々上がってきておる状況でございます。

以上でございます。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございます。無料クーポン券とかの効果はあっているということですので、今後もしよろしく願いいたしておきます。

さっきも言いましたように、試験実施のこの本事業は、予算額150,000千円を使って調査対象者は子宮がんの罹患率の高い30歳、35歳、40歳で、約200程度の市町村に費用を全額助成させるという事業です。調査対象市町村は手挙げ公募で選ばれるということですが、本市はこの試験調査の実施に手を挙げられる御予定はありますか。

健康づくり課長（高巢雄三君）

お答えいたします。

今回のHPV検査の試験的実施につきましては、1つには、検査に対し受診された方への過剰診断等の不利益が指摘されていること。また、実施に際して、知見を確実に収集可能な体制を整えた市町村において実施することとされていること。このようなことから、本市におきましては、今回は実施を見合わせております。

しかし、HPV検査の期待されるメリットは承知いたしておりますので、国が実施される検証状況を注視するとともに、本市におきましても受診者ごとの検診間隔を含めた検診結果の管理体制や医療機関等への検診体制整備についての協力を依頼するなど、早期にHPV検査が実施できるよう検討してまいりたいと考えております。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございます。今回の調査の対象の市町村には手を挙げないというところですが、このHPV検査の一応のメリットは感じているので、実施に向けて検討したいということのようですが、この罹患率の高い30歳、35歳、40歳という方は本市にはどれくらいおられますか、人数がわかりましたら教えていただけますか。

健康づくり課長（高巢雄三君）

試験的実施の対象者数ですが、30歳、35歳、40歳を対象とされますが、合計では

1,155人ということになります。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。今回のHPV検査対象はクーポン対象で年齢制限もありますし、細胞診の検体を使ってできるので、新たな対象者に身体的負担もかけることないし、もし手を挙げて調査対象の市に選ばれたならば本市の実態もわかるし、今後のがん検診の取り組みを探る意味で、大きく意味するものであるなと思うんですけども、いろんな面で今回は手を挙げられないということなんですけれども。

非常にこのHPV検査というのは、例えば、細胞診がマイナスで、このHPVがプラスだという結果が出たとしたら、次回は必ず受診しようという感覚的な目標とかめどとかができますので、非常に細胞診とHPV検査を一緒にやることはメリットが大きいと思います。そんな中で、またこの感染が見つかって、がんに行く前の前がん病変で発見できれば、早期治療で完治率も高いので、非常にこの検査はメリットがあると思うんですけど、今後、この検査を本市に取り入れてくるという見通しについてお伺いいたしたいんですけど。

健康づくり課長（高巢雄三君）

試験実施につきましては、議員が御指摘されたことも考えられるかと思えます。

また、実施に当たっては、先ほど申し上げましたとおり、市及び医療機関等の検査体制の整備が必要でございます。したがって、国の検証状況を踏まえながら、本市といたしましても検診体制を早期に整え、HPV検査を実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。あっ、済みませんでした。前向きな答弁であったんですね。

検診体制を整えて、この体制が整い次第、こういう検査をがん検診の中に取り入れていくという意思があるということによろしいのでしょうか。

健康づくり課長（高巢雄三君）

そのとおりでございます。

以上でございます。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。体制を早目に整えていただきたいと思います。命を守る取り組みの一つであるのがん検診が、こういう体制を整えていただけるということはすごく評価ができますと思います。

今まで本市は、子宮頸がんワクチンとかヒブワクチン、小児肺炎球菌ワクチンとかも近隣の市町村より早くですね、単独事業でもやろうということで決めていただき、23年1月から始めていただきました。

国は23年4月から助成を始めたんですけども、この3カ月早く柳川市が行っていただい

たことで非常に意味があると思ったのは、例えば、子宮頸がんワクチンの場合は、対象者は中学1年生から高校1年生でありましたので、1月から開始することで当時の高校1年生は助成を受けてワクチンを接種できました。国が開始したのは4月でしたので、1月の時点で高校1年生の方は、4月は高校2年生になっているので、助成を受けてのワクチン接種ができなくて自費での接種になりましたので、非常に3カ月早く柳川市が決定いただき実施していただいたのは、大きく意味があったと思います。

また、今回のHPVの検査についても評価していただき、体制が整い次第、本市も取り組んでいこうという前向きの姿勢をとっていただいております。非常にそういう意味では、本市はこういう命を守る検診についての取り組みを前向きに検討いただき、特定健診においても脳ドックを助成するなど前向きに、健康についても健診率アップを目指す意味からも助成をしていただいておりますので、非常にいい取り組みが本市はできていると思います。

今後もこういうふうに健診率アップができるように、しっかり担当課の方は施策を打ち出していただくように要望いたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（古賀澄雄君）

これもちまして、熊井三千代議員の質問を終了いたします。

ここでお諮りいたします。一般質問は6日までの3日間といたしておりましたが、本日をもって一般質問全てが終了いたしましたので、6日は休会としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、6日は休会とすることに決定いたしました。

以上をもって、本日の日程全てを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後3時4分 散会

柳川市議会第2回定例会会議録

平成25年3月18日柳川市議会議場に第2回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	三小田 一 美	2番	荒 卷 英 樹
3番	熊 井 三千代	4番	白 谷 義 隆
5番	梅 崎 昭 彦	6番	近 藤 末 治
7番		8番	河 村 好 浩
9番	荒 木 憲	10番	高 田 千壽輝
11番	諸 藤 哲 男	12番	太 田 武 文
13番	吉 田 勝 也	14番	山 田 奉 文
15番	矢ヶ部 広 巳	16番	緒 方 寿 光
17番	浦 博 宣	18番	藤 丸 正 勝
19番	田 中 雅 美	20番	島 添 勝
21番	樽 見 哲 也	22番	伊 藤 法 博
23番	梅 崎 和 弘	24番	古 賀 澄 雄

2.欠席議員

な し

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金子健次			
副市	長	石橋義浩			
教	育	長	北川満		
総務	部長	大坪正明			
会計	管理者	横山英真			
市民	部長	田島稔大			
保健	福祉部長	高田淳治			
建設	部長	野田彰			
産業	経済部長兼大和庁舎長	古賀廣介			
教育	部長兼三橋庁舎長	高田厚			
消	防	長	古賀輝昭		
人事	秘書課長	島添守男			
総	務	課長	白谷通孝		
企	画	課長	橋本祐二郎		
財	政	課長	石橋真剛		
税	務	課長	樽見孝則		
健康	づくり	課長	高巢雄三		
福	祉	課長	稲又義輝		
学	校	教	育	課長	高崎祐二
生	涯	学	習	課長	石橋正次
建	設	課長	中村敬二郎		
水	路	課長	安藤和彦		

4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	江崎尚美	
議	会	事	務	局	次	長兼議事係長	亀崎公德
議	会	事	務	局	庶	務係長	池末勇人

5. 議事日程

日程(1) 議会運営委員長報告について

日程(2) 各委員長報告について

1. 総務委員長報告について

議案第4号 平成24年度柳川市一般会計補正予算(第9号)について

議案第12号 平成25年度柳川市公共用地先行取得等特別会計予算について

議案第20号 柳川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

2. 産業経済委員長報告について

議案第23号 柳川市観光駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

請願第10号 TPP（環太平洋経済連携協定）への対応に関する請願

3. 建設委員長報告について

議案第7号 平成24年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第13号 平成25年度柳川市下水道事業特別会計予算について

議案第14号 平成25年度柳川市水道事業会計予算について

議案第17号 柳川市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について

議案第18号 柳川市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について

議案第24号 柳川市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第26号 市道路線の認定、変更認定及び廃止について

4. 教育民生委員長報告について

議案第5号 平成24年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第6号 平成24年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

議案第9号 平成25年度柳川市国民健康保険特別会計予算について

議案第10号 平成25年度柳川市後期高齢者医療特別会計予算について

議案第11号 平成25年度柳川市住宅新築資金等特別会計予算について

議案第15号 柳川市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

議案第16号 柳川市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格に関する条例の制定について

議案第21号 柳川市立公民館条例及び柳川市コミュニティ施設条例の一部を改正する条例の制定について

5. 予算審査特別委員長報告について

議案第8号 平成25年度柳川市一般会計予算について

日程（3） 議案第30号 TPP（環太平洋経済連携協定）への対応に関する意見書について

日程（４） 閉会中の継続審査申出書について

１．請願第11号 市民会館の建て替えに関する請願

日程（５） 閉会中の各常任委員会及び議会運営委員会所管事項調査付託の申し出について

午前10時 開議

議長（古賀澄雄君）

皆さんおはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第１ 議会運営委員長報告について

議長（古賀澄雄君）

日程１．議会運営委員長報告について。

本日の日程につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長（荒木 憲君）（登壇）

皆さんおはようございます。平成25年第２回柳川市議会定例会最終日の日程等について、3月15日に議会運営委員会を開催し、協議いたしました。その報告を申し上げます。

日程２が各委員長報告についてであります。各委員長の報告を受け、その後、報告に対する質疑通告、考案時間として暫時休憩をとることにいたしております。再開後、委員長報告ごとに質疑、討論、採決といたしております。

日程３が議員提出の議案第30号の上程であります。提案理由の説明後、本案に対する質疑通告、考案時間として暫時休憩をとることにいたしております。再開いたしまして、質疑終了後、即決といたしております。

日程４が請願第11号の閉会中の継続審査申出書についてであります。

日程５が閉会中の各常任委員会及び議会運営委員会所管事項調査付託の申し出についてであります。

以上のとおり議会運営委員会におきまして決定を見ておりますので、御報告を申し上げ、終わります。

議長（古賀澄雄君）

本日の日程につきましては、ただいまの議会運営委員長の報告どおり決定したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、本日の日程につきましては、議会運営委員長報告どおり決定いたしま

した。

日程第2 各委員長報告について

議長（古賀澄雄君）

日程2 各委員長報告について。

初めに、総務委員長の報告を求めます。

総務委員長（藤丸正勝君）（登壇）

皆さんおはようございます。総務常任委員会の審査結果を報告いたします。

2月28日の本会議において当委員会に付託を受けた議案3件について、その審査を終了しましたので、会議規則第105条の規定により下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件については記載のとおりでありますので、省略いたします。

4、結 果

(1)議案第4号 原案可決

本案は、平成24年度柳川市一般会計補正予算（第9号）についてであります。

補正前の予算額「319億2,845万5千円」に「10億5,298万8千円」を追加し、歳入歳出それぞれ「329億8,144万3千円」としようとするものであります。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(2)議案第12号 原案可決

本案は、平成25年度柳川市公共用地先行取得等特別会計予算についてであります。

本特別会計は、公共事業の円滑かつ効率的な執行を図ることを目的に設置したもので、予算総額は、歳入歳出ともに「5千円」の科目開設の予算となっております。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(3)議案第20号 原案可決

本案は、柳川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

職員へ支給している住居手当のうち、持家に係る手当を廃止しようとするものであります。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

以上で総務常任委員会の報告を終わります。

議長（古賀澄雄君）

以上で総務委員長の報告は終わりました。

次に、産業経済委員長の報告を求めます。

産業経済委員長（太田武文君）（登壇）

皆さんおはようございます。議長の命を受けましたので、産業経済常任委員会の審査結果を報告いたします。

2月26日の本会議において当委員会に付託を受けた請願1件、並びに2月28日の本会議において当委員会に付託を受けた議案1件について、その審査を終了しましたので、会議規則第105条の規定により下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件については記載のとおりでありますので、省略いたします。

4、結 果

(1) 議案第23号

原案可決

本案は、柳川市観光駐車場条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案につきましては、観光駐車場の改正目的や使用料の規定などについて、執行部からの説明を受けた後、審査に入り、沖端周辺の違法駐車の状態や2年間の試行期間後の対応などの意見が出されました。

当委員会としましては、審査の結果、賛成全員で原案可決と決定致しました。

(2) 請願第10号

採択

本件は、TPP（環太平洋経済連携協定）への対応に関する請願であります。

本件につきましては、TPPをめぐる最近の状況について、執行部からの説明を受けた後、審査に入り、交渉参加にあたり聖域の必要性などの意見が出されました。

当委員会としましては、審査の結果、賛成全員で採択することに決定致しました。

以上で産業経済委員会の報告を終わります。

議長（古賀澄雄君）

以上で産業経済委員長の報告は終わりました。

次に、建設委員長の報告を求めます。

建設委員長（河村好浩君）（登壇）

8番河村です。皆さんおはようございます。議長の許可を得ましたので、建設委員会の審査結果を報告申し上げます。

2月28日の本会議において当委員会に付託を受けた議案7件について、その審査を終了しましたので、会議規則第105条の規定により、下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件につきましては記載のとおりでございますので、省略させていただきます。

4、結 果

- (1)議案第7号 原案可決
本案は、平成24年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。
審査の結果、当委員会といたしましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。
- (2)議案第13号 原案可決
本案は、平成25年度柳川市下水道事業特別会計予算についてであります。
本案につきましては、委託料及び負担金についての質疑がありました。
審査の結果、当委員会といたしましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。
- (3)議案第14号 原案可決
本案は、平成25年度柳川市水道事業会計予算についてであります。
本案につきましては、執行部より詳細な説明を受け、企業団への負担金や減価償却等についての質疑がありました。
審査の結果、当委員会といたしましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。
- (4)議案第17号 原案可決
本案は、柳川市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定についてであります。
審査の結果、当委員会といたしましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。
- (5)議案第18号 原案可決
本案は、柳川市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定についてであります。
審査の結果、当委員会といたしましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。
- (6)議案第24号 原案可決
本案は、柳川市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてであります。
審査の結果、当委員会といたしましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。
- (7)議案第26号 原案可決
本案は、市道路線の認定、変更認定及び廃止についてであります。
道路法第8条及び同法第10条に基づき、市道路線の60路線を新たに認定し、17路線を変更認定、5路線を廃止するものです。

審査の結果、当委員会といたしましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

以上、建設常任委員会の報告を終わります。

議長（古賀澄雄君）

以上で建設委員長の報告は終わりました。

次に、教育民生委員長の報告を求めます。

教育民生委員長（梅崎昭彦君）（登壇）

皆さんおはようございます。教育民生常任委員会報告をただいまから行います。

2月28日の本会議において当委員会に付託を受けた議案8件について、その審査を終了しましたので、会議規則第105条の規定により下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件については記載のとおりでありますので、省略いたします。

4、結 果

(1)議案第5号 原案可決

本案は、平成24年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

審査の結果、当委員会としましては賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(2)議案第6号 原案可決

本案は、平成24年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。

審査の結果、当委員会としましては賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(3)議案第9号 原案可決

本案は、平成25年度柳川市国民健康保険特別会計予算についてであります。

本案につきましては、本市状況の県内での位置づけ、及び脳ドックの受診者について質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(4)議案第10号 原案可決

本案は、平成25年度柳川市後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

審査の結果、当委員会としましては賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(5)議案第11号 原案可決

本案は、平成25年度柳川市住宅新築資金等特別会計予算についてであります。

審査の結果、当委員会としましては賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(6)議案第15号 原案可決

本案は、柳川市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてであります。

本案につきましては、必要物品などの備蓄計画について質疑がありました。

審査の結果、委員会としましては賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(7)議案第16号 原案可決

本案は、柳川市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格に関する条例の制定についてであります。

審査の結果、当委員会としましては賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(8)議案第21号 原案可決

本案は、柳川市立公民館条例及び柳川市コミュニティ施設条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

審査の結果、当委員会としましては賛成全員で原案可決と決定いたしました。

以上で教育民生常任委員会の報告を終わります。

議長（古賀澄雄君）

以上で教育民生委員長の報告は終わりました。

次に、予算審査特別委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員長（藤丸正勝君）（登壇）

それでは、予算審査特別委員会の審査結果を報告いたします。

2月28日の本会議において、当委員会に付託を受けた議案1件について、その審査を終了しましたので、会議規則第105条の規定により下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件については記載のとおりでありますので、省略いたします。

4、結 果

(1)議案第8号 原案可決

本案は、平成25年度柳川市一般会計予算についてであります。

予算規模としましては、歳入歳出ともに「281億2,700万円」で、前年度と比較しますと、率にして0.3パーセント、額にして「8,500万円」の増額となっております。

当委員会は、2日間にわたり歳入歳出予算について各款ごとに説明を受けて審査を行いました。

歳入審査では、柳川・大和地域振興基金繰入金の廃目の理由、コミュニティバス使用料減額の理由等について質疑がありました。

歳出審査では、人件費全般で議員1人当たりの経費や職員のラスパイレス指数、嘱託及び臨時職員の人数について質疑がありました。

また、各款については、学童保育所の設置計画の見通し、EM対策の前年度との比較、農業経営基盤強化促進対策事業での特産品の創出、商店街活性化対策及び企業立地等促進の内容、水郷柳川旅物語企画会議負担金の使途や観光案内所の運営状況、市民ワークショップ業務委託の具体的内容、災害時の備蓄食糧の保存年限・保管場所及び緊急調達の方法、公民館における移転及び休業補償の内容、等について質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成多数で原案可決と決定いたしました。

以上で予算審査特別委員会の報告を終わります。

議長（古賀澄雄君）

以上で予算審査特別委員長の報告は終わりました。

各委員長報告が終了いたしましたので、質疑通告、考案時間のため暫時休憩いたします。

午前10時22分 休憩

午前10時22分 再開

議長（古賀澄雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前に行われました各委員長報告に対する質疑を報告ごとに行います。

まず、総務委員長報告について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

質疑の通告者がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第4号 平成24年度柳川市一般会計補正予算（第9号）については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第12号 平成25年度柳川市公共用地先行取得等特別会計予算につ

いては討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第20号 柳川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、産業経済委員長報告について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第23号 柳川市観光駐車場条例の一部を改正する条例の制定については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は産業経済委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。請願第10号 TPP（環太平洋経済連携協定）への対応に関する請願については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。本請願は産業経済委員長報告どおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本請願は産業経済委員長報告どおり採択と決定いたしました。

次に、建設委員長報告について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第7号 平成24年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第1号）については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は建設委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第13号 平成25年度柳川市下水道事業特別会計予算については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は建設委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第14号 平成25年度柳川市水道事業会計予算については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は建設委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第17号 柳川市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は建設委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第18号 柳川市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は建設委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第24号 柳川市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は建設委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第26号 市道路線の認定、変更認定及び廃止については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は建設委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、教育民生委員長報告について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第5号 平成24年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第6号 平成24年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第9号 平成25年度柳川市国民健康保険特別会計予算については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛

成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第10号 平成25年度柳川市後期高齢者医療特別会計予算については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第11号 平成25年度柳川市住宅新築資金等特別会計予算については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第15号 柳川市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第16号 柳川市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格に関する条例の制定については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第21号 柳川市立公民館条例及び柳川市コミュニティ施設条例の一部を改正する条例の制定については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、予算審査特別委員長報告について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

議案第8号 平成25年度柳川市一般会計予算については、23番梅崎和弘議員から反対討論の通告がっておりますので、梅崎和弘議員の発言を許します。

23番（梅崎和弘君）（登壇）

23番梅崎和弘です。議案第8号 平成25年度柳川市一般会計予算について反対討論を行います。

市民の福祉の増進を図り、市民のために必要な予算は大いに賛成であることを申し上げます。

第1点目は、毎回指摘しておりますけれども、同和関係の予算です。

ここ二、三年の予算は、従事職員、各同和団体補助金、同和対策費、入学進学奨励費など、合計しますと約83,000千円にもなっております。国も同和問題は解決したとして2003年に同和対策そのものを終了しております。今回の予算で、出産祝い金、入学進学奨励費補助金における所得制限などを検討されたことにつきましては大いに評価できると思います。聖域なき行政改革、同和問題の早期解決のための予算はどうあるべきか、全体的な検討が必要であると思います。

第2点目は、中山校区の学童保育所の建設です。

中山校区の市営住宅には、小学校入学になる子供たちがふえてまいります。お母さんたちが安心して仕事ができる、子供を預けることができるよう、学童保育所の早期建設に取り組む必要があると思います。

第3点目は、農業問題です。

現在、転作率は45%近くなっています。転作作物研究費から生産振興策調査委託料と呼び名が変わりました。転作作物としては、ブロッコリーやツボミ菜、ソラマメなどが取り組まれましたが、柳川市の転作作物特産品として定着をしておりません。

今回、生産振興作物としてヒシが取り組まれるということですが、農家戸数はたったの4戸しかありません。もっと助成金をふやし、周知徹底を行い、多くの農家の方たちが夢と希望を持てるような転作作物といえますか、振興作物の取り組みがぜひ必要だと思っております。

第4点は、国民健康保険の問題です。

40歳代の夫婦と子供2人、年間所得2,000千円の場合、国民健康保険料は約393千円となります。柳川市の保険料は高いということをよく聞きます。国保加入者は低所得者の方たちが多く、今後は滞納者がもっとふえることが予想されます。失業や高齢など、低所得者の方たちが加入されている国保の滞納の問題など、個人の努力ではできない状況になっております。国保料の軽減のためには、ほかの市町村で行っております一般会計からの繰り入れについても十分なる検討が必要だと思っております。

第5点目は、一般質問でも取り上げましたけれども、住宅リフォームの助成制度であります。

この助成制度に対しましては、助成額に対して地元経済への波及効果は抜群と言われております。大牟田市、大木町など多くの自治体でこのことが実証済みであります。早急に取り組んでいただきますようお願いいたします、討論いたします。

議長（古賀澄雄君）

次に、賛成討論をされる方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

次に、反対討論をされる方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

ほかに討論される方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

これにて討論を終結します。

それでは、本案について採決いたします。本案は予算審査特別委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第3 議案第30号

議長（古賀澄雄君）

日程3．議案第30号 TPP（環太平洋経済連携協定）への対応に関する意見書についてを上程いたします。

議案を朗読させます。

議会事務局長（江崎尚美君）

〔朗読省略〕

議長（古賀澄雄君）

議案第30号 TPP（環太平洋経済連携協定）への対応に関する意見書について、提出者の提案理由の説明を求めます。

12番（太田武文君）（登壇）

それでは、議案第30号 TPP（環太平洋経済連携協定）への対応に関する意見書について、提案理由の説明を申し上げます。

TPPは、例外のない関税撤廃を前提としているだけでなく、国民の命と健康を守る医療制度や食の安全・安心の基準等についても改悪されることが予想され、国民生活に大きな不安を与えようとしています。特に、農業に関する壊滅的な打撃を与えかねないTPP交渉については、食料自給率の向上や食料安全保障の観点からも十分な国民的論議が必要です。

このような状況を踏まえ、国のTPP対応について意見書を提出するものであります。

議員各位におかれましては、御賛同の上、速やかに御決定いただきますようお願いいたします。提案理由の説明といたします。

議長（古賀澄雄君）

提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑通告、考案時間のため暫時休憩いたします。

午前10時42分 休憩

午前10時42分 休憩

議長（古賀澄雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

質問の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第30号 TPP（環太平洋経済連携協定）への対応に関する意見書については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第4 閉会中の継続審査申出書について

議長（古賀澄雄君）

日程4．閉会中の継続審査申出書についてを議題といたします。

教育民生委員長から、目下委員会において審査中の請願第11号 市民会館の建て替えに関する請願について、会議規則第106条の規定によって、お手元に配付しております申出書のとおり、審査が終了するまで閉会中の継続審査の申し出がっております。

お諮りいたします。請願第11号については、審査が終了するまで閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、請願第11号は審査が終了するまで閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第5 閉会中の各常任委員会及び議会運営委員会所管事項調査付託の申し出について

議長（古賀澄雄君）

日程5．閉会中の各常任委員会及び議会運営委員会所管事項調査付託の申し出についてを議題といたします。

閉会中の各常任委員会及び議会運営委員会所管事項調査付託の申し出については、お手元に配付いたしております申出書のとおり、所管事項調査を平成26年3月31日まで付託されたいとの申し出がっております。

お諮りいたします。本件につきましては、申し出どおり所管事項調査を平成26年3月31日まで各常任委員会及び議会運営委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、本件は申し出のとおり所管事項調査を平成26年3月31日まで各常任委員会及び議会運営委員会に付託することに決定いたしました。

これをもちまして、本日の日程全てを終了いたしました。

これにて平成25年第2回柳川市定例会を閉会いたします。

午前10時45分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳川市議会議長 古賀澄雄

柳川市議会議員 熊井三千代

柳川市議会議員 樽見哲也